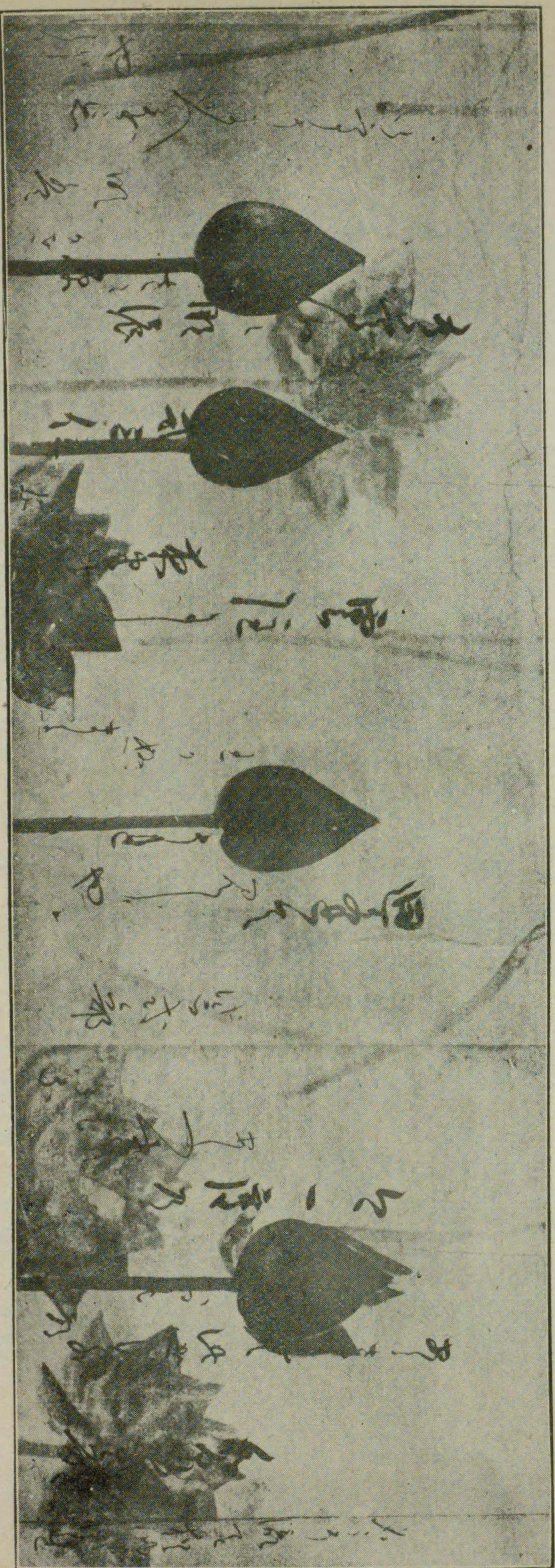


物卷首一人百倉小繪下花蓮翳悅光



藏氏郎八喜倉大京東

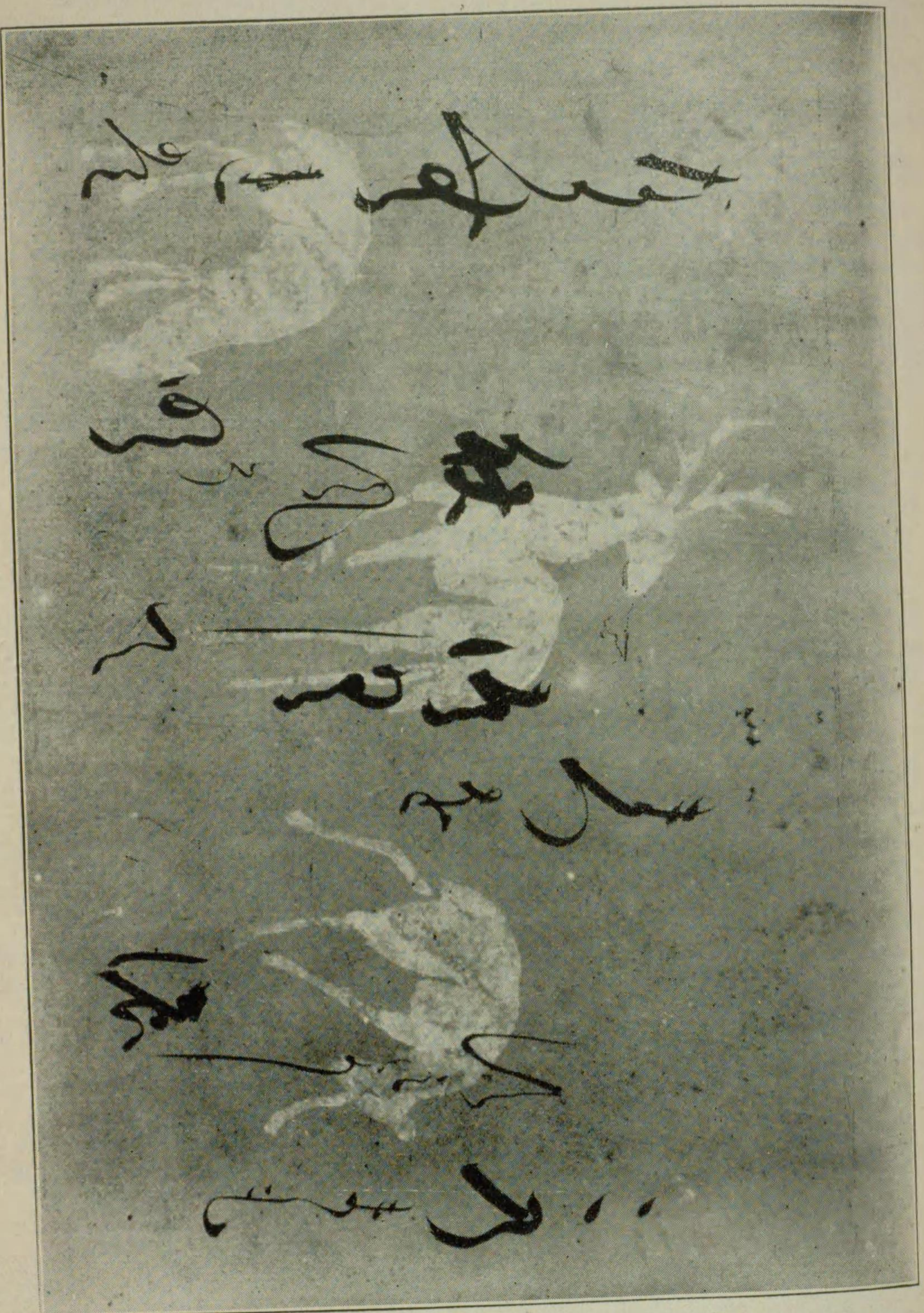
京都

杉浦三郎兵衛氏藏



光悦翁和歌卷物
 光悦紙、きら(雲母)下繪

光悦翁和歌卷物
光悦紙、雲母下繪



京都
杉浦三郎兵衛氏藏

せるものにして色紙三十六面より成る及び益田孝氏所藏の扇面散し屏風の千態萬狀變化極りなきを見るときは、何人も翁が該博にして而かも悠揚よく天工の眞を奪ひたりし妙技に驚かざるを得ざるべし。

翁の畫風を慕ひたる人には、翁と同時代に俵屋宗達あり、翁の孫空中齋光甫あり、宗達の畫は精粗共翁に酷似し、其規模と氣品とはさすがに翁に劣る所あれども、技巧に至りては寧ろ翁をしのぐの逸品なきにあらず、翁と宗達との合作品もこれあり、歌仙の如き宗達の畫に翁の讚したるあり、宗達の作往々翁の作なりと誤稱せらる。

光甫も亦斯道に堪能にして、藤、牡丹、楓の三軸は最も喧傳せらる。(翁の孫空中齋光甫參看)

尾形光琳は翁の歿後に生れしも、翁の畫風を逐ひ、又宗達にも

乾山

倣ひて其蘊奥を極めたり。今日光琳の畫名は中外に喧傳せらるるも、翁の前容あるにあらずんば、焉んぞ能くこゝに至るを得んや。光琳の弟乾山も亦翁の畫流を酌み、燒物にも應用して其名聲今に至るまで光琳と雁行す。

翁の遺作ミフリーヤ氏

人間以上

フエノロサ氏の評論

樹木花形に關する世界最大

西人中、翁の繪畫を最も多く見、最もよく解し得たる人を、繪畫蒐集家として世界に知られたる米國のフリーヤ氏及び日本美術の鑑賞家たりし、英國のフエノロサ氏となす。フリーヤ氏が翁に對する憧憬は實に意想の外にありて、「玉蜀黍」「木蔦」兩雙の屏風等翁の傑作を珍藏するを以て誇となし、來朝する毎に必ず光悅寺に翁の墳墓を展するを例となす。「人間以上」の語が翁が意匠の讚辭となりしも、實に氏の先唱に基くものなり。フエノロサ氏亦翁の繪畫に對する評論の的確なる敬服の外なし。唯、氏は翁及び宗達、光琳、乾山の四者を、樹木花形に關する世界の最大畫家なり。

大阪 戸田 彌七氏藏



宗達下繪、光悅翁和歌卷物

宗達下繪、光悅翁和歌卷物



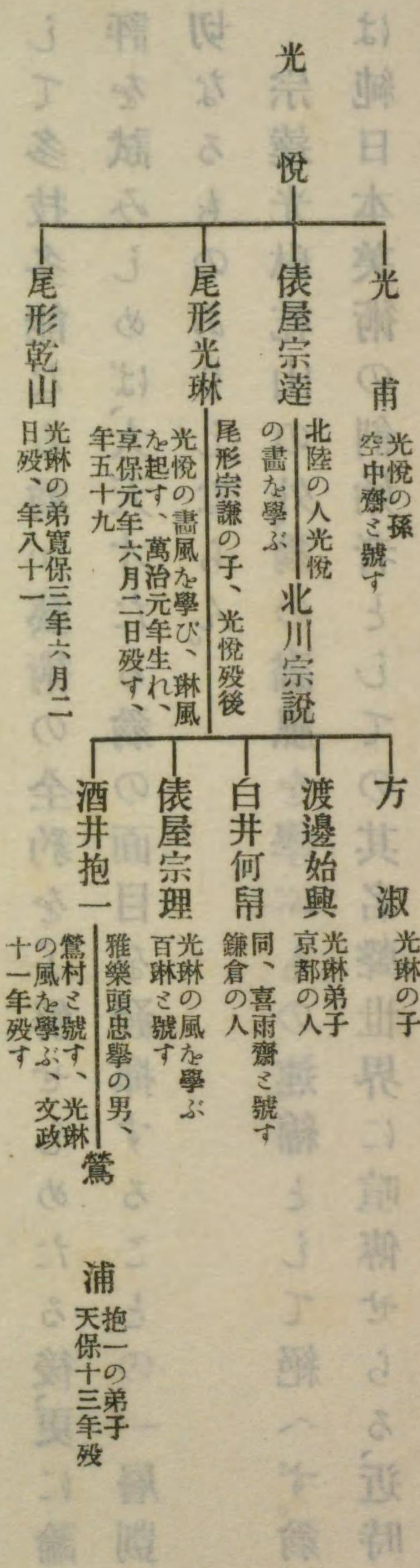
大阪 戸田彌七氏藏

といひ、而して之を總稱して光琳派の名を與ふるも、それは光琳を主とせるものにして、若し翁中心の見地に立てば素より光悦派といふを以て穩當とすべきなり。氏は又其文中に於て「此偉大なる貴族的藝術の建設者は實に本阿彌光悦なりき、此人の傳記は單に蒔繪師なりしといふことの外、何等の記録も残り居らず」といへり、これ亦論じて未だ盡くさざるの憾なしとせず、若し氏をして多技多能なる翁が藝術の全豹を了解せしめたる後、更に論評を試みしめば、大天才たる翁の面目を發揮することの一層剴切なるものありしならん。

宗達光琳乾山の外、翁の畫風を學ぶもの連綿として絶へず。翁は純日本美術の創始者としての其名聲世界に喧傳せらる、近時翁の繪畫乃至同流派の繪畫が各種染織物の圖案に應用せられ、海外貿易によりて我が國富を増進することの顯著なるを見て、

る、豈に邦家のため慶賀すべきことならずや。

【摩岳研考錄】



【香亭雅談】下

略○上 其居下谷康衢者即光悦之裔也、有所畫三十六歌仙肖像、容貌著色共佳、光悦能書人皆稱之、至畫知者甚罕。

【古畫備考】

光悦詩歌御卷物一卷 御小座敷に出紙鳥の子、下繪金泥にて松辟立梅若松すい、類種々裏蝶々、あらし金泥板木摺の様に何れも相見

【光琳印譜】

本阿彌光悦は慶長年間の人 ○中 畫又一風を爲す、宗達光琳の祖とするところなり。

霧と古土佐

り。尤古土佐の風によりて、細筆の歌仙など世に殘缺あり、草畫金銀にて繪交淡彩も稀に有り。

【本阿彌行狀記】

或時惺々翁予○光悦が新に建てたる小室を見て、さてもあら壁に山水鳥獸あらゆるものあり、繪心なき處にては、かやうのことも時々寫し度思ふ時も遠慮せり、幸と別懇のその宅中ねがふてもなきこと、一宿をして終日色々の繪をした、め予にも恵まれし、我も繪は少しはかく事を得たりといへども中々其妙に至らざれば、あら壁の模様をよき繪の手下とも知らず、勿論古來よりあら壁に繪の姿あらんと申すことは、聞傳ふるといへども、まのあたり惺々翁のかきとられしにて疑もはれ何事も上達せざれば其奥義をとられぬものと、今更の様に思ひぬ。

【家記】

光悦自讃三十六歌仙、次郎左衛門所持歌ハ、金泥ヲ以書交、右歌仙之事者、戊冬三郎兵衛由緒書系圖爲上覽、差上候節、光悦家之事御尋被遊候ニ付、全次郎左衛門先祖之段申上候所左候ハ、光悦書置候物可有之者被思召候由被仰出候所前ニ數多有之候ニ付、人ニモ遺候、又元祿十一年寅九月可燃物者類焼仕、當時右之手

霧と松花堂の畫事に於ける交際

霧が自畫自讃の三十六歌仙將軍吉宗の台覽に供す

鑑有之候得共、京都ニ差置候段申上候所當春申遣シ取下シ候旨、申上候處、享保十六辛亥二月十九日上覽可被遊旨被仰出、同二十五日ニ同名三郎兵衛ヲ以指上候所、同三月二十一日三郎兵衛ヲ被爲召、田沼主殿頭殿ヲ以被仰出候ハ、次郎左衛門所持先祖光悅自書自書之歌仙之事、珍敷別テ繪出來物ニ被爲思召、緩々御覽被遊可被爲御留置被思召候へ共、次郎左衛門家光悅相認候物、跽ト仕タル物者是斗ト被爲聞召候故、御返被遊候、隨分大切ニ致差置候様被仰渡候、光悅歌仙畫帖色紙白ト青紙畫ハ鐵法正敷歌仙繪也、青キ方ヘハ歌ヲ金泥ニテ書、

【日本帝國美術略史】

徳川氏の慶長より寛永を経て萬治に至るまでの初代の畫は、桃山の風格を受け、筆力剛健にして彩色富麗なるもの多く、殊にその作圖に於ては故らに遠近疎密の比較宜しきを得せしむるなどの巧を用ゐず、一意到達筆に任せて豪放の圖を作り、自ら武人の好尚に投せし如きもの多かりき、而して海北友松は其筆徑直にして、圖様殊に澹泊を旨とし、多く刷毛を用う、晉我直庵は端嚴にして手法稍々緊密なり、狩野山雪は筆潤澤にして故らに粗朴を求め、松花堂之れを學びて又一種瀟洒の趣をなせり。此の時に當り特に新意を着け一風を出だし、ものは、光悦と

又兵衛となり、此二人亦前代の氣運に會して興れるものにして、光悦の如きは前代に屬し、此の徳川時代に向ひて其の統を垂れたるなり。名門卑賤位地を加へ、格式舊法多く壞敗し、時尚は平民的となり、自由の思想大に勃興し、鉅手名腕を驅りて自由の妙想、斬新の意匠を發揮せしめたり、故に當代の美術は勿論工藝に至るまで、其意匠概ね斬新にして、想の奔騰奇抜なるもの多し、永徳山樂光悦の作の如き著名なるものなり、光悦は即ち古土佐の趣致を參し、一派豪放なる筆格を創し、多く草畫を以て裝飾に適する新匠を致し、人なり。

【同】

土佐派

本阿彌光悦 略 上 其畫圖に至りては、氣韻超然、土佐狩野を淘汰して落筆縱橫、最も意匠に富む、光悦稚より多能にして描金に長じ、又磁器を製す、然れども遺跡の世に傳ふるもの甚だ稀なり。

【光悦書簡】○神阪氏所藏文書

一屏風之事、意風存候、乍去今年者出來申間敷候、其子細者中納言様御屏風共、京都繪師共被仰付候て御このみ共候、新五郎は様子かきの事候間、このむに及はぬよし

被仰候而それに障つゝいへ申候間しきし不成候様子の事色紙にて直書にても御
任可有候(一字不明)□くどく候但としよわのもの腹もたゝす候うつゝたをとこくるひ
はかりわかく候事

【高安月郊氏談】

一光悦は畫の技術に於ては、自ら松花堂に一步を譲り居りしが如きも、一派の祖と
なりて、美術界に貢献したる其功績は、遙かに松花堂に勝る。
一遂に親炙せざりしも、兎に角光琳は光悦の先導によりて其天才を遺憾なく發揮
し、光悦は光琳の後繼によりて獨特の畫風を大成せり。光琳は純藝術家だけ藝術
に於て光悦より進化するも、人格の人として光悦に及ばず、其氣分は何れも作品
にあらはれたれば、其優劣は人に於て評を異にす、月郊の如きは藝術的高士とし
て光悦に對して、最上の敬意を表する者なり。

【扶桑畫人傳】

光琳二百四十三

尾形氏印章に緒方とあるのみ名は方祝、又道崇と云ひ、光琳、寂明、潤聲、伊亮、青々堂、長江
軒等の數號あり、俗稱は雁金屋藤重郎と云ふ、尾形宗謙の子なり、京都の人、後ち江

戸に寓す、初め狩野の門に入りて畫法を學び、俵屋宗達の風を慕ひて、其趣を能く
得たり、又古土佐の畫を信して、彌々畫法を研究して和畫の土工に至る。後深く光
悦の風を慕ひて、書畫漆作詩畫に至る迄、光悦の作意を目的となし、大に似たり、又
自ら宗達の風にも髣髴たり、終に新意を出して一時名を振ふ當時名手と稱す、殊
に漆器の鍮金に妙を得たり、硯棗箱抹茶を入る器等の製作最も絶妙なり、又畫く所の
花鳥、人物、草木、鳥獸悉く金銀泥を交へて以て設色するに、其美艶ならざるはなし、
ことに草花の彩色に工なり、或は水墨にて畫くときは畫中へ金泥を流して、意表
に出たる趣をなせり、偏に光悦の畫風より出たる圖多し、麤密ともに一種の風韻
ありて大に賞譽せらる、後世遺跡に名畫あり、光琳百圖と云に悉く出る、實に一大
名家なり、享保元年四月六日歿す、五十六歳、京都小川頭の妙顯寺中本行院に葬る、
碑銘に長江軒寂明、青々光琳居士とあり、明治十六年迄百六十八年。

【日本帝國美術略史】

尾形光琳は意匠と風致とを以て勝る、其圖様は専ら光悦に取り、彩色殊に濃厚に
して金銀泥、箔、群青、綠青の如きを厚く施して堆く紙絹の上に積み、殆んど半肉彫
刻の觀あらしめたり。

【同】

尾形光琳 光琳又寂明、潤聲、伊亮、方祝等の號あり、京都の人尾形宗謙の長子なり、初め安信具慶等に學び、又光悦、宗達を規して一格を出だす、人物、山水、花卉、鳥獸、盡く妙ならざるはなく、天縱の筆才を揮ひて、別天地に逍遙し、毎に常規を離れ、絶て俗韻なく、殊に意匠の超邁にして、圖様の洒落なる、樸石を化して、寶玉の光彩を發たしめ、怒濤を描きて、細漣の觀を呈せしめ、變化自在ならざるはなし、又光悦の作を慕ひて、漆器描金を製し、種々の新圖を出だす、其の京都市中に一塵舗を開くや、描金を以て業となし、俗に雁金屋と稱す、其他織物に陶器に、彫金に其圖様を取り、現今に至るまで、光琳模様と稱して、普く世に賞玩せらる、享保元年六十二にて歿す、人となり、豪宕不羈にして、小節に拘らず、行事、輒もすれば人を驚かす、世固より奇人を以て之を目せり。

○尾形光琳の生涯につきては、文學士福井利吉郎氏研究調査して詳なり、京都文學會刊行の「藝文第六編第六號」以下に光琳考を載す。

【日本の貴族的藝術世界無比の裝飾的天才】エルネスト、フェノロサ氏著、伊達南海氏譯

光悦、光琳派の特に意を用ひた點は、日本の様式の研究であつた、就中古土佐畫及

び藤原時代の大作を最も深く研究したことであつた、而して彼等天才自らの力を通じて之を再現し、更に新たな狀態の下に之を巧に採り用ゐた。○中略

一面に於て、吾々は光琳派が最も日本人的の題目、即ち殊に植物の形態や花などの研究について、最も深い眞面目な、研究態度を持し、日本の他の流派は、勿論各人種中の如何なる流派よりも其題目に對して、眞實なる研究をなし、遂げた事を特記せねばならぬ、吾々は光琳派の四大家、光悦、宗達、光琳、乾山を以て、樹木花の形に關する世界の最大畫家なりと呼び得ると思ふ、歐洲では稍もすれば、輕視されてゐた此等の自然の題目に、此等の人々はかの希臘の藝術が人體を表現したと均しき權威と、尊嚴を與へたのである。○中略

光琳派の藝術的運動を、當時の朝廷に於ける貴族の思想の反映と見ると、狩野派は正に武家の思想の現はれと見るべきである、當時の公卿は貧困で華美な生活は夢にも出來なかつた、然し彼等は、道徳上の偏見を持つてゐなかつた、彼等は藤原氏の後裔として、自ら黄金と色彩とを其生活に欲求した、彼等は支那の儒學よりも日本の文學に浸つてゐた、従つて當時の武士の様に固陋な保守的思想を持つて居なかつた。

此偉大なる貴族的藝術の建設者は實に本阿彌光悦であつた、此人の傳記は單に
 詩繪師であつたといふ事の外何等の記録も残つてゐない、吾々は唯彼の製作品
 其物より彼が先人の作から或物を捉へ來て、次第に自家の藝術的才能を發揮し
 て行つた(徑路を辿るより外はない、極めて深厚な色彩と、金箔銀箔を惜しげもな
 く置いた彼の壁畫風の畫調は、狩野永徳の第二期の作中より獲たものであるこ
 とはフリーヤ氏(米國デトロイト)の富豪にて繪畫蒐集家を以て世界に有名な人
 の蒐集中の數點を觀ると、明らかに認めることが出来る、其中に寔に美事な常
 春藤の屏風がある、稍くすんだ赤と橙黄と銀色の蔦の葉が銀屏風の地に垂れ下
 つてゐる、其畫風には土佐派の調子が殆んど少しもない、唯永徳が其華麗な花を
 描いた屏風の彩色法の一種が取り入れられあるのみだ、其垂れ下つてゐる蔦の
 葉の美しさは、夫の畫院派の作品を外にして、他に立派なものを見出すことが出
 來ぬ、光悦の此屏風は、永徳の藤の蔓と葡萄の蔓の屏風に較ぶべきものであらう、
 尙狩野の畫風を汲んだ光悦の作品は扇の屏風に多く見出す、金銀箔又は色紙に
 金泥を散らした扇面に、花や景色を最も濃い彩色で描いてゐる、斯る屏風は徳川
 初期の趣味に適合したもので、光悦の案出したものである、此等の扇面散らし屏

風には、狩野派と土佐派の彩色法に更に狩野の墨繪式のものを取り入ら
 れてある。

光悦の最も圓熟した立派な大作は、米國フリーヤ氏の蒐集中にある「玉蜀黍」の
 屏風である、こゝに描かれてある「玉蜀黍」は米國種の大きなもので、曾て西班牙人
 が日本へ輸入したものであるが、然し古來何れの邦の畫家と雖も此風に震ひ動
 ける此植物の線や葉の運動をかくも、見事に發現し得た畫家は、此一亞細亞人の
 外はあるまい。

尙光悦現存の屏風中で最も立派のもの、一つは、千九百四年巴里ギョー氏の蒐
 集品賣却の際日本の山中に買はれたもので、始め佛蘭西では乾山と傳へられた
 ものであるが、予はフリーヤ氏所藏の光悦を研究した結果、此畫を光悦と斷定し
 た、目下ボストン博物館で光悦作として陳列せられてゐる、これは淡黄色と銀色
 で水の流れが描かれた六曲屏風である。

宗達の作は、光悦より稍遅れて圓熟した、疑もなく彼は光悦の所作から最も強い
 印象を受けたに相違ない、彼は又土佐派の畫風と自然の花の研究より獲た豊かな
 印象的な色彩とを自家掌中のものとした、彼は純粹の畫家であつた、詩繪の方は

千はらなかつた、彼は壁畫式の屏風を描いた、然し光悦に較べると其數が少い、彼は茶室に適はしい多くの掛物を描いた、光悦に比すると創造的な想像力が乏しかつた、線と色彩とより成る大仕掛けの畫面を更に引立てしめる一種の力強い調子も光悦よりは少かつた様だ、彼の自然の研究は、より受動的で、植物の莖、葉、花等を自然の状態其儘に構圖へ取り入れた光悦に比して、其全體の畫趣が裝飾上の美麗に乏しかつたが、其植物の莖葉等の極めて微細の所迄も驚く許り精緻に描かれ、前人未發の線などを見出した。

【古畫備考】卷三十五目錄

光悦流

- 松梅院禪昌
- 本阿彌光甫
- 宗達女重春
- 野々村通正
- 順定宗仙
- 野々村是眞
- 本阿彌光悦
- 俵屋宗達
- 北川宗説
- 北川正五
- 宗雪
- 蓮菴孤村

- 伊豐
- 尾形方叔
- 乾山深省
- 飛來
- 渡邊始興
- 一樹
- 法橋周南
- 藤原古致
- 長洲
- 俵屋宗理
- 島元
- 鶯浦
- 尾形光琳
- 尾形光是
- 何
- 宗
- 始
- 剛雪軒任齋
- 永田友治
- 古
- 荊
- 愛雪樓永海
- 抱一上人
- 偽造人
- 洲
- 芦雪
- 出近世部

松梅院禪昌 倣近衛公所畫有受衣像

按ルニ此人ノ畫余池山未觀覽セス、原書光悦流ノ卷首ニ出ス、担齋考ル所アリテ出セルナルベケレバ、其儘ニ茲ニ出ス、他日眞跡ヲ見テ考索スベキナリ。

本阿彌光甫光悅孫號空中齋、嘗嗜茶香、能製陶器、學祖翁之蹟、精丹青之道、然其畫拂地不傳、唯藤蓮丹、楓三幅、現存于其家、拾葉

享保十七壬子年三月十二日

俵屋宗達、字伊年、號對青軒、叙法橋、

寫山樓說、賀州人、野々村氏云、始師永德、後學本邦古畫、別為一家、所畫最似光悅、其師受先後未得詳矣、今傳世者、多是偽倣、嘗見源語關屋卷圖、有光

廣卿題詠、殊為真跡、拾葉

宗達女 野々村宗達女ト云

北川宗說 又相説共 書事アリ

二代目宗達ノ事ニテ、宗達ノ繪ヲ書達ス事アリ、其畫草花

菊洞齋所藏

∴俵屋宗達野々村氏宗說喜多川氏北川氏

野々村通正 俵屋加州畫人 寫山樓加州藩士ヨリ聞レ之ト云々

順定號宗仙 備考第二十四名畫十二ノ處ニ出合テ考フベシ。

順定號宗仙、善畫人物花卉、玄俊法眼、樓碧老衲皆一時友、此卷正保中所作也

畫纂

宗雪 光悅流ノ畫、宗達ノ子ナルヤ如何、光琳印譜順定ノ次ニ出ス。

野々村是真光琳印譜

蓮庵孤村 □宗達風小角形芒ニ虫古シ

伊豐 伊豐ハ宗達門人カ、雪竹ノ圖

光琳畫偽造者 松田依田如水、下河邊玉水、大倉是水

乾山 光琳ノ弟ナリ、陶工ハ世ニ知ル處、又紫翠、深省ト號ス、詩歌畫讚ナド多ク

有寬保三年卒歲八十一 光琳印譜

何用號喜雨齋

何用者加州之産、父祖世業神農之術、始名立林立德、後改曰白井宗謙、學畫於

乾山與方祝、印寬延寶曆間、有畫名于世。

鎌倉又下谷三谷ナトニ寓居ノ由屠竜君話

飛來 印ニ蝶々子トカ有之、甚光琳ニ似タリ、談ニ上野宮様ノ交張襖ニアリ

シ。阮塘話

宗賀 雪山水善畫ナリ、桂昌院様御兄弟ニテ、嵯峨ニ御隱居ノ由。

渡邊始興 通稱求馬、平安人、初學狩野氏、後參以光琳、陶汰二家自成一派、冲澹

潤澤擅名於一時、余嘗觀其山水、殆與尙信爭先、又觀墨梅松、深得光琳筆意、應舉常稱之爲能手、畫乘要略

始房 始興男乎門人乎。

出子光琳印譜

一樹 能似光琳、或云光琳別號也云々

法橋周南 水葵似光琳

永田友治 號青々子

藤原古致 吾妻下リ下手光琳様

古廣 寶曆頃、遠藤伴助弟勝五郎

長洲 大阪人、安永天明頃人

俵屋宗理 號百琳、專ラ光琳ノ畫法ヲナス、此圓印アルモノ、世ニ誤テ光琳トス。

永海 三日月夕良絹小豆光琳風、乾山ノ風有、抱一上人ヨリ少シ古ク見ル。

島元且 光琳流、絹紅葉、萬犬子、柳犬子、雙幅

抱一

抱一上人 酒井氏、字榮八郎、雅樂歌忠舉朝臣男、出家一等覺院、暉真、始號屠陵、

後改驚村、文政十一年十一月二十九日或廿一日化、年七十二、六十八、武江年表十二月七日

葬垣

抱一上人所輯光琳百圖、稱爲奇絶、今茲丙戌、上人更彙輯其餘、爲後編一卷、

光琳筆蹟傳世甚鮮、是編前後爲圖數十百種、工妙秀麗、是以想像其神采也、文

政九年八月二日文晷

跋緒方先生の繪かける所、月々に日に、目に目にさへきるものは、筆にまかせ

て書集ける也、一百圖に餘りぬ、今年文政丙戌の六月、光琳忌の一筋に備へ、

又是を百圖後編と名つけ、二冊に綴て同好の人にあたへんと、梓に行こと

にはなりぬ。 抱一暉真誌

驚浦 上人猶子、稱八十磨、築地西本願寺中ヨリ養子ト云、繪事ヲ好ミ申サレ、

様子モヨキ仁也、略抱一上人ナラ往テ見ムトテ參ラレテ宜トテ定ラル、

則驚浦子也、○下略

驚浦名詮真、一號伴清、獅現今日一六下、谷金杉驚塚

雨華庵 參議廣益、諸家人名錄

驚浦

二、翁の蒔繪

秀吉の藝術保護獎勵

秀吉一代の豪奢は、おのづから美術工藝發達の機運を與へたりしが、彼れはまた頗る其保護獎勵に力め、或は樂燒の元祖長祐を聚樂の邸内に住ましめ、或は蒔繪師幸阿彌長晏を引見し、其他陶工、漆工、金工等に天下一の名譽稱號を與へ依つて以て藝術發達の一因子となしたりき、就中其長晏を引見したるは、髹漆界の衰頹を挽回せん動機に出でたりしもの、如く、爾後諸種の器物の製作を命じたりしより絶えて久しく萎靡振はざりし蒔繪の業もこゝに復興の機運に向ひ、諸處に散逸したる名工も京都烏丸に集りて其技を磨き、所謂時代蒔繪の盛況を見るに至れり、爾來いくばくもなくして漆工藝術上に一大偉觀を呈したるもの

漆工藝術上の一大偉觀

翁は蒔繪に鉛錫、青貝等を配入す、大和道趣味を加ふ

終に漆工界の一革命を促す

大膽氣抜の意匠と豊富高雅の氣韻

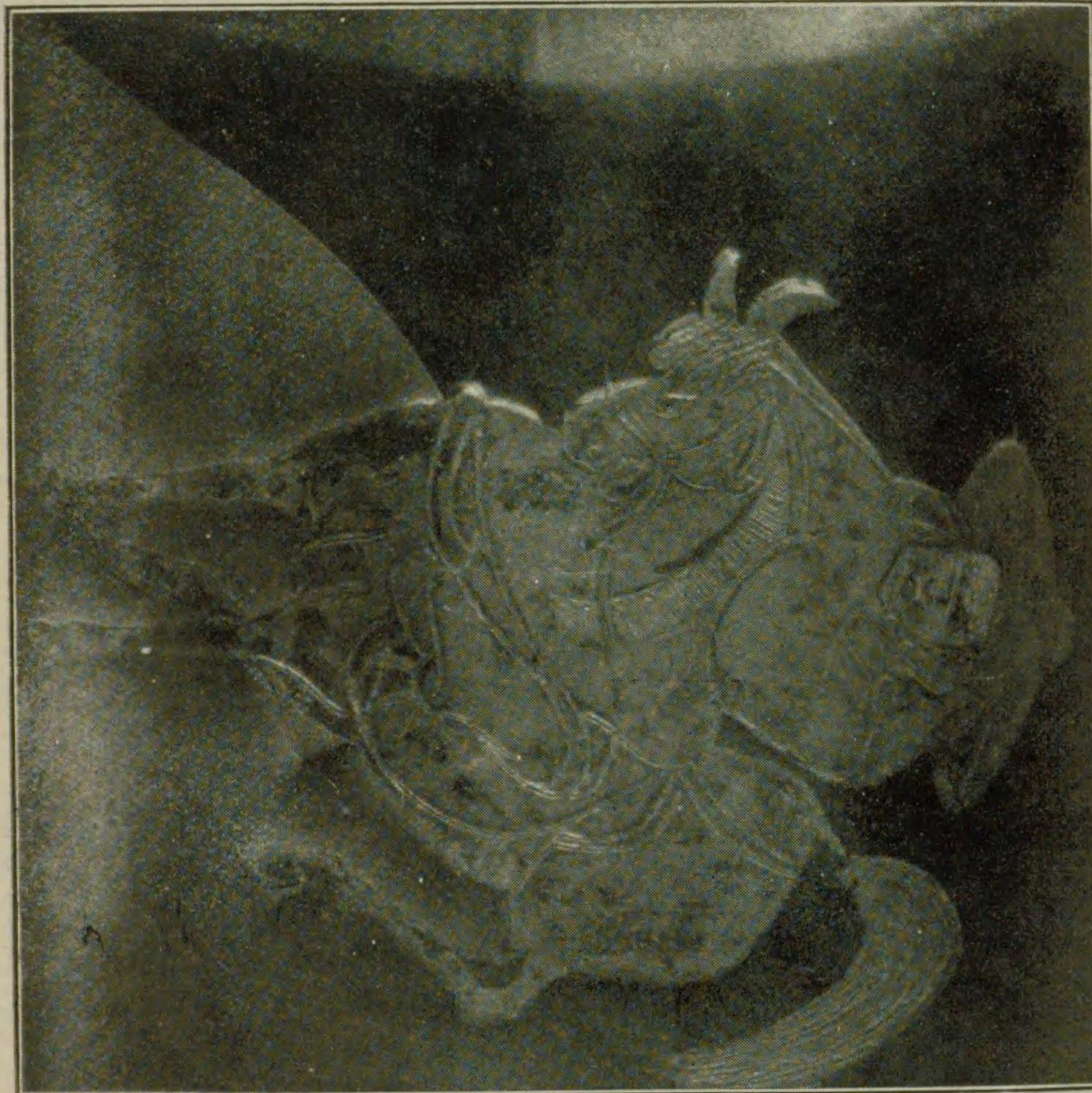
光琳蒔繪と光琳が翁に對する私淑

あり、翁の蒔繪即ち是なり、翁は能書能畫の素養によりて自在に漆筆をふるひ、巧みに鉛、錫、青貝等を配して特殊の一新生面を開きたり、從來蒔繪の下繪は支那風に傾くもの多かりしに、翁は専ら大和繪を取り、茶道の趣味を加へ、之れに獨特の書を配したるさへ一種の新意たるに、金蒔繪に鉛、青貝を嵌入する等前代に比類なき破天荒の試みは、人の意表に出で、一世の歡迎を受け、漆工界の一革命を促すに至れるなり。翁はもとより技巧をもとめず、其主眼とする所は意匠と氣韻との妙をあらはさんとするにあり、意匠の嶄新にして大膽なると、氣韻の豊富にして高雅なるとは、翁の如き精神的修養の非凡なる人にあらずんば到底成す能はざる所なり。その流風餘韻は光琳の倣ふところとなりて、光琳蒔繪を生ぜり、光琳は畫に於て翁を慕ひたるのみならず、蒔繪に於ても亦翁の妙技に心酔し、第二の翁たるを以て其理想とし

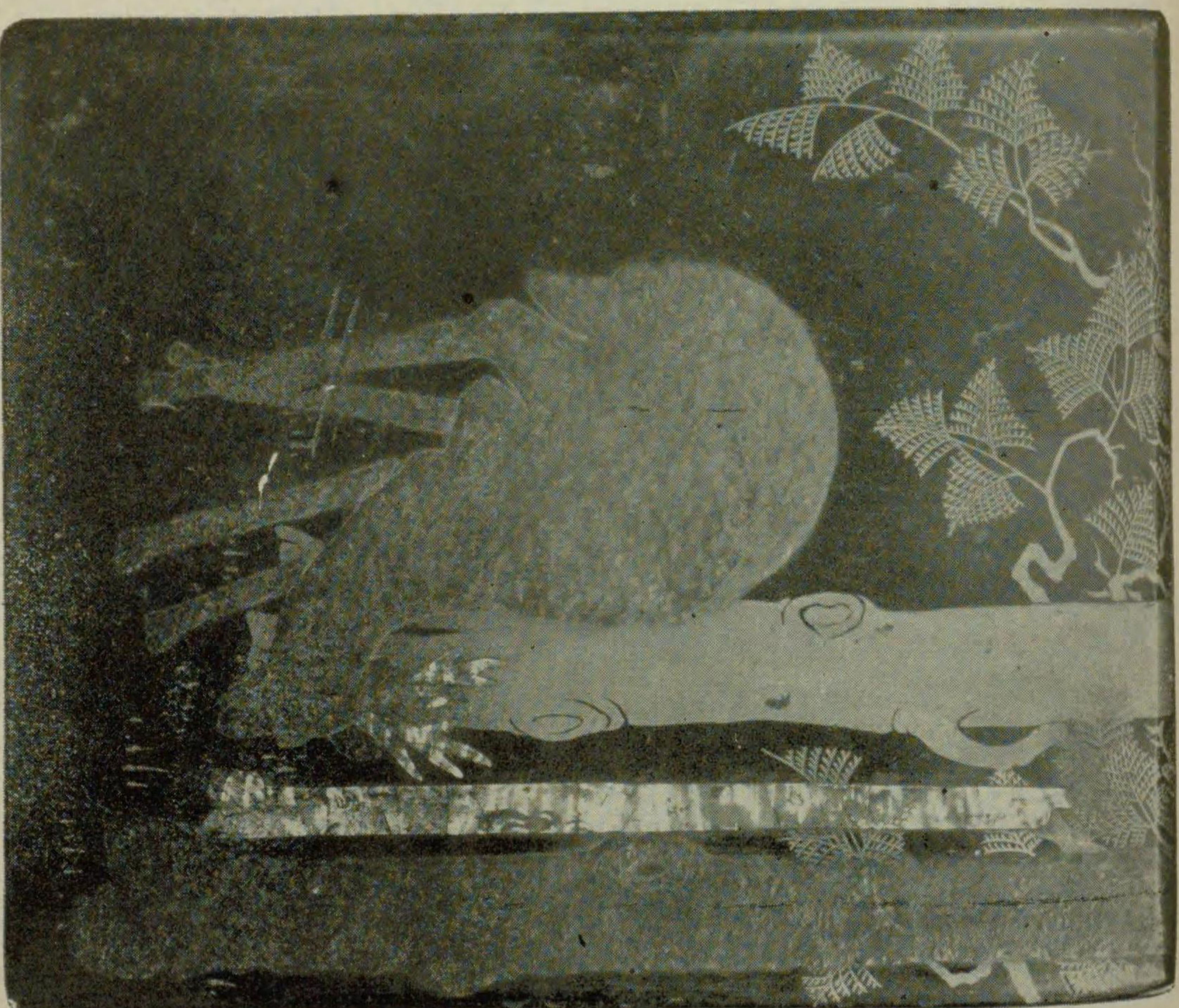
光悦時繪の三種
舟橋硯、箱子の日の棚、謠本箱

たりしもの、如し、大阪平瀬龜之助氏所藏光琳の住の江時繪硯箱、同藤田傳三郎氏所藏同櫻狩時繪硯箱等、一として翁の作意を摸せざるはあらず、光琳在世の日、窮餘秘藏の翁の作鹿の硯箱を典質せるを見て、如何に平素翁の妙技に私淑し居りしかを知るべからずや。思ふに世に光悦時繪と稱ふるものは、之を分つて三種となすべし、一は翁の意匠に成るもの、一は翁の自畫圖案によるもの、一は翁自身漆筆をふるうて描畫したるもの是なり。而して翁の意匠圖案によりて漆工の手に製作せられたるものは、概ね精巧にして鮮麗なり、翁の自作と見ゆるものはもとより其緒餘なれば、雅致に富むも艶麗の觀少なし。翁の作品と稱するもの、中、帝室博物館所藏の舟橋硯箱、及侯爵蜂須賀茂韶氏所藏の日の日の棚、男爵岩崎小彌太氏所藏の謠本箱等は何れも翁の傑作にして、具眼者の嘆賞措く能はざる所なり。子の日の棚は去明

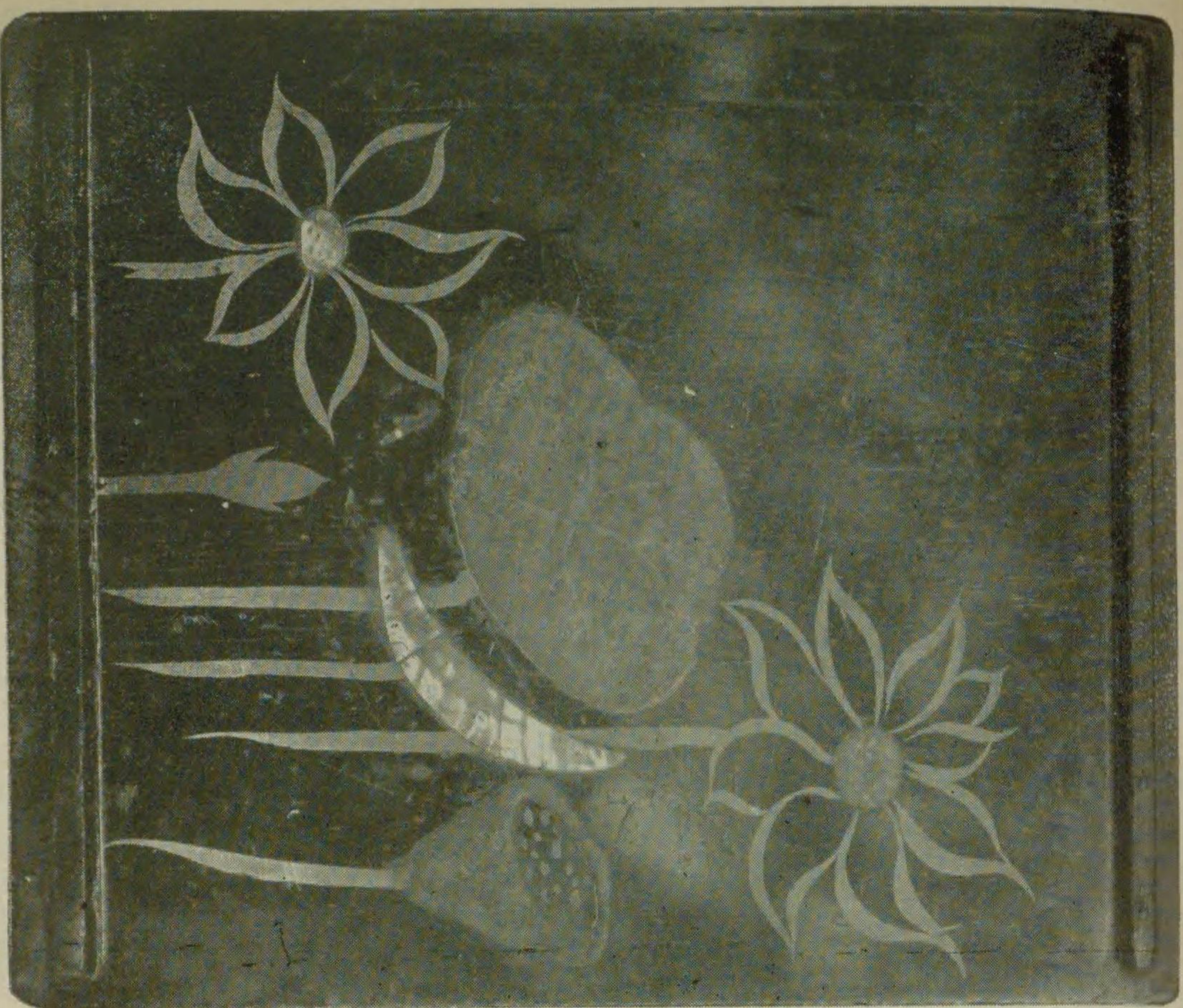
京都 神阪雪佳氏藏



光悦翁時繪小箱、東坡、顔は貝他は鉛

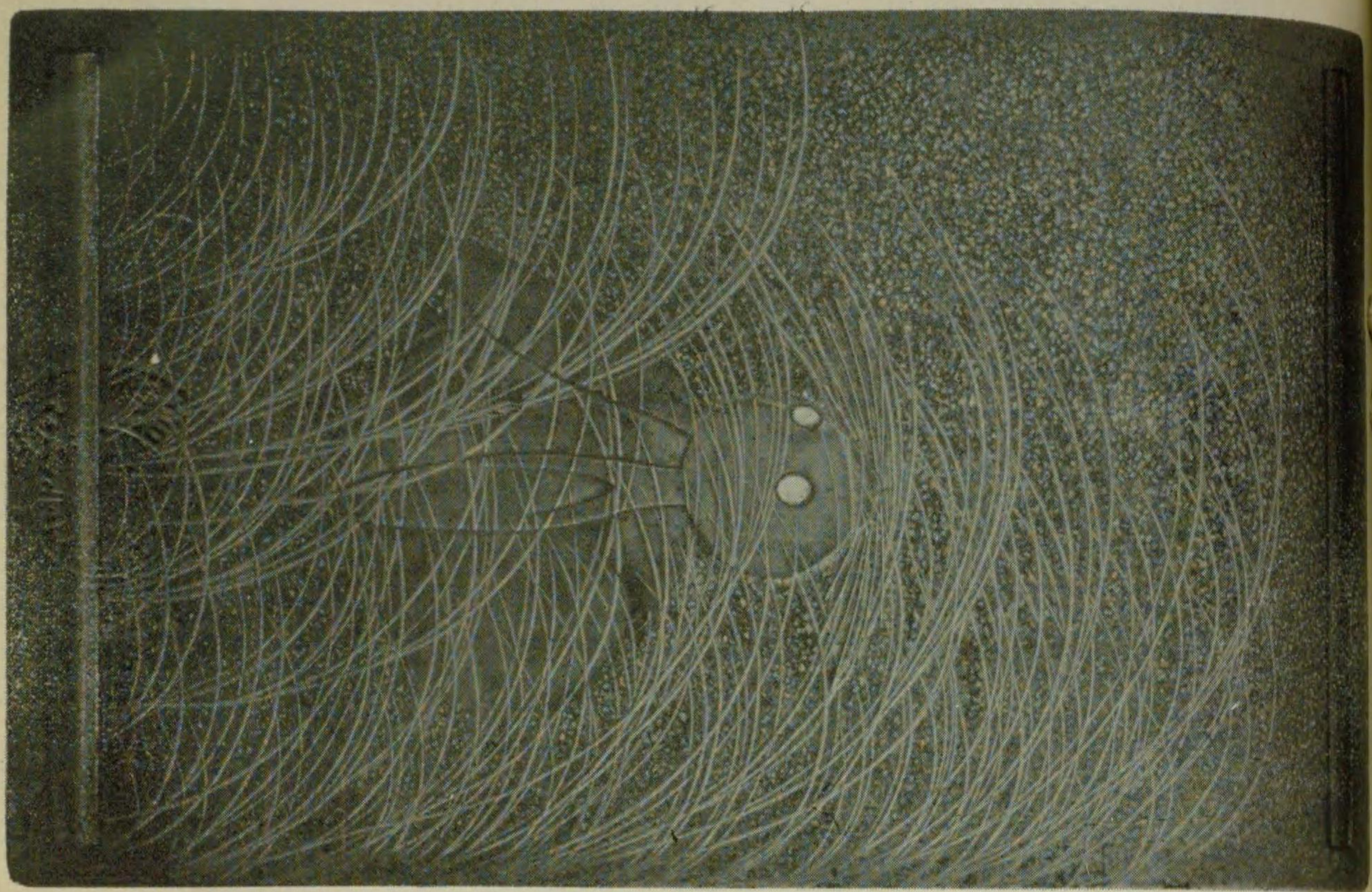


光悦翁詩繪文庫蓋、鉛、青貝を配す



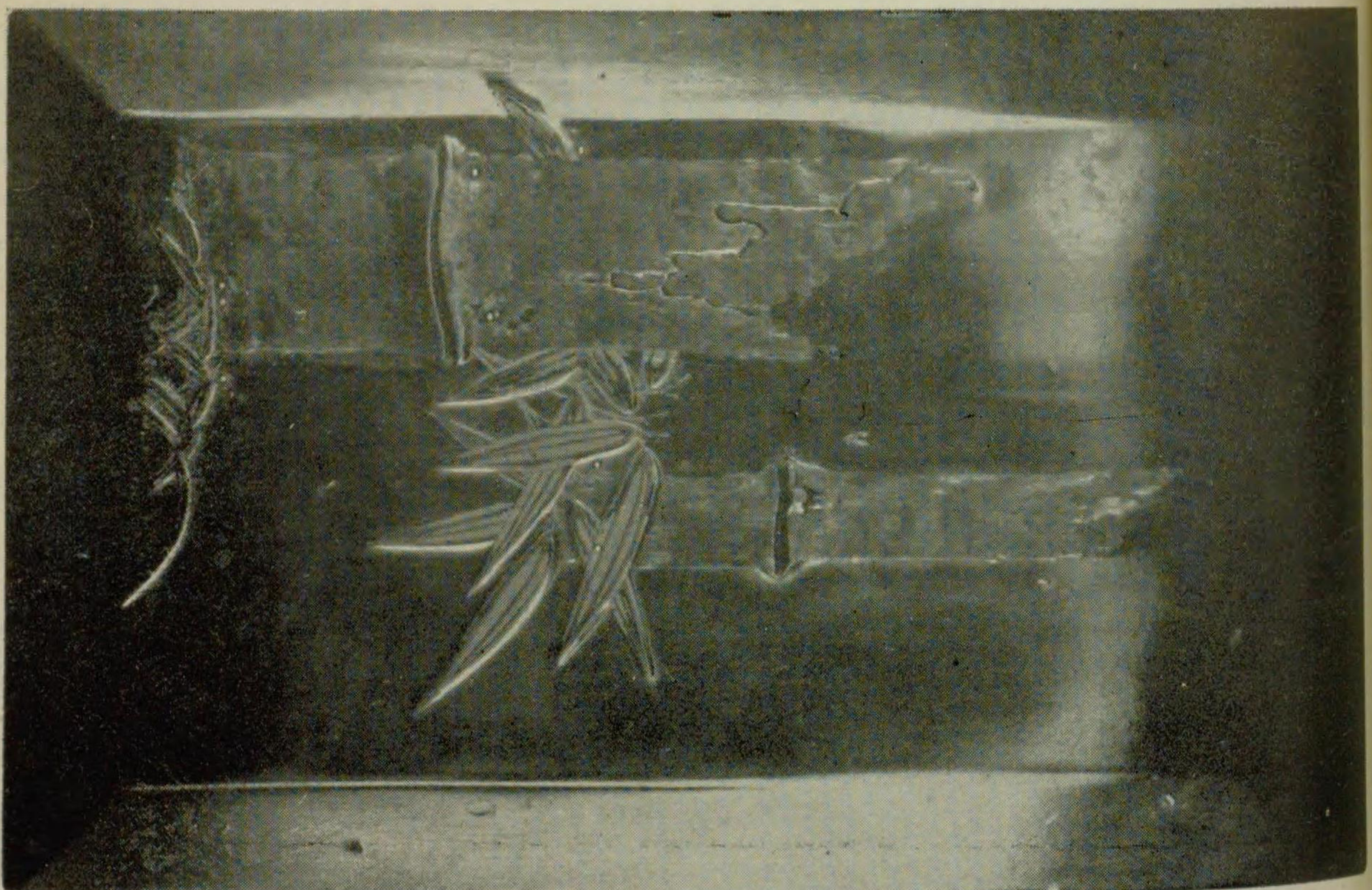
同 見かへし

京都 藤田彌助氏藏



奈良 依田氏藏

同 見かへし



光悦翁詩繪硯箱蓋

治四十四年日英博覽會に、日本詩繪の代表作として倫敦出陳せられ、日本藝術の精華として多大の印象を外人に與へたるものとす。

【詩繪師傳】○帝國圖書館本

本阿彌光悅

かの詩繪の技の如きは、これ亦光悅の一餘業として製作する所なれども、意匠非凡にして古風を慕ひ頗雅趣あり、中につき錫鉛、金具を詩繪中に嵌入せるもの、最世人の珍重する所にして、光悅が獨特の妙技なり、これを光悅詩繪といふ。

【工藝鏡】二

本阿彌光悅

略○上ことに詩繪は能書能畫の力によりて一種の新意を出し、鉛錫、青貝をあしらひて繪様を巧につくられしかば甚だ雅致ありき、これより詩繪の風一變して其畫様も支那畫にのみかたよらざることとなりて、多くは優美高尚なる大和繪を下繪とし、また狩野家の畫を下繪とすることとなり、江戸將軍時代に至り詩繪

の著しく進歩せしものは、偏に光悦の力といふべし。
【詩繪大全】
時代詩繪は圖様粉等も古雅なるものなり、其後光悦といふ雅人ありて、畫道に工なりし故、さまざま風流なる圖を残す、古流の中の雅物なり。

【本阿彌行狀記附録】
○光甫の隨筆

【今世に光悦楓と唱へ候は、祖父○光悦貴船へ參詣の節、奥院の所に有之候きぶね紅葉とり歸繪にも認、詩繪にも被成候と、かく何事にも自然と風流の生質なり。

【日本帝國美術略史】
○漆工

元龜天正の騷亂は、藝術家をして歸する所を失はしめ、自ら粗製亂造に流れしめたるが、豊臣秀吉國亂を平ぐるに及び、四方に散逸せる漆工再び京都烏丸に集りて其業に従事するを得たり、されど其品猶粗造を免れず、世之を目して烏丸物といふ、但し形狀摸様に至りては、壯麗華美にして自由の意匠を揮ひ頗る奇抜の作に乏しからず、京都高臺寺に藏せる須彌壇厨子及び調度類等の詩繪は其の一斑を見るに足れり、世に高臺寺詩繪といへるもの是なり、此の時代に千利休といふものあり、茶道を以て秀吉に仕へ、茶具に種々好みの形を出し、曩に紹鷗が塗師秀

光悦楓

次等に於けると等しく、名工を擇みて製作に従事せしむ、棗塗師盛阿彌及び二代目秀次の如き是も其の愛顧を受けたるが、遂に彼等は秀吉より天下一の名を得るに至れり。

此の時代の末期に屬し、漆工藝術上に一大偉觀を呈せしものあり、之れを光悦詩繪となす、其豪壯にして偉大なるは、現時代の性質を受け、其雅趣あるは古土佐の畫様を取りてこれに茶道の趣味を加へたるに依る、而して光悦の作たる材料の如何に拘らず、技術の巧を求めず、其主眼とする所は意匠と風致の妙を顯はさんとするにあり、此風は延いて徳川氏に亘り遂に一派をなしたりき。

【黒川眞頼全集】
日本美術史

光悦の詩繪、光悦の詩繪を作るや、其の下繪を畫工に仰がず、自畫を以て下繪とす、故に他人の及ばざる所あるは言を須たず、其の畫は既にも述べたるが如くあらしく、としたる畫風なれど、其の中に非凡の意匠なるを下畫とし、其髹方詩方等に功を盡して百有餘年間、麤に流れ來れる詩繪の弊風を一洗せり、是に於て光悦の詩繪と稱して世に賞美せらるることなれり。

【工藝鏡】

尾形光琳

略○上 東福門院御所吳服物御用商人尾形主馬 實名は宗謙浩齋と號す、本阿彌光悦にのちにして、通稱を雁金屋藤十郎と呼びしとぞ、其祖先は日向鹽田村の人にて、主馬の祖父道柏 通稱新三郎の時、洛北北野天神社の傍にある尾形社に奉仕し、姓緒方の字を尾形に改めしといひ傳ふ、光琳寛永中本阿彌光悦に従ひて髹漆の法をうけ、光悦の如く好みて漆器中に鉛、錫、青貝を嵌入し頗る風流のものを製せしが、自ら氣韻ありて一派を立てしかば、世人これを光琳詩繪といふ。この人元來畫家にて、はじめ書を狩野養朴 信常に學びしが、後俵屋宗達が筆意をしたひて一家をなし、法橋に叙せらる。また茶事を良休宗佐に學び、巧に假山をも造りしとなん。

【詩繪師傳】

尾形光琳

略○上 其父主馬は東福門院吳服物の用達にして、書を嗜み、本阿彌光悦の門人兒島宗真に就き畫法を學ぶ、略○中又詩繪を能くす、其の製は光悦に倣ひ、漆器中に鉛、錫、青貝を嵌入し描金、黃緑の奇色を現はす、意匠非凡、髹技精巧一派の詩繪を開く、これを光琳詩繪といふ。

【光琳證書】○子爵福岡孝悌氏所藏文書

質物手形

一 光悦鹿之硯箱 壹面
但内ニ硯水入有之
一 信樂水指 日本工 壹

但塗ふた有之

メ二色

右者金子急ニ依要用右之道具質物ニ入金子七兩利息月壹分ニシテ來春亥ノ三月切ニシテ借用所實正明白也右之日限ニ元利相調請戻シ可申候若一日ニテモ相延候ハ、御賣拂成共其方御所持ニ成共御心次第ニ可被成候尤一言之斷申間敷候右之道具不殘我等代々所持ニテ外方構サ、ハリ毛頭無之候其内火難盜失不慮之儀有之候者可爲兩損定之爲後日之仍テ如件

元爵七年戊ノ十月晦日

光琳印

【日本帝國美術略史】

住の江詩繪硯箱

大阪 平瀬龜之助藏

光琳、翁の遺作を典質す

光琳、翁の遺作を模造す

光悦の作を後世光琳の模造せしものなり、攝津の勝地住の江を題に詠せる戀歌によりて圖を作り、波は金粉、岩は鉛、文字は金を刻し、各其の肉を隆起せしめしこと、恰も半肉彫刻の如く、其の趣如何にも豪健なり。

櫻狩詩繪硯箱

大阪 藤田傳三郎藏

これも光琳の模造なり、俊成卿御苑の櫻狩に詠せし歌を題として詩繪せり、其の圖樣磊落にして且つ雅朴の趣あり。

【詩繪師傳】

土田宗悦

土田宗悦

土田宗悦は京師の人なるへし、光悦の風を慕ひ、詩繪をなし、光悦の模造を製する多し。○中 英人巴德氏曰く土田宗悦の派は、光悦の庇蔭により成立せるものなり。

【横井時冬氏著日本工藝史】

○上略、翁の詩その後尾形光琳、小川破笠の徒、この法にならひて種々の器物をつくり大に世人に賞翫せらる。

【日本帝國美術略史】

忍草詩繪硯箱

東京 谷 森 眞 男藏

小川破笠

光悦の作として有名のものなり、忍草を詩繪し、鉛にて和歌を題し、蓋裏には貝及び鉛にて兔を圖せり、硯水滴とも其形大に雅朴の趣あり、和歌の文字は當時光悦、昭乗と共に三大書家と稱せられし三藐院の筆なり。

ホ、翁の彫刻

翁の詩繪に於ける獨特の試みは、また彫刻の技を伴ふこと言ふを疎たず、岸光景氏の所藏せる歌仙人丸高光の木額は詩繪簞入の技に類するものなり、尤翁はこの木額三十六面、三十六歌仙全部を彫作したるならんも、今は僅に其三枚の存するを知らるるのみ、是等は其形狀互に相異なるのみならず、住吉神社の古材にて製せられたりといふは、流石に翁の好尚を偲ぶべきなり。鷹峰松野氏所藏の木額は、異等樓の三大字を刻し頗る雅致あり、此外、人物印籠、寒山拾得、伯藏主香合、竹製花生等翁の作品少からず、翁は又根付彫刻をも試みたりと傳へらる。

歌仙木額

住吉の古材は翁の雅情に適す

異等樓の扁額

根付彫刻

ここに特筆すべきは、益田孝氏の所有せる能面山姥なり、それは普通の山姥面に異りて、一種特殊の技術を表はし、毛髪の如き黒白の筆勢飛動して、古來面打名家の作といへども及ばずとて、是亦數奇者の歎賞措かざる所なり。(翁と謠曲及能樂參看)

【日本帝國美術略史】第三章 第四節 彫刻

略○上 抑々根付彫刻の始は詳かならざれども、寛永の頃本阿彌光悦、野々口立圃といふものありて、根付を作りたりといふも、其作品因より多からざるべし。

茶人としての翁

足利義政、東山に東求堂を營み、珠光を聘して茶の湯の樂にふけりてより、茶道の法式自ら備はり、珠光は宗悟を経て之を紹鷗に傳へ、紹鷗は又之を利休に傳ふるに至り、武人の劍刀を脱ぎて茶室に跼るもの亦多きを加ふ、之れ茶味の嗜好に適するのみならず、其禮法が靜的修養に裨益を與ふるものあればなり。是に於

て紹鷗は織田信長の師となり、利休は豊臣吉吉の師となりぬ。古田織部、細川三齋、蒲生氏郷、織田有樂齋の輩は利休月下の鏘々たるものにして、有樂齋は有樂流を創め、織部は織部流を立ち、織部は徳川秀忠の師となり、其門人小堀遠州も亦家光の師となるに至れり。

生れながらにして茶人的風格を帯びたる翁は、此の茶の湯興隆の時代に人となり、刀劍を相するの餘暇これ等武人とも其終みに耽り終に其妙所に達せりき。翁は茶道に於ても亦一流儀に偏することなく、或は古田織部の門に入り、或は織田有樂齋のもとに參し、或は裏千家に往復して、只管に其技を練る。小堀遠州とも交り深ければ、千宗旦とも友とし善かりき。されば翁が茶道の流儀は織部流といふものあり、裏千家流といふものあり、有樂流といふ者あれど、翁はいづれの色彩をも帯びず能く諸流の妙處

翁茶道の本旨

を斟酌して、一見地を見出しにりしは推するに難からず。茶禮が書の如く繪畫の如く、其形式の具體的に外部に顯はるゝものなりせば、恐らくは時人亦翁の茶道に對して翁獨特の流儀を唱へたりしならんか。翁の茶道は人體に於て裏千家流と其歸趣を同じくしたり、宗且が所謂「わび草庵」は即ち翁が茶道の本旨にて、「光悦茶の湯に深くすきたりければ二疊三疊いづれの宅にもかこひてみづから茶を立て生涯のなぐさみとす」と賑草にのべたるは佐野紹益が目あたり見聞したるものなりき。翁が鷹峰太虚庵に於ける生活も茶人的趣味を満たせるもとの謂ふべし。翁の意匠に成りたる名にしおふ鷹峰太虚庵の茶室は翁の歿後いっしか滅びたれど、翁が遺玩の茶器の存するもの世に少くならず、茶盃、香合、水さし風爐、釜の類、或は翁の自作として、或は翁の好として、數寄者の愛玩を極む。翁が遺愛の薄墨の手洗鉢は、今尚光悦

翁が茶人としての本懐

太虚庵の茶室

薄墨の手洗鉢



(りあに内寺悦光)鉢洗手の墨薄、愛遺悦光

寺に昔ながらの苔むし、小堀遠州が翁の逝去を悔みたる書状を傳ふるも、亦茶人としての翁を偲ぶの好材料たらずんばあらず。今や光悦會の計畫によりて太虚庵茶室の復興成りぬ、向後翁が試みし三百年前の風流三昧を偲ばんとして、ここに集ひ來る人は獨り斯道の數寄者のみにあらざるべし。(翁と小堀遠州守政一、翁と千宗且參看)

【古今茶人系譜】下

千宗易

○利休

古田織部正重勝

太閤秀吉公ニ仕テ、茶ノ名譽アリ、時ノ人世宗ト稱ス、茶術百ヶ條ヲ著ス、印齋ト號ス、春屋國師ニ參學ス、元和元年六月十一日攝州木幡ニ於テ歿ス、法名德善院金甫宗屋居士ト云、京都興正寺ニ葬ス、千家七哲ノ中最冠タルモノナリ。

本阿彌光悦

自德齋、德反齋、太虚庵等ノ號アリ、洛北鷹峯ニ退隱シ、書法一家ヲナス、近代三筆ノ一人也、千宗且ト交深シ、寛永十四年二月三日歿。

小堀遠州守政一

【賑ひ草】上

古田織部
齋と織田有樂

一臺子の茶湯とていとことくしく秘藏することにいひなし、傳へ受ることにな
 れること有、利休より後に織田有樂、古田織部、茶湯の道をよく傳へられける程に、
 世にのしり用ひける事甚しかりけり、本阿彌の中に持徳齋と云しもの、若年の
 頃より此道にすきて、見覚えきくならはんと心をはげまし、両家の年をへて足た
 ゆく、常にあゆみをなしけるほどに、兩所ともいと心よくせられける、有樂軒は
 としの始の茶湯にあひ給はんとて、元日ことに數ヶ年、持徳齋御許に入來有し、兩
 所の臺子の中にも有樂軒は度々夜會などにも見え給ひし、又尾陽に瀧新右衛門
 とて紹鷗の孫にて有ければ、めしをかれ侍し、持徳齋も同じ國主の知行したまひ
 ければ、いと心よく思ひ合ひけるほどに、常に參會し侍る度ことに、臺子傳受せら
 れよとせめられければ、わぬしのならひ覺えたるやうを我にみせよ、我覺たるに
 ちかひたることあらば、そこはかくと語りきかせんといはれける、さらばと
 て、たて見せ侍りければ、一所も違たる事なし、さては織田も古田も同じ田地よ
 かり出たるぞといはれける程に、實さに侍らば、臺子のこと少しも不漏傳受し侍る
 事と、一筆書て給へといひければ、則ち其座にて文一つかきて得させたりける、今に
 残れり、其後堺に能傳へ得たるもの有とさたし有ければ、立本寺の東陽と云人、茶

湯にふかく心をなしたりければ、堺へ行て望て是を見て歸りて語りけるも、持徳
 齋につたへ受しに、臺子の一とふり少しも違なし、茶入のふたを取て人さし指に
 て打かえし、うしをうへになしてをきけり、これ一つはかりちがひ候と語り申さ
 れし、ケ様のたちのことは心を新しくもすべきにあらざれば、古のことくそのま
 ま侍りて、いづれもちかふ所なきとぞ覺侍る、われ六十餘年上中下茶湯に逢侍り
 し、其品々おもひ出し侍るに、人の面を見るが如くおなし様なるはなし、ほまれあ
 る上手といへるかたも、おなじ筋なるよとみゆる所も、曾はありながら物す
 きをはじめ、萬の事所作ふりも皆各別なり、各別ならばよからぬも有へき事なる
 に、いづれも一とほりそのゆへ有事よと見えたり、をしわたりのちやの湯しなど
 及ぶことにあらず、これはよきつかひ者もてる人々也、なみそれより下つか
 た所々狂言見るがごとく成も有し、雨夜の物がたりにかきつけ侍也。

【全】下
 光悦茶の湯にふかくすきたりければ、二疊三疊敷いづれの宅にもかこひて、みつ
 から茶をたて、生涯のなぐさみとす、略中されど新しくいでくる物にても、なりふ
 りすぐれ見事なるを見しりけるは、利休在世にちかよりければにや、なりを好み

寒さを忘れ、
みづから水く
みかましかけ

作りてやかせたる茶碗等、今世にかつ残りたるも、一ふりあるものとぞいふめる
都のいぬるにあたりて、たかゞみねといふ山あり、其ふもとを光悦に給りてけり
我住所として一字を立、茶立所などしつらひ、都にはまたしらざる初雪のあした
は、心おもしろければ、寒さを忘れ、みづから水くみかましかけ、程なくにえ音づる
るも、いとゞさびしくみやこの方打ながめ、問くる人もがなど、松の梢の雪は朝の
風にふきはらひて、木のしたかけにしばしのこるをおしむ。○下

【本阿彌行狀記】

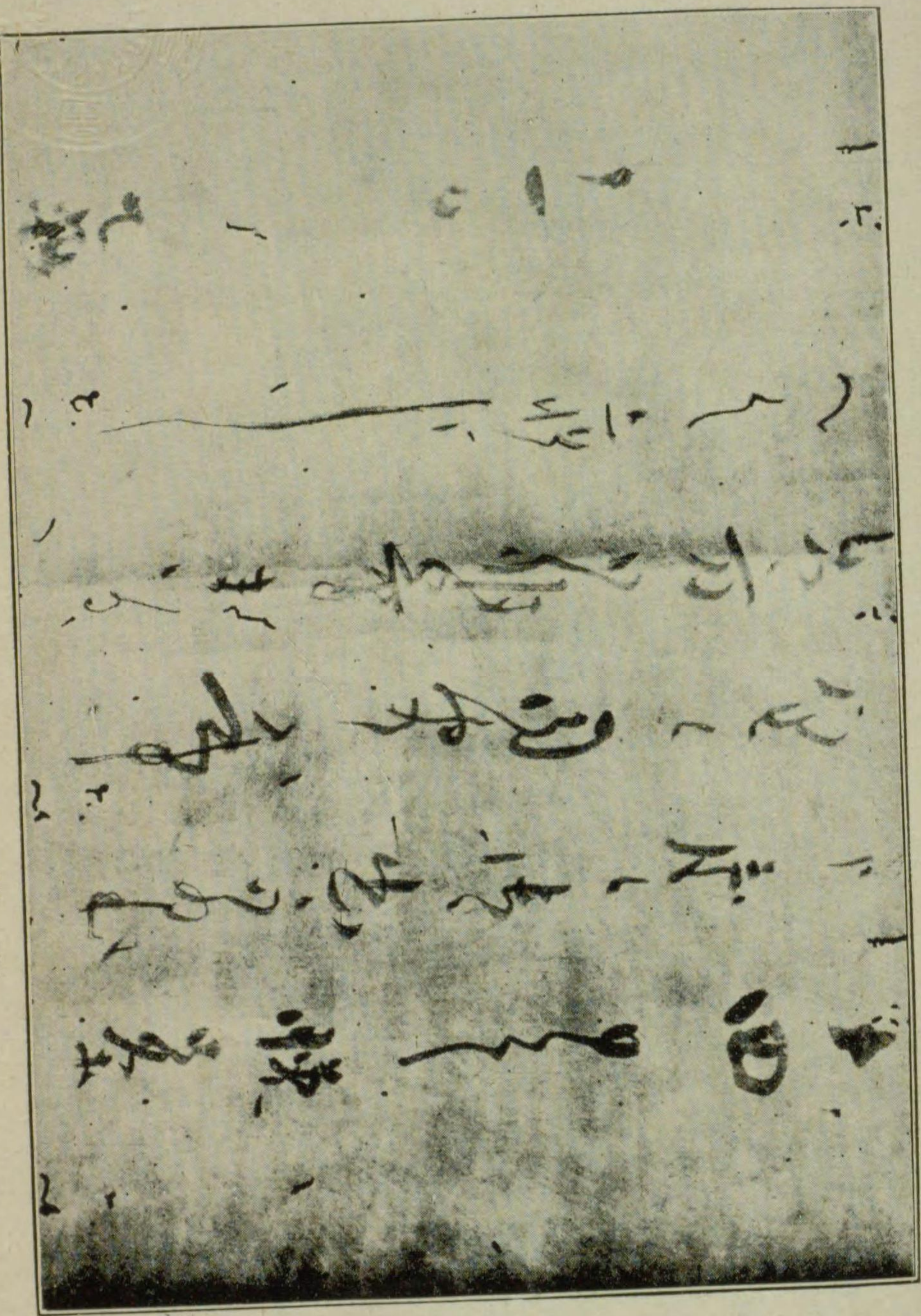
○翁が松平信綱に贈
りし遺訓書中の文

又茶道とて貴人より下々迄流行仕候得共、是も殊の外物の入藝にて、得と心得度
こと共に奉存候。

【本阿彌行狀記附録】

○上並に利休其比の大名、小名、士農工商に至るまで門人となり、何事も居士の指
揮次第なり、此事をも若しや謀反とても企可申哉との御心遣もあり、其外千金の
價の道具にても常に遣ひ、茶道は爐風呂と改而、行儀作法諸道具も可致事にあら
ず、此道を執し申さば、行住坐臥皆茶湯なり、常庵末の諸具を遣ひ、臨時の茶湯等は其道
を取扱ふは、開帳にひとしきこと、常に千金の道具を遣ひ、臨時の茶湯等は其道

翁「行住坐臥
皆茶の湯な
り」といふ



光悦翁書簡

藏氏佳雪阪神都京

道具はあるに
まかせて使ふ
べし

具にて仕舞禪學といひ其身の器量にていろ／＼名人の上にも慢なる方も多し
とぞ此教一應は尤ながら甚の惡風儀にて門弟へうつり道具のなき人は密々傳
來の據なき品を賣拂常に珍器を遣ひしことき者數多ありて武備は勿論休居士
の門に入て、身上は奢により不如意の者も出來し由、則殿下○豐臣 彼が奢を憎た
まひながら、自然御身にもうつり候事恐るべし、利休が教へのあしければなり、此
度の餘毒今に絶不申、名人の上にててもヶ様な誤有之候、茶を好むとも珍器にかゝ
はるべからず、道具はあるに任せ、若や手前餘ある人は、其身相應に道具を遣ふべ
しと紹鷗は教被申候由。

【光悦書簡】○神阪氏
所藏文書

十四日之晚御茶申度候御出可爲本望候同客之事大方御推量まいるへく候恐惶
かしこ

【同】同

十一日
十二日之晚御茶申度候杉本次三郎申入候内々寄度候二郎殿俄に候而貴老へ御
案内候俄の様に候入御可爲本望候恐惶謹言

十日

光 悦(花押)

ト、翁の製陶

翁が樂燒は茶道の趣味に起因す
翁樂燒に於ても一機軸を開く翁樂常慶及道入

織豊二氏の間、陶窯業の著しく發達したりしは、茶道の勃興に俟つところ少しとせざりき。翁が樂燒の器物を作りしも、亦斯道の趣味に起因すべし。抑々抹茶と茶盃とは離るべからざるものなれば、茶の湯に堪能なる雅人が、茶盃の自作を試みんとするは、人情の自然なり。茶の湯を嗜みて、而かも技工に巧みなりし翁が、樂燒の茶盃、香合、水さし等を作りて、樂しみしは、怪しむに足らず。而して諸藝に秀でて、何事も其蘊奥を極めずば已まざる、翁が天稟の才は、樂燒に於ても亦おのづから一機軸を作り出せるを見る。翁、樂燒の家元、樂常慶、道入と交り深く、所作の原料を樂家に仰ぎしことあり、又自作茶盃の竈入を同家に托したることあり、其鷹峰に移るや、良土を發見して、時に手づから製陶の業を試みた

鷹峰の土は翁の製陶趣味に適ふ

銘銘銘 鷹峰 緋緘 不二 加賀 光悅 匠氣なく俗氣なし

り、翁曰く「予は燒物を家業體にするにもあらず、たゞ鷹峰のよき土を見たて折々拵へ侍るばかりにて、名を陶器にて上ぐる心つゆいさゝかなし」と、翁の作品のすべては、鷹峰に於て成りしものを傑作となすべきが、中にも其陶器に至りては、鷹峰の作を最も逸妙とするは、鷹峰の良土が翁の心に適ひたりしにもよるならん。翁の作に係れる茶盃の世に高名のもの、二三にして止まらず。赤色のものあり、黒色のものあり、東京帝室博物館所藏の銘鷹峰、侯爵徳川頼倫氏所藏の銘緋緘、伯爵酒井忠興氏所藏の銘不二、伯爵松平直亮氏所藏の加賀光悅等は、稀代の逸品として最もよく人口に膾炙す、其雅趣に富める、一瞥する者をして、喫茶一服の妙趣を思ひ浮べしむ。或人銘鷹峰を見て嘆じて曰く「あゝ、これ禪機の妙所あり」と、又銘不二を見て曰く「崇高なるかな、眞に不二」と、これ些の匠氣なく、超俗非凡の大作たるに依るべし、翁の作品と稱

せらるゝ樂燒茶盃、世に少からず、香合、水さし、硯箱の類亦多し、鷹峰瀧川氏は翁の孫日允が翁の作なることを筥書せる日月と名づくる香合を所持せり、又大阪村山龍平氏は翁の自作にかゝる、樂燒の硯筥を藏すといふ。翁の遺鉢をつぎて樂燒を製したるものに翁の孫空中齋光甫あり、尾形乾山亦翁の高技及其製法を斟酌して、我國の陶工史をかざれり、翁製陶の遺法書、古來鷹峰片岡家にありと傳ふ、眞偽如何を知らざるも片岡一德齋は正しく翁の樂燒を摸倣したる人なり、一德齋亦書畫に巧みに、書は光悅流を學びて殆んど堂に入れり、其燒物も亦一部の人士に賞翫せらる。(茶人としての翁參看)

【樂家聞書】

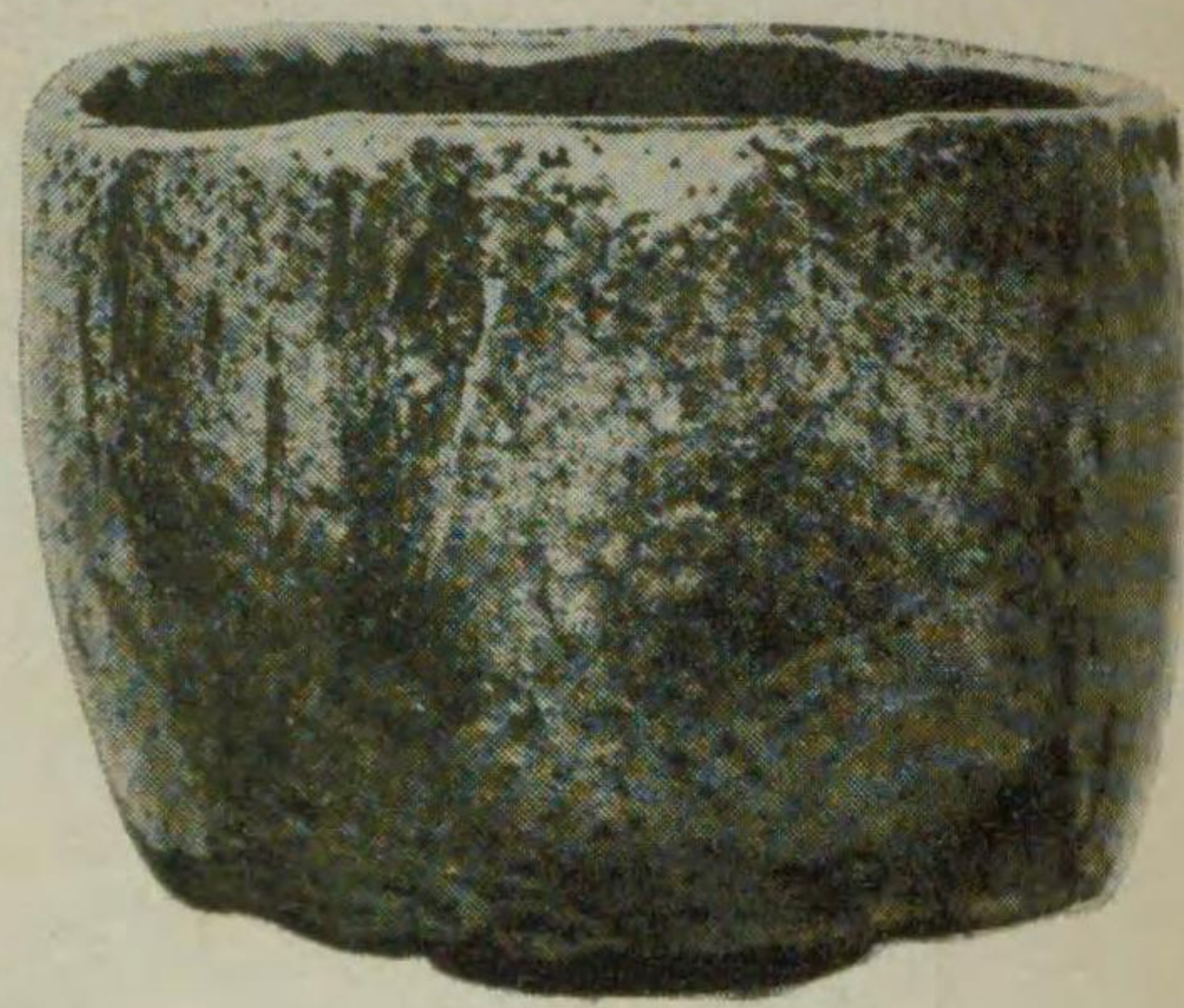
宗慶 永正年間歸化したる韓人にして、阿米夜といひしが更名して宗慶といふ、一種の陶器を作れり、宗慶佐々木氏の女を入れて妻とし、長祐を生む。

空中齋乾山

片岡一德齋

樂家々系及光悅樂燒の起原

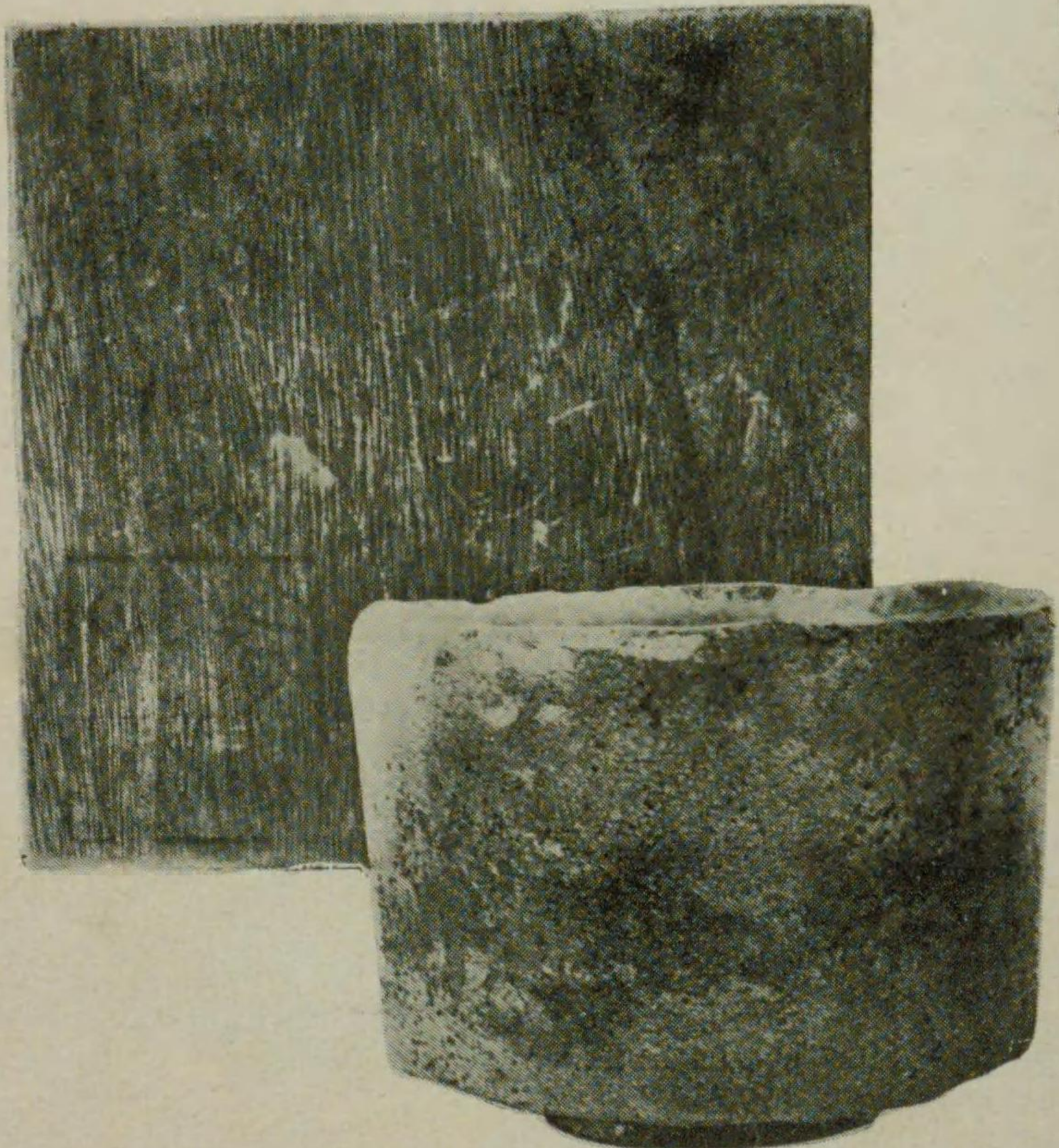
光悅翁茶碗、加賀光悅 侯爵松平頼倫氏藏



同、銘 緋緘 伯爵松平直亮氏藏

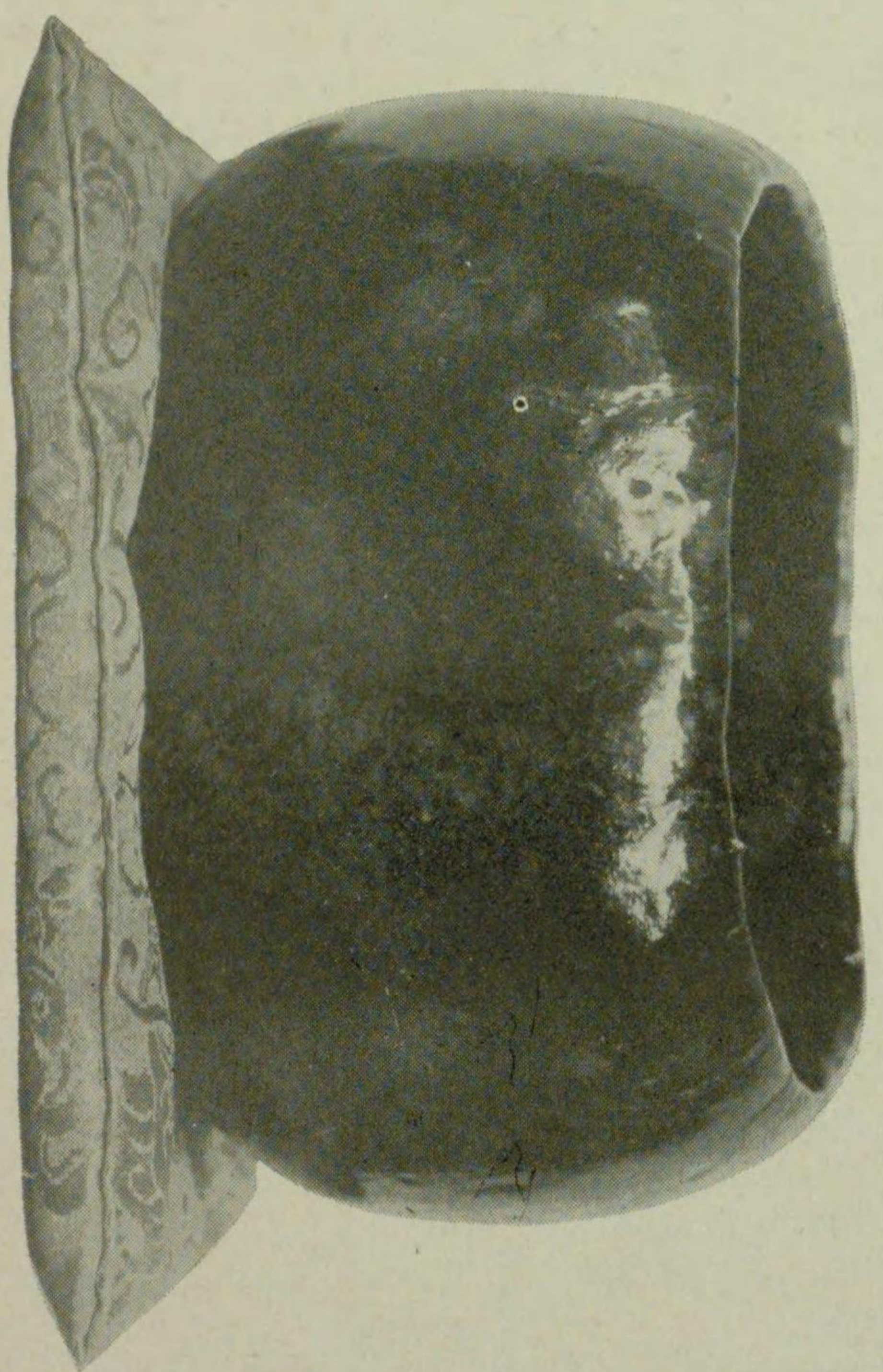


同、銘 不二



伯爵 酒井忠興氏藏

光悦翁茶盃銘紙屋



京 都 山 田 嘉 三 郎 氏 藏

光悦翁
 筆
 茶盃
 銘
 紙屋
 天保二年正月
 光悦

田中長祐

宗慶の子、通稱長次郎、父宗慶死後工夫して巧妙なる焼物を作る、天正年間豊臣氏邸を聚樂に築き、長祐を召して邸内に居らしめ、一窯を設け茶器瓦等を製せしむ、長祐の作品は今焼又京焼といふ、利休より田中の苗字を受く、長祐文祿元年九月七日歿す、年四十七、作品傳はれるものあり。

樂常慶

長祐の子、通稱吉左衛門、焼物に巧なり、豊公より黄金の印章及樂の姓を賜はる、以來作品を樂焼といふ、又豊公より、一の暖簾を拜領せり、其暖簾の文字は光悦の書にして「樂焼御ちやわん屋」の文字ありしと傳ふ、常慶の時扶持を返上し庶人となる、是に於て諸大名の御用をきき、徳川家へも出入す、寛永十二年五月二十九日歿、年百歳。

樂道入

常慶の子、親の名をつぎて通稱吉左衛門なり、以後相續者は必ず吉左衛門を名のり得道の後は法名をいふ、法名には入の字を附するを例とす、ノンカウ(嫩古、能巧、能工、能古等の文字を充つ)は道入の別號なり、道入は樂焼の名手なり、光悦と實際繁かりき、明曆二年丙辰二月二十三日歿、年五十八。

光悦 長祐の法を斟酌して茶碗、香合等を製す、光悦は常慶及び道入と交り、自作品を樂家に托して焼かしたることをあり、光悦の作品は匠氣なく、ヘラズカヒ、意匠等すべて獨特の風ありて、人に賞翫せらる、「光悦樂焼」と稱して高名なり。

鷹峰

密

晩年鷹峰にて焼きたるものにして、最も巧なり

嫩古

密

光悦の作を、樂家の密にて焼けるもの

○光悦樂焼の種類

瀬戸光悦
膳所光悦
加賀光悦
萩光悦

いづれも光悦の式により、其地の土にて焼けるもの

【工藝志料】

光悦樂焼は樂焼の一種なり、元和寛永年間京都の刀劍鑑定家の族本阿彌光悦といふものあり、陶工長次郎の法に倣ひ指頭を以て作る、製作甚だ佳なり、匠氣なきを以て人之を賞す、其器茶碗多く稀に香合等あり、略中此他瀬戸光悦、膳所光悦、加賀光悦といふものあり、是皆其地の土を以て造る、故に此名あり。

空中樂焼は樂焼の一種なり、寛永正保年間京都の人本阿彌空中といふ者之を造る、空中は光悦の孫なり、其祖父光悦の作るものと大同小異なり、皆赤色にして黒色の者なし。

乾山燒

乾山燒 乾山燒は京燒の一種にして、元祿年間に尾形深省といふ者の造る所なり、深省青年より陶法を好み、本阿彌光悦の法に倣ひ、一種の陶器を製す。略下

【工藝鏡】

本阿彌光悦

略上 陶器は長次郎の樂焼を好みて赤くすりのものをつくられしが、多くは茶碗にしてまれに香合の類ありといふ、この他瀬戸光悦、膳所光悦、萩光悦、加賀光悦などありて、皆世人に賞翫せらる。

【陶器考附録】山城

○光悦 本阿彌氏

鷹峯密

ノンコ密

瀬戸密

萩密

加賀密

右ノ所へ形ヲ遺シテ燒シムトナリ、自作ハ樂焼バカリナリ。

一瀬戸光悦黄藥

一膳所光悦黒金ケ藥

一萩光悦白土白藥

此分見出ス

【本阿彌行狀記附録】

今の吉兵衛○常慶かは至つて樂の妙手なり、我等○光悦は吉兵衛に樂等の傳も譲得て慰みに燒くことなり、後代吉兵衛が作は重寶すべし、然れども當時は先代よりも不如意の様子なり、すべて名人は皆貧成者ぞかし。

【光悦書簡】○樂家

文書

此ちやわんのくすりをあはせ可給候又くわし(不明)ちやわんも可給候

光悦

吉左殿

【同】

ちやわん四分ほど白土赤土御持候而いそぎ御出可給候かしこ

招く、吉兵衛を

正ノ十六
ちやわんや

吉左殿

【本阿彌行狀記附録】

陶器を作ること、予悦○光は惺々翁○花堂○にまされり、然れどもこれも家業体にするにもあらず、たゞ鷹ヶ峰のよき土を見たて折々拵へ侍るばかりにて、強て名を陶器にて上ぐる心、つゆいさゝかなし。○下略

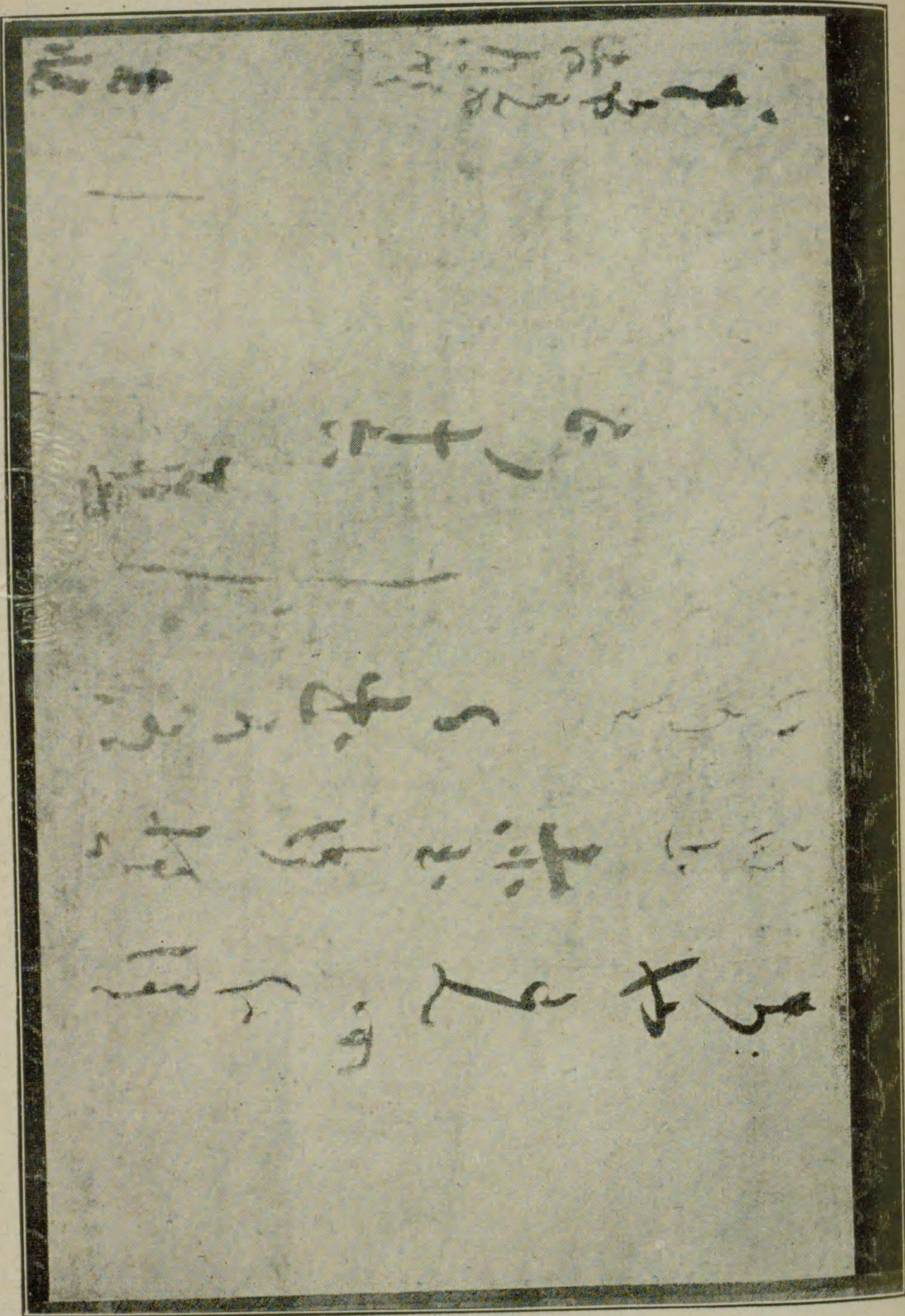
【樂吉左衛門氏談】

一、祖先道入が加賀前田侯の寵遇を受けて加賀國に到りし際の如き、光悦翁の紹介によりしもの、如く、光悦翁も同行せられ其地の土にて試焼せられしことあり、これ等によりて加賀光悦の名あるなりと、又、光悦の作にのんこう審といふは、光悦翁の作を道入○道入一名の○云が焼きしものなり。
二、光悦翁の作品は、ヘラヅカヒ意匠すべて獨特の妙味ありて當家の作と大に異れり、光悦翁は焼物に於ても一新機軸を出されたるものなり、光悦翁の作といひ傳ふるもの世上甚だ多けれども真物は甚だ稀なり、光悦翁は折々慰みに作られた

信翁、製陶の自

真物は甚だ稀なり

京都 樂吉左衛門氏藏



光悦翁が樂吉左衛門に與へたる書簡

るものなれば、もとより澤山ある筈なし、故に眞物は非常に高價のものなり、展覧會等に偽物を光悦の作として陳列さるゝことあり、これ實に光悦の眞價を損ずるものにして、苦々しき次第なり云々、

【本朝陶器考證】

光悦茶盃高名の品

白峰 赤 三井

雪片 赤 長井傳藏

毘沙門堂 元河井十右衛門、今、瀧池是は光悦の内第一といふ

障子 赤 三井 正田權兵衛障子よりは上手と云ふ、じに雲のかゝりたる風情

富士 正田權兵衛障子よりは上手と云ふ、じに雲のかゝりたる風情

【茶式入子茶盃】

右五ツ又 加賀にて仙叟所持、箱書附宗乾元冬木今雲州

加賀光悦 加賀にて仙叟所持、箱書附宗乾元冬木今雲州

雨雲 黒 三井

時雨 黒 三井

用ひし薬と同様のものを調製せんとて、餘程研究せしむる如し、世にいふ左入薬は、即ち其結果なるべし、故に往々にして、左入の作茶盃が、光悦作と見あやまるることあり、光悦作左入寫の如きは、よく似合居れば、何人も其眞贋を見分くるに苦む點あるなるべし。

【光悦書簡】

佳慶可被任貴意候舊冬日々可爲御鷹野推量仕候次に左馬助様被仰候茶碗大かた出來仕候間先日御上被成候御茶碗唯今山新七方承傳下申候此方の茶碗出來江戸へ進上可申候爲新七可被申上候恐惶謹言

尙以五明二本進上仕候少風氣に御座候へ共おらせ置申候已上

正十四日

徳友齋

光 悦花押

銘鷹峰の添状

加式少様
人々御中

【今泉雄作氏談】

光悦鷹峰茶碗の傳來は石州流鎮信派の人樋口松阿彌といふ人酒井日向守□□

銘鷹峰の傳來

如山の門人にて加藤式部少輔は此松阿彌の門人也松阿彌は淑姫君御同朋也右の縁にて式部少輔家傳の茶碗を松阿彌に贈りしに松阿彌其高足弟子野々山緜山に遺物として贈る、此緜山門人にて其高足たりし中井某舊幕小普請方棟梁篆刻家中井敬所帝室技藝員の父へ遺物として贈りしを故中井敬所氏博物館へ献納せし也

子、翁と鑄造

百翁の鑄造は茶の湯の樂に由來するものなり、何れも鑄工に圖案を與へて造らしめたるものゝみにして、鐵製風呂釜の類多し、桐紋或は和歌の類を鑄出したるものあり。京都本法寺什寶月の釜、光悦寺什寶銘太虚庵の釜は、翁の遺物として最も有名のものなり。

本法寺月の釜

圖案を與へて造らしめたるものゝみ

百翁の鑄造は茶の湯の樂に由來するものなり、何れも鑄工に圖案を與へて造らしめたるものゝみにして、鐵製風呂釜の類多し、桐紋或は和歌の類を鑄出したるものあり。京都本法寺什寶月の釜、光悦寺什寶銘太虚庵の釜は、翁の遺物として最も有名のものなり。

本法寺巴の庭

翁と叡昌山本法寺とが淺からざる關係あることは翁の人物性行へに載するが如し同寺内の巴の庭は翁の作庭として古來有名なり今の樹木は當時の物にあらざるも尙ほ昔ながらの面影を偲ぶべくその布置築構の妙なるは非凡の意匠として園藝専門家の齊しく嘆稱する所なり翁ある時庭作りに入足をよびよせたる書簡に曰く「明日人足十人にて二十人にては御合力可有候云々」と其天真爛熳として瑣事に拘々たらざる所おのづからあらはれて面白し飛石は翁の好によりていかに磊落に配置されしか想ひよすだに興深し。

【叡昌山本法寺志】勝名

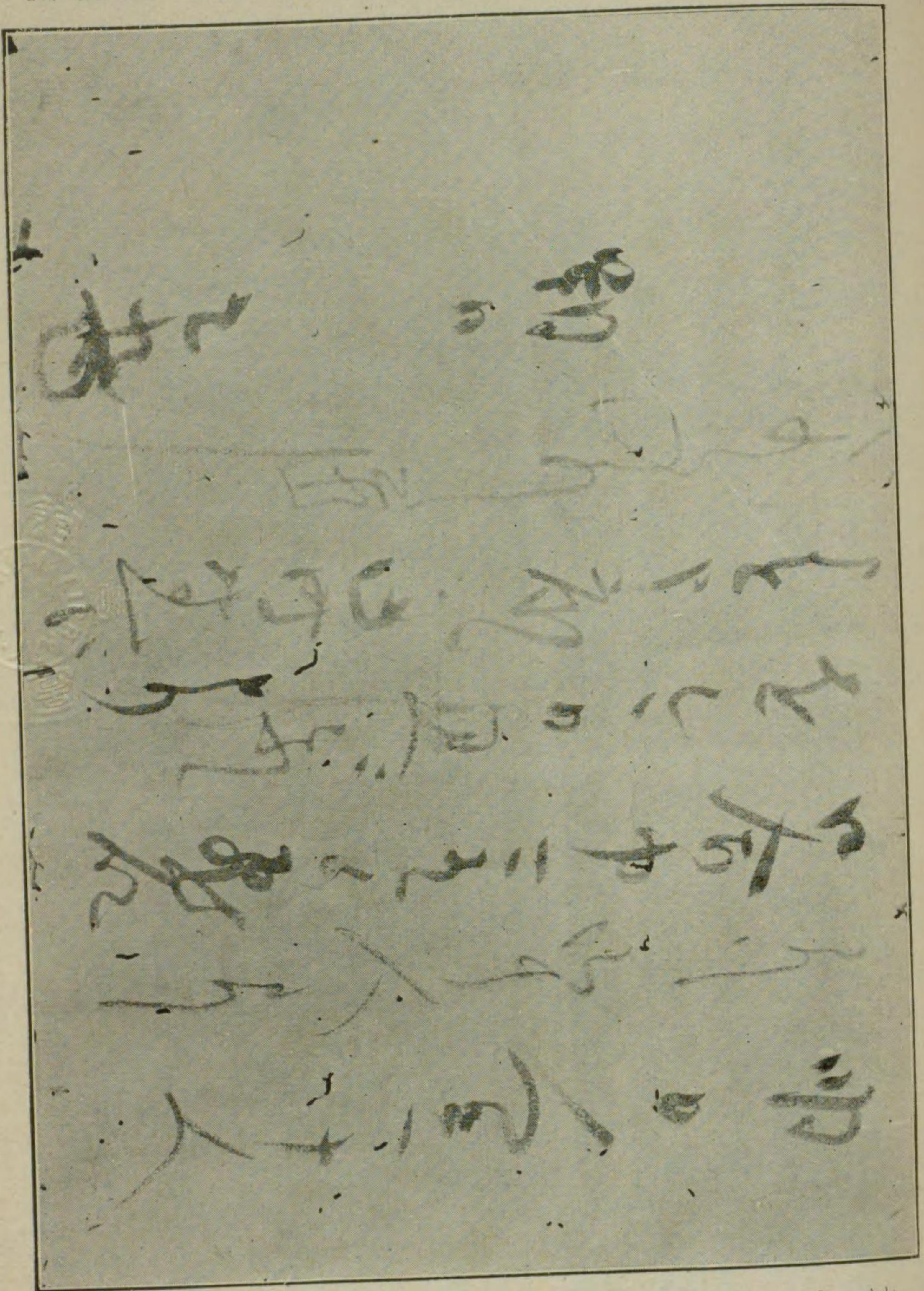
本寺の庭は本阿彌光悦の作る所にして巴の庭と稱し世に高名なり。

【京華林泉帖】○京都府 叡昌山門人ニテ其高且大ニシテ中其某書藝小書簡式繪築業

本法寺林泉 京都上京寺ノ内

方丈の東南にあり其隅に就き二大石を立て其間に紀州石の青質にして白の立

京都 神阪雪住氏藏



光悦翁書簡

筋ありて水流の如く見ゆる石を立て、以て瀧に象とり奇石を以て之を組み三角度の配置を爲し、背及び左右に常葉樹を刈込み、北に大石燈籠を立て、配するに樹木を以てす、又其西庭隅にも三角度の組石をなし、以て之に配す、其三巴の状より成れるを以て世に巴の庭といふ、本寺は本阿彌光悦の歸依寺にて、其考案に成りしものなり、又長方形の切石八本を疊み池を造り、杜若をうゑ八ッ橋の池といふ。

【本法寺所藏本法寺林泉寫真解】

寺は日蓮宗の大本山なり、永享八年日親上人の創立、天正十八年一條戻橋より此地に移す、林泉を巴の庭と云ふ、方丈の東より南に亘り小阜を築き石を疊みて巴状に作る、中央東の方に青質の紀州石にして、豎に白き線條ある奇石を以て瀑布に象り、要部に杜鵑花を植ゆ、其西に一角、其北に一角の巴状を築く、之を轆合して三ッ巴となる、其意匠優秀嘗て其比を見ず、皆本阿彌光悦の作なりとす、天明八年(西暦千七百八十八年)正月三十日、京都大火に類焼し、多少舊状を損するが如きも、全景は幸に事なきを得たり。

【光悦書簡】

○神坂氏所藏

明日人足十人にてても二十人にてても御合力可有候飛石を今日見に參候とり申と

翁、庭作りに
人足たよぶ
し庭石
翁の意に適ひ

光悦の意に照らす
盆畫の意に照らす

申度候此時專一にたのみ入らるゝ恐惶かしこ
【光悦書】朔日

光悦(花押)

全神□様人々御中
西暦千七百八十八年五月三十日
又、盆畫盆景と翁

盆畫も亦茶事に基く。世に「光悦正流盆畫獨稽古初編」なる書あり。此書は江戸月花永女の著にして、文政十一年九月東都書林馬喰町二丁目西村與八方にて版行せり、これによれば翁は盆畫盆景にも長じて一風を興されたるが如し。こゝに其書のはしがき及奥書を採録す。

【光悦正流盆畫獨稽古初編序】
盆畫といふものは、いつの時よりおこりけん、ある人のつたへには東山どの御時にたはふれにもせさせ給うけるよし、いへりける、さることや、さるはいつの色の砂ともをもて、山水のすがた、本草人物はさらなり、鳥けだもの蟲魚のさ

光悦といふ人
ならびなき上
手

まなどをつくれるさながら、いきてはたらくかどぞみゆる、これは光悦といふ人ならびなき上手にて有ければ、末の代には其流れをくむ人、さいなりとてなんおのれがしたしうせる永雄ぬしの女の君を、永女のとしとぞよふめる、此人はやうより此道をまねびて、まき物し給へりしからう、しくかどある人にてつひに道のおくをきはめ給ひ、まなびのおやとあがめられて、いみじくなき名をぞとり給ひぬる略

得友齋光悦ぬ
しは此業にも
工夫をこらし
云々

【同】
砂畫は客人を慰むわざにして、床の飾りいけ花にひとしく、やむごとなき公達姫君の翫物とし給ふことなり、されば盆石盆景の手重き業とことかはり、それの席かれのもとにて、種々の模様春の花に對し、秋の月にそへて鳥獸魚甲人物山水、天地にあらふるかたち、こゝろにまかせて、即興の彩色すみやかに出来ること、いと愛たき業ぞかし、そのかみ東山殿ときこえさせたまひけるは、風雅こと好ませたまひて此業すでおこれるよし、ある時物に興し給ひて、飾りおかせられし御具足櫃のふたの上に、琵琶のばちをもて有合ふ砂にて切竹のかたちを遊されしよ、り起れりとぞ、其のち年に月にへだゝりて得友齋光悦ぬしは、殊に風雅の道に富

此業にも工夫をこらし、備後のめでたき砂を五色みどり、紫はた數々に染□して墨畫より彩色の花々しきにいたる迄、眞行草の筆のあやどりにことならず、思ひ出るにまかせものせられしより、廣く世に流行れぬ、おのれ幼年比此道にいと委しかりける、林何がし□うに學び得て、やうやくその奥をもうかゞひぬ、はたちの年やことなき御館にみやづかへしける折から、靈にも深く好せ給ひ、道の奥をも極おかせられけるにより、光悦の奥儀残るところなく、たしなませ給ひしを、おのれに御指南あそばし、ことく御ゆるしこといたゞきぬ、今の世はかしこき人のおはして、何流何の傳とかや名つくる盆畫廣く流行もいとくうれしき事にこそあれ、かく末の世の習ひにて、物事手輕を尋ね道の近きをもとむる人ころなれば、なほ濱の眞砂のかずく手にきして、□子の初學び獨稽古のをしへ草にもとつたなき筆にかひつけて、四方やちまたに此わざの廣くならんことを願ひて、かくわらはしきことの葉をのぶることゝはなりぬ、されば畫心なき兒女子も、此盆畫より入りて、自然と花鳥のもやう、隈筆の出來もまた、ひとつの徳とやいふべからん

【同跋】

光悦の翁は此道は仙とては云々

おのれが遠つおや光悦の翁は、此みちの仙ともてはやされしが、寛永とせあまりよとせの春砂畫の龜に乗て龍の都にゆかれしと聞ぬ、もし此とぢぶみを見せなまし、かば、春秋菴のぬしが心をつくされたるいさを、もめで、これにもれたらんわざをも傳へられましを、今に歸り來まされぬをいかにせん、

翁の七世の孫菅原そ根習樂亭のまことのものにしるす

【同】

盆畫は本阿彌光悦の流をくみたる山水花鳥を七もて彩どる畫のことはしるきを後とすながをなるを、なの業に、丹青のいろ砂の妙手を顯はす、春秋庵のぬしは愚老か門人にして、誹諧うたは四方側の判者となれり、鳥の跡さへ予か消息を見習ひて筆子を集む宮仕にも上りぬるもおほかめり、されば此業の習ひ易きことを手もて教ゆるごとく、圖畫して小冊となれるを、書林の需によりて梓上せしむ、尤山水花鳥は、好人の目には月花のよし野よくみてよしとほむる狂歌堂老師の贊を添へられ、はたやむことなき君の御歌をも戴き、名たゝる判者たちの心をあつめたる一部の序跋は、五老先生本阿彌先生をくはへ、全尾せしも、錦風堂の心くばりして功なりぬべし、もとより永雄ぬしは畫をこのみ、かつしか爲一先生の

門人存齋光一といへり、是等のことをいふならぶるも子どもに目なき親ほめどもみゆるし給ひぬ
秋長堂老人しるす

翁と謠曲及能樂

謠曲の流行

翁の時代には謠曲流行して交際上缺くべからざる遊技となり居たりき。翁の如き多々益々辨ずる多能の人の、如何にしてこれを閑却すべけんや。况んや謠曲の文章内容が佛事に關するこ

翁と觀世黑雪及び觀世宗雪

と多く、崇佛家たる翁に應はしきものなるをや。翁が素謠の音調いかばかり床しかりしか、小鼓入り大鼓うちて興闌なるの時、悠々たる翁の襟懷は更に揚々を加へしならん。能樂亦隨つて翁の嗜むところ、或は觀世宗雪の館に日の傾くを知らず、或は觀世黑雪とともに觀能に招かれて夜のふくるを覺えざりしことあり。

翁謠曲を他の諸藝と調和せしむ

翁又謠曲と他の諸藝との調和をはかり、獨特の書風によりて謠本を揮毫し、會心の繪畫によりて其表紙をかざり、或は神技を詩繪に試みて謠書籍を作製し、能面を彫刻して意匠準繩の外に脱す、千變萬化容易に端睨すべからざる翁の雅趣は謠曲趣味の中にすら之れが一端を窺ふを得るなり。

【光悅書簡】○松野氏所藏

不始于今貴老御事終日振舞殘所無御座候キ殊一鼓様子能候而我等モ大慶存候
ツル先以書狀御禮令申候頓首

三廿七

光

悦(花押)

【光悅書簡】○神阪氏所藏

(不明)

一□本にて觀世殿能出來候由相聞御祝着尤候事但我等見物不仕候天鼓さんく
定家無比類取沙汰ニ候事

(三字不明)

一昨日廿八日之夜明ニテ御謠之由又七殿御ワキ推量申候座をならへ承様
候へ定家并筒久世源七殿御謠之由御執心之間定而あがり可申候貴殿様の御謠

百八十五

一鼓様子能候而大慶

實盛一番盛き
たく候

翁の觀能

黒雪、宗雪共
に翁書道の門
下なり

岩崎家所蔵謄
本箱の傳來

實盛一番き、^(タカ)□く候御亭主ふりの御機嫌難量候事
一此方ノ曉謠ハ去夜ニテ濟申候事

○餘略

【光悦書簡】^{○小寺氏所藏}

來三日御興行拙者式被召寄候段誠以本望ニ候觀世左近大夫茂御出可有ニテ同道申可參候恐惶敬白

^(所カ)御□官

光悦(花押)

十月廿九日

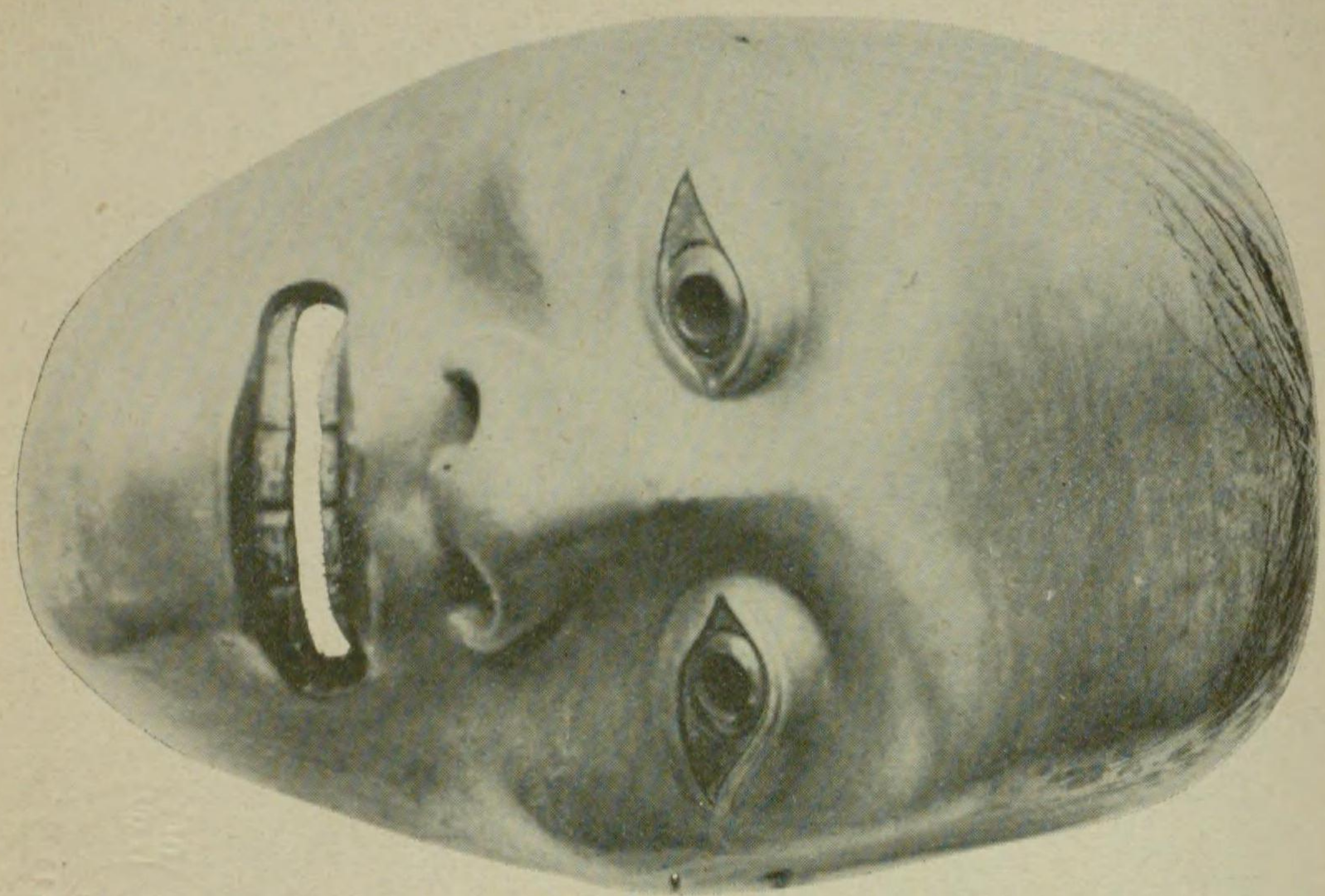
【古今能書傳】^{○横井時冬氏著}

略○上素庵觀世黒雪、觀世宗雪など光悦の同門にて親交ありしより、謄本の譜本を上梓したることもあり、世に光悦の謄本といひ傳ふる中には素庵の自筆本もありて、今は紛れていづれをいづれともわきがたしといへり。

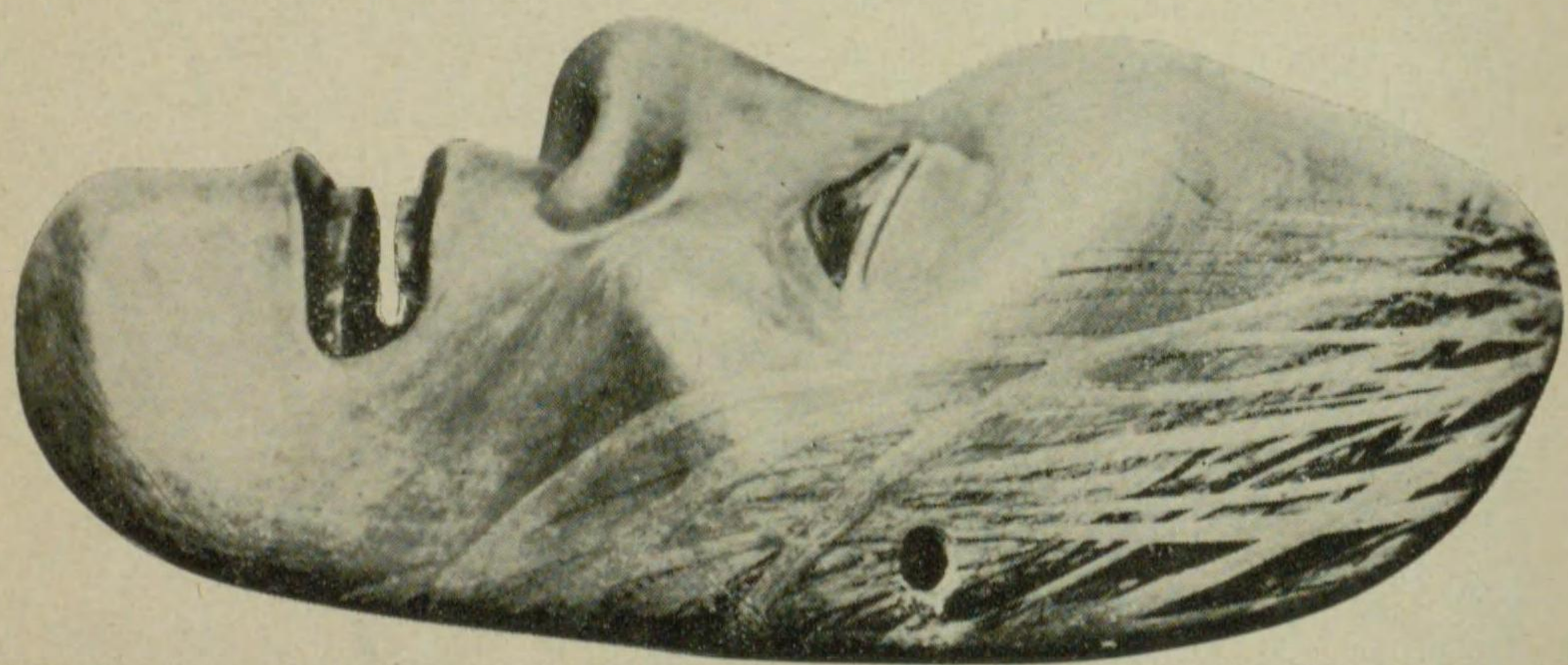
【岸光景氏談】

光悦翁は謠曲に興味深かりしより、自ら謄本を書寫せられたることあるは勿論、自ら考案して謄本箱等をこしらへられたり、岩崎男爵所蔵の謄本箱有名なり、そ

武藏益田孝氏藏



(面正)



(面側左)

光悦翁作、能面三姥

第三日治具行持
 或二日許一食
 以布包之
 中出之
 十日來
 十月十日
 光悅翁書簡

光悅寺藏

翁山姥の仕舞
を試みしか

翁の文學趣味
和漢の歴史に
通ず

の本箱の周圍には謠曲名を自書して、青貝を嵌入す、もと國府津の北岡文平氏所
藏なりしを、光景讓り受け、更に山本五郎氏の懇望によりて同氏に讓り、同氏より
いつしか岩崎家の所有に歸したり、其中にありし謠本百冊は、勝海舟伯所有した
りしが伯之を徳川家に献じ、徳川家より宮中に献納ありて、今は御物となりたり、
其謠本表紙は百冊共すべて草花の極彩色にて、中の文字は全部翁の自筆なり、
益田孝氏所藏の山姥能面は、翁の彫刻せられたるものにて頗る有名なり、これは、
もと、加賀大聖寺前田子爵家にありしを、益田氏が懇望して讓り受けられしなり。

ナ、翁と文學

翁は自ら歌を詠まず詩をも作らざりしも、文學には深き趣味
を有し和漢の書を多讀して其内容を玩味せり、我國の歴史はい
ふに及ばず、支那の歴史にも通じて、よく史上人物の心事を知り、
治亂興廢の迹を釋くこと掌を指すが如きものありしは、翁が松
平信綱に贈りし遺訓書及行狀記附録中、翁の隨筆によりて知る

一降は雷の類
一口は目利物
なり

翁の藝術趣味
は文學趣味の
變化なるか

翁定家、赤人
二人の和歌を
正宗、吉光両
人の刀に比す

を得べし。翁の遺稿書及び其遺稿中條の遺筆は、
翁自作の歌として傳はれるは、崎人傳に載する「一ふりはらい
のたぐひとおもひしにいまひとふりはめきゝものなり」の戯歌
一首あるのみ、翁は詩歌を詠ずるの素養ありたるべきにも拘ら
ず絶て賦詠せざりき、これ其志、人格と藝術との修養に資するに
止まりて自ら作家たるの意なかりしが故か。實に翁の藝術趣味
は一面文學趣味の變化ともいひ得べし、何となれば翁の藝術の
多くは其書畫、蒔繪によりて綜合せられたり、其書を見るに假字
は古今、新古今、其他歌集中の古歌多く、漢字は大抵朗詠又は唐詩
なり、繪畫も亦即ち書の内容に關聯したるもの多ければなり。
野史に、翁と近衛應山とが吉光、正宗の刀劍の優劣を論じたり
し時、翁が定家の歌を正宗に比し、赤人の歌を吉光の刀に比せし
ことを記せり（刀劍家としての翁參看）二老略傳、觀鶯百譚に翁が歌仙

に「都のたつみしかぞすむ」の「しか」を「鹿」と書せるを三藐院に笑は
れしと記せる等の傳説（翁の筆蹟參看）は毫も翁が文學の素養を品
▲するに足らざれども、賑草に記する「きうじんの言によれば翁
はもとより文學者流にあらざるも而かも決して文學の造詣な
きにあらざりしなり。

【賑ひ草】下

○上略、きうじんがわぬしの心ざしを年月經て見るに、歌の道をまなはんとはせさ
翁に向ひ物語の條、わぬしの心ざしを年月經て見るに、歌の道をまなはんとはせさ
れども、其心ふかく通じてゆるしあたふとも○秘藏の管神慮をそむくにはあらじ
を與ふこと
とおもふ器也、傳受を得たきとはおもはざるか、○下

【本阿彌行狀記附錄】

一和歌は、本朝より始りて今に絶せず、下々迄も取扱ふ事なり、我○光は歌を詠る事
悦
はしらすといへども、地下の歌詠達の申さるゝは、新古今は花が實に過て手本に
ならず、それより前の古今集、千載集などこそ手本にはなると申さるゝにつきて
しらぬながら心をとめて古今集を始、廿一代集を凡そ見侍りしに、強て新古今集

きうじん、秘
藏の文管を翁
に與へんこと

計花か實に過候と申は愚眼にはとまらず能々考るに新古今は詩にて申さば晚唐の風儀にも叶ひ申べきか中々今時の浮薄の人の手本にしたりとも詠ることも存られずしかれども頼阿道遙院殿の歌集を見候へば甚新古今の詠方に能似候様に被_レ存候此新古今は撰者五人ありといへども專後鳥羽院の思召にて御撰の物故五人の撰者そこゝの衆故自然と花實に過候と申許たれいふとなく世に申侍りしと思はれ候か又後代の歌仙

良經公俊成西行家隆義鎮定家

存られ候

光悦 中卷終

光悦 下卷

光悦下卷

光悦會編纂

鷹峰移住は五十八歳の時

一三、翁の鷹峰經營及太虚庵の閑居

元和元年徳川家康翁に鷹峰の地を與ふ、これ家康薨去の前年にして、翁が五十八歳の時なりき、翁は無上の歡びをなして移り住む。鷹峰は京都の西北に當りて、京都を距る遠からず、丹若二州に通ずる要路にはあれど、人家稀なる草原なりしが、翁こゝに移り、今の鷹峰村南北通りすじ東側の地に間口六十間今の六の地を占め、荒地を拓きてこの地上に邸宅を設けたり。一門眷族及翁の配下にありし諸工人等翁然として集ひ來りしかば、翁はこれに他の土地を分ち與へ、家をも營みて住ませたり、これより荒寥たる草野は、忽ち筆硯旁午の美術の里と變じ、又唱題不斷の法華

鷹峰は忽ち美術の里、法華の聖域となる

翁の悠々自適

太虚庵閑居の時

の聖域と化す。是に於て縉紳貴族、高士雅客競ひ來りて歡を共にし、智識學僧亦笈をとめて佛果を扶け、鷹峰の名聲籍甚なるを致せり。之れ一に翁の力によるなり。翁は晩年東西通りすじ南側清水の湧き出づる所、今の光悦寺の地に太虚庵を建て、閑居し、彌々深く佛道に入り、花鳥風月を友としながら、茶の湯の極致に遊び、入木道の真髓を味ひ、丹青の道に逍遙して徐ろに雅懷を遣れり。翁が南北通すじの邸宅より太虚庵に引移りたる年月は詳ならず、れども寛永の初年には既に太虚庵の號を其雅號に用ゐたるを見れば、七十歳前後の事なりと見るべし。

【本阿彌次郎左衛門家傳】

光二惣領光悦儀、元和元年御歸之時、二條於御城板倉伊賀守殿を以光悦へ御知行可被下旨被仰渡候所、光悦其刻六十に及び年罷寄江戸駿府へ罷越相勤申候儀難叶候間、御斷申上候、野屋敷拜領仕度旨奉願候得ば、則山城國愛宕郡、西二百間南北十町餘、百七十六石八斗一升拜領仕、其所を取立、今以鷹峰光悦村と申候夫より四代光傳迄持來支配仕候所に、延寶七未年京都一統新地被仰付候而

被召上候略下

【本阿彌行狀記】

權現様大阪御歸陣之御時、板倉伊賀守殿に御尋被成けるは、本阿彌光悦は何としたるぞと仰有ける、存命に罷在候、異風者にて京都に居あき申候間、邊土に住居仕度よしを申と申上られければ、近江丹波杯より京都への道に、用心あしく辻切追はぎをもする所あるべし、左様の所を廣々と取らせ候へ、在所をも可取立者なりとの上意なり、此旨還御被成て後、伊賀守殿より被仰渡、忝仕合に奉存候也、其拜領之地は鷹ヶ峰の麓なり、東西二百間餘。南北七町の原也、清水の流れ出る所を光悦の住居と定む、道春記を書けり、其外銘々分ち取らせける、いまだ新地御法度の御沙汰もなき折なれば、然るべき寺院を四ヶ所迄見立、一ヶ所は嫡子光瑳が才覺にて法華の鎮所を建立す、常照寺是なり、京關東に名を得たる智識を請じ能化と定む數百人の諸化たゆることなし、天台六十卷の講釋數拾遍みてり、又一ヶ寺は光悦が母妙秀の菩提所なり、則妙秀寺と號す、資縁不足なる所化、志し有發信者を毎日朝晝二度宛集て、妙經一部を讀誦せしめ、直ちに數萬部成就せり、又毎日五種の妙文を修し、天下の御祈禱日々に怠りなし、又一ヶ所は天下の御祈禱、次に本阿

鷹ヶ峰の麓東
西二百間南北
七町

常照寺と鷹ヶ
峰檀林

妙秀寺に於け
る讀經

鷹峰の景色
紙屋川

彌が先祖の菩提所光悦寺なり、信の志有道心者を集て、晝夜十二時聲を絶さず、替
替法華經を唱へ奉る、また智足庵には八軸の讀誦、猶以たへず、鷹ヶ峰は王城の乾
なり光悦は乾の卦成てかく乾に當る御屋敷を拜領仕事さるべき宿世の故ある
べしとて悦申ける、東加茂山、比叡山、如意ヶ嶽、北は鞍馬、貴船、鷹ヶ峰西に當て纒に
二町計り隔り、麓に紙屋川水草清く、都の内にも住まされりと思ふ計也、そばつた
ひの細道は山かつの通ひ路也。

行はゆき、とまれはとまる、月影の

猶面白き川そひの水

鏡石

とよめる、道の邊りに豎横二丈餘りの石有、鏡石と號す、立寄人の影うつれり、昔は
洛西の岸なり。

鳥羽玉の、わかろかみや、かはるらん

鏡石影に、ふれる白雪

貫之のよめる是なり、南に近きは平野、北野、菅家の御廟、木の間にからめさいと貴
し、はるくくと詠やれば、鳥羽田の川浪に淀の川船をうかべ、男山のあなたに生駒
ヶ嶽、金剛山、吉野、三笠山皆名所のみ也、餘りに繁ければ百に一ツを書付侍る、殊に

面白きは朝まだき、空は緑に打晴て、心にかゝるくまもなきに、目の及ぶかぎり霧
の海と成し、げりたる森は嶋のごとし、木々の梢は船に似たり、二條の金城、九條の
塔、海上にうかみて雲をつらぬく
目のまへに、海をなしつゝ、朝霧の

あらぬ所に、沖津島山

法印玄旨のよませ給ひし言の葉もよすべし、あまの橋立にて、

思ふこと、なくてや見まし、よさの海の

天の橋立、都なりせば

とよみしは、都をはるかに隔てぬれば、思ふことなきにしもあらざりけん、我鷹ヶ
峰は王城より纒に二十餘町なりとぞ悦びける、みちのくの松島を見ける人々、此
鷹峰に及ばずと申き、昔はたかき草もなき原にて、前關白秀次公、遠目あてをうた
せられし所なり、利休居士の御供に參りしに、日本無双の地なりとて、竹の柱にて
御茶屋をしつらひ、いつも御茶を召上られける、今此所には法眼空中齋が住ける、
また光悦寺を二町計過て、不足谷といふ處は、屏風を疊たる如く、豎横三十丈餘り
の岩あり、其下に廣さ二丈計にて一丈餘に落來る瀧有、峰の山吹、岩間の躑躅流を

日本無双の地

今生一世の事
にはよもあら
じ

染る川の紅葉佛事をいふにはまさりけり。
軒ちかき紅葉の色にうはゝれて
そこ行月の影そすくなき
此所に草の庵を結び、末法惡世の唱導師上行菩薩を、空中齋がみづからきざみて
安置し奉り、恩分深き主君、父母、六親法界の爲に便りなき貧僧を集め、三年の内に
法華一万部讀誦しける、かく身に過たる面白處を住家として樂しみにふける事
空恐し、されば光悦心靜なる夕暮、こゝかして眺め歩みて、思ひけるは、いか成故に
如斯大なる野山を拜領申、何思ふこともなく明し暮すことの忝さ、今生一世の事
にはよもあらじと思ひける、若年の時、毎々妙秀語りける事を不圖思ひ出し、扱は
疑なく我親の善心の報ひなりと、肝にめいしける。

【羅山文集】

鷹峰記(寛永七年作)

夫鷹峰之爲佳境也、九重鳳城巖々於其南、一支之鳴河溶々于其東、蓮野紫野接隣乎其前、若州丹州通塗于其北、或愛宕隔在一峰之西、或比叡聳於寸眸之中、或拜雷社于良隅之靈鎮、或挹舟岡爲庭際之假山、若夫籬外看梅、則隔林彷彿聞管

鷹峰の四時

鷹峰の四時

鷹峰の晝夜朝暮

廟之暗香、況又長松鵑啼似移、若耶之風物、霜後愛楓、則薄晚想像寄雄峰之秋色、
加梅脩竹雪飛、如借鐘阜之景氣、此則鷹峰之四時也、林霏朝開山氣夕佳、花穿午簾、
月入紗窓、此乃鷹峰之朝暮晝夜也、且夫樵蘇唱於路、耕牧遊於野、行旅憩於坂、鳥
集而不驚、獸馴而不畏、在洛外而人不遠、非市中而徑有媒、不江湖而有涓流、此乃
鷹峰之境致也、依境以思人、光悅雙蓋其人歟、嘗占數百弓之地、以構小宇於此、自號
太虛庵、今依人而亦可見境、去歲一日太守源公赴鷹峰時、偶誘余、亦從行忽
入佳境、終日忘歸、其景殆如嚮所云也、雙請余記其所見、太守亦屢懲憑焉、奚得不
言哉、於是思之、古人論書法、以山川星雲草木禽虫之類、而比喻之、其間有如危峰
沮日者、有如夏雲多奇峰者、有如鷹時鳥震者、有如鷺鳥乍飛者、矧文字權輿
自鳥跡乎、然則雖以鷹峰論之、之亦可也、世傳昔浮屠空海師來此而擬斯山於靈鷲、
因名鷹峰焉、海師得書法三昧、鳴于本朝、今也、雙心匠有巧、尤善能書、自謂花鳥風
雲得之心、而後倭字漢字應之手、故心在筆前、自成一家法、人求者多、縑紙盈戶、或
獲者皆珍藏焉、嗚呼庶幾其人境俱得而書法與鷹峰齊垂於不朽也。

書法與鷹峰
齊垂於不朽

【雍州府志】

太虛庵

在鷹峯、鷹峰地板倉伊賀守勝重、奉東武之命、令本阿彌光悦關此地、且置馬驛、遂使監斯處、依之稱光悦町、丹波往來之人馬得其便、

【賑ひ草】下

都のいぬるにあたりてたかゞみねといふ山あり、其ふもとを光悦に給りてけり、我住所として一字を立、略○中ひがしは賀茂の山、松が崎などはいとちかく、松と竹とのけぢめ見ゆるほどにて、ひえの山はこなたの山より上にふもとまでみえていとど高く、一乗寺の里、白川までもふもと、見ゆ、雪の比ならねど有明の月はいたゞきの山のはにのこりて、明がた近きほどに、をちかたは霧ふかく、ふもとの山はみなかくれて、ひえの山は水海のあなたにやと打ながめらるゝ、よこ雲たな引いでゝたが別路のながめならんと、老の心をなぐさむ、京のかたはたつみにあたりていとめでたく、朝夕のけふりにきはらし、都のそら打こしてをとは山、いなり山、ふかくさ山、ふしみの里の空はるゝと遠かたに高山あり、かすが山、みかさ山にやとをしはかりながめやる、山々四方にかきりなくぞ見えわたる。かゝるすまひの軒ばの松になれて、としひさしかりし、世の中のわざとては一こともしらす、心にもなし、略○下

【本阿彌行狀記】

誠によの事もまづ如し、此大き成野山を拜領仕其上妙秀子孫百人に及けるが、廣き屋敷を持たざるものなし、江戸に於ても會所屋敷等を拜領致たるもの五人有、歴歴の人にてさへ容易に成難き處に、京都に住ながら下屋敷迄も被下候事忝次第也、孫彦の出家は、本寺々々の主と成數百ヶ所の末寺末山を領し、程なく退ては靜なる山林を住家とするも有、女子は他家に到るといへども皆大き成屋敷主と成、かくの如く善惡の報ひ明らかなる事、板倉殿へ御申語申べしとて鷹ヶ峰より早天に出で嫡子光瑳が家へ立寄孫共を集め語り申せし也。

【續近世崎人傳】

○上 寛永年間洛北鷹峰を悦に賜りしより、こゝをひらきて人家を設たるに、若狹の通路なる故に往來しげくなり、山賊などいふ者絶たり、是より先きはかうやうの惡黨かくれ住て、人を犯す事多かりしとぞ、略○下

○鷹峰光悦町古圖考

此古圖は、もと翁の親戚片岡氏の所藏なりしが、今は光悦寺の有に歸せり、當年の光悦町の區劃を見るべき唯一の資料なる

を以て、今これを縮寫してこゝにあらはし、且つ聊か考證を試
みるところあらん。

(い) 區劃廣袤

鷹峰古圖にあらはせる地は、今の京都府山城國、愛宕郡、鷹峰村に於ける光悅、北
鷹峰、南鷹峰、土天井、黒門の五ツの小字地を合せたるものにして、往古は之を總
稱して單に光悅町といへり。東は玄澤町○現今愛宕郡大宮村、字三筑なり(三筑一西は
紙屋川○現今この紙屋川は、郡を以ていへば、鷹峰、衣笠、両村の境界をなすを以て限り、南は土手○土
尚存す、竹を植え、土手○往古今の葛野郡愛宕山の境を祀りしの谷を以
全部竹林となれり。北は愛宕山下○往古今の葛野郡愛宕山の境を祀りしの谷を以
て限る、廣袤東西約二百間、南北七町の地なり。

(ろ) 地勢及交通

圖上、「通り町すじ」京口と記せるは、則今の鷹峰の街道にして、南は京都千本頭に
通じ、北は西への道すじより、せんぞくの道を経て丹波及若狹に通ず、故に古來
丹波街道又は若狹街道と稱す。北山への道は金閣寺の前を経て、葛野郡衣笠村、
北山に通ずる間道にして、東西の通りすじは玄澤町を経て京都大宮頭に至る

古圖に於ける
地は今の鷹峰
村の一部

東玄澤町
西紙屋川
南土手
北愛宕山

「京口」は京都
市千本頭に通
ず

西への道すじ
は丹波若狹に
通ず

蒲鉾形の高地
なれば京都市
を瞰望するを
得

いはい所と記
せる地は今
光悦寺

寛永四年には
翁七十歳

べし、此地は京口よりするも、玄澤町よりするも、坂路を上らざるべからず、其西方は谷となり、鷹鷲兩峰の麓に至りて紙屋川流る。せんどく(千束)も所謂千束谷なれば、圖上、せんどくの道は傾斜著し、右の如くなれば、鷹峰の地は所謂蒲鉾形にして、高燥の地なるが故に、京都市の北半を一眸の間に俯瞰するを得べし。

(は) 圖の製作年代

按ずるに、この圖の實際は元和の末より寛永初年迄のものなるべし、翁が鷹峰の地を拜領したるは元和元年にして、其當時此地は殆んど荒蕪地なりしかば、圖の如く各人の邸宅櫛比するまでには、之れが開拓經營に數年を要したるべし、其いはい所とせるは、則ち今の光悦寺の地域にして、翁晚年此地に太虚庵を結び、終焉の地となしたる所なるが、此圖に未だその跡を印せず、然るに翁は寛永四年一月一日佛法流布祈願の書初をなしてすでに落款に太虚庵の號を用ひたるを見れば、當時は、すでに太虚庵を建て、ここに移り居たりしなり、光悦の弟宗知は、母妙秀の勸當を受けしものなるに、ここに住したるを考ふれば、妙秀歿後○妙秀は元和四年歿す翁が其勸當を赦して住居せしめたるものと見らる、又翁は寛永十四年二月に八十歳にて歿たれば、其七十歳は寛永四年なり、寛永四年には

光瑳五十七歳
光甫二十七歳

圖は元和四年
以後寛永四年
迄のものなる
か

翁七十歳、光瑳五十歳、光益四十四歳、光甫二十七歳なりし等、諸種の事實によりて推考するにこの圖は元和四年以後、寛永四年迄のものなるに似たり、但其通りすじ東側、光益、光榮の地と區劃せられたる所には、妙秀歿後、妙秀寺建立せられ、其開基日慈は寛永四年八月に寂せり、本圖に妙秀寺の記入なくして、光益、光榮の邸地と見えたるは、多少の疑なきにあらざるも、思ふにそは、妙秀歿後、妙秀寺建立以前のものなるに依るべし、其圖の未だ子の標記あり、然るに、
(に) 翁一門の邸宅

圖上各人の屋敷地間口、左の如し

六十間 光悦(一名) 土田宗澤(一名) 光榮、土田了左衛門、光瑳、彌市、宗知、本阿彌

廿六間 本阿彌光益、光榮、尾形宗伯、茶屋四郎次郎、本阿彌三郎兵衛(十名)

十八間 久保常清、本阿彌一郎兵衛(二名)、そたに宗右衛門、喜三郎、宗珠

十五間 光甫、光伯、宗仁、筆屋妙喜、そたに宗右衛門、喜三郎、宗珠

あいあみ道有、藤十郎、秋だ多兵衛、大工久右衛門(十一名)

十三間 本阿彌十郎兵衛(一名)

十二間 宗壽(一名)

十間 たいあみ八郎右衛門、新介(二名)

九間 光榮、孫右衛門、蓮池常有、かめ(四名)

八間 記名不明(一名)

六間 次郎三郎、伊右衛門、次兵衛、久右衛門、仁兵衛、かめ、道賀

次兵衛(八名)

五間 助右衛門、與右衛門、喜助、仁左衛門、孫助、六兵衛、與兵衛

(七名)

四間 九郎右衛門(一名)

間口未詳ひめたに道安、平右衛門、助右衛門、源兵衛、外一名(五名)

總計五十五名

以上の如く、間口の廣大なるものは、翁の六十間を筆頭として、土田宗澤の二十

六間これに次ぎ、同間口のもの光益以下十五間の十一名を最多として、光甫

以下二十間の十名これに次ぐ、しかもこの圖上の一間は、當時の六尺五寸間な

れば、翁の六十間は即ち今の六十五間に相當し、二十間のものは二十二間弱、十五間のもの十六間強となる、而して翁及び其一族の占むる地の他に比して廣大なりしは、もとよりさもあるべきことなり、而して各自其配當地域内に、居宅を營造したることは、證左の見るべきものもあるも、其地全部に住宅をのみ建て充たしたりとは、思はれざる理由もあり、(翁の住地居宅參看)

(ほ) 翁の富度

翁は甚だ富有の如くにして而して富有ならず、又貧しきが如くにして而して貧しからず、將軍徳川氏、加賀侯、前田家の如きは、翁の爲めには金銀を輸するに毫も吝ならず、角倉氏、佐野氏、茶屋氏等の富豪も亦、翁に喜んで金銀を調達すべき人なりしなり、さればこそ鷹峰の在所を取り立て、寺院を四ヶ所迄建立し得たるなれ、されど翁が小袖屋より茶入を購入したる際の金策、翁の人物性行(口)參看は頗る苦しかりき、是に於て、翁は甚だ富有なるが如くにして而かも貧素に、甚だ貧素なるが如くにして而かも富有なりしを見るべく、眞に是れ貧富の境を超越せるものと謂ふべきなり。

(へ) 一門の安榮及同棲者の重もなる者

さるにても翁の一門が、衣食に苦しまずして安樂なる生活をなしたりし事は、推するに難からず、當時の鷹峰は人家櫛比して、翁を中心に眷族親類、及他人團結安住して、本阿彌家門の隆昌を喜び、各種の業務に従事して、光悦の靈ある藝術的手腕を助けたり、筆屋妙喜は翁を中心としたる鷹峰の書道界の用度を達したるべく、宗仁は即ち紙屋宗二なれば、所謂光悦紙の製造には、同人の盡力多かりしなるべし、塗師屋は誰なりしか、金物師も居たるべし、一代の豪家幕府の寵商、茶屋四郎次郎が、こゝに居を構へしは、翁の人となりを慕うてなるか、鷹峰の風景に惚れたるか、何れにもせよ、こゝにありしは一の下屋敷と見て不可なからん。

宗知は翁の實弟にして、光瑳は翁が相續人として片岡家より迎へたる養子、光甫は光瑳の實子なり、光甫の屋敷地は嘗て千利休が茶亭を設けし所なり、(雍州府志卷八、古蹟門上)の利休松の條に、「始、豊臣秀次公、在聚樂城、時々赴鷹峰、以鳥銃使打丁而覽之、(中略)于時千利休於鷹峰土手上、向南設茶亭、爲秀次公休憩之處、自點茶而獻之、倭俗謂提曰、土手、前山、鷲峰、植松爲茶亭窓前之眺望、今猶存、土人稱利休松」とあり、又同卷十、(陵墓門)の空中院光甫墓の條に、「上略、光甫平

甘んじて翁の後援者たるべき大名、及富豪

翁は富有なるが如くにして貧素なるが如くにして富有

本阿彌家門の榮昌

筆屋妙喜は鷹峰の書道界紙屋宗二

茶屋の別墅

光甫屋敷地の沿革及實證

生嗜^レ茶構^ニ茶亭於鷹峰千利休亭之跡、招^ニ貴賤^一、人又不^レ辭^ニ遠方^一而來^ニ下略^一とあり
「本阿彌行狀記」にも鷹峰は、昔はたかき草もなき原にて、前關白秀次公遠目あて
をうたせられし所なり、利休居士の御供に参りしに、日本無双の地なりとて、竹
の柱にて御茶屋をしつらひ、いつも御茶を召上られける、今此所には法眼空中
齋が住ける」と記せるは則ちこの地點なり、茶席の痕跡今尙存し、一面の藪とな
れるが、其中井戸二ヶ所残り、宇土天井なる地名は茶室の天井が土なりしが
故なりと、父老はいひ傳へたり。

土天井

本阿彌光榮
同光益

光榮の子孫

本阿彌光伯

尾形宗伯

光榮、光益は本阿彌宗家光徳の次男と三男にして光室の弟なり、光徳の妻は翁
の姉妙光なれば、光榮、光益は則ち翁の甥に當るなり、二人共に分家して一家を
なしたりしが、光榮は寛永十年十一月十八日死去し、男光有家を繼ぐ、光益は、光
甫の實弟日允法師と共に、妙秀寺萬部堂を發起建立し、寛文五年二月二十五日
八十二歳にて歿せり、光務家をつぎ爾來居所は幾度か異動したるも、明治の代
まで十一代連綿繼續したりしが、其後斷絶せり、光伯は本阿彌光徳の弟光味の
長男にして光味家の二代をつぎ、明暦元年七月九日歿せり、尾形宗伯は道柏の
子にして、母は翁の姉法秀なり、尾形家の系圖には、父道柏は北野天神の傍尾形

尾形乾山の證
書

秋場多兵衛

土田宗澤

蓮池常有

社に奉仕し、宗伯は東福門院御所吳服物御用を勤むとあり、はじめ法秀が尾形
家に嫁したる時は、尾形家も貧しかりしと見え、光二が我子の不遇をなげきし
こともありしが、宗伯に至り鷹峰に於て二十間の間口ある地に屋敷をかまへ
宗伯の子宗謙は翁の書を學びて其の道に達したり、この鷹峰に於ける尾形の
家の屋敷は、宗謙歿後、光琳、乾山等が遺産を譲り受くる時分配物中の一に數へ
られたり、乾山が日意^{○叔父}に贈りたる證書に「老父宗謙書置之通室町花立町家
屋敷一ヶ所鷹峰家屋敷一ヶ所卯月^{○叔父}に墨蹟書籍一式自分へ被^ニ讓與^一候金銀諸道
具萬事之儀者市之丞^{○光琳}と我等と半分宛ニ立合配分仕書置之通請取申此已
後跡式之事ニ付少モ違亂無^レ之候爲具仍如件貞享四年丁卯八月十七日尾形權
平惟^{○元カ}花押日意上人様興善院様とあり、秋多兵衛は宗伯の妻秋場氏が身内
のものなるべし、土田宗澤の墓は、もとの知足庵西方、今の鷹峰宇土天井第四十
三番地竹林の中にあり、蓮池常有は日蓮宗具足山立本寺の檀徒なりしが、同寺
本堂前左方の鐵製の大燈籠は、慶長年間同人の寄進したるものらしく、該燈籠
に「具足山立本寺常住施主蓮池常有慶長第六辛丑年孟春二十五日與常知日清
造之」の文字を鑄記せり。

(と) 衰頽變遷

圖上には記せざれども、東へノみちの東部玄澤町に近き北側の地には常照寺あり、艸山集卷六宙の五蓮永寺日乾傳中に「寛永四年師乾^{○日}於^二洛北鷹峰^一自構^二一庵^一名常照寺、後成^二講聚^一、常照寺記云、元和中開基[○]之開基在先至此寺方成耳」と記し、京都寺町本満寺文書には「京之西北鷹峰本阿彌光悅所持之内、七十間四方程有^レ之、此近邊之山如何程成共少地子出候者可^レ讓^二與^一之、由百姓共申候、只今京本満寺屋敷一段小分之條、往而相調可^レ引移^二本満寺用意先々日乾結^二庵室^一申候」とあり、是によればはじめ此地に本満寺を移轉すべき議もありしもの、如く「本阿彌行狀記」には「光瑳が才覺にて、法花の鎮所を建立す、常照寺是なり、京關東に名を得たる智識を請じ、能化と定む、數百人の諸化たゆることなし」とあり、思ふに之れ光瑳の盡力によりて常照寺建立の事となり、本満寺移轉の議已みたるものならんか、是れ則ち名高き鷹峰談林にして、法華の行者絶ゆることなく、鷹峰の殷賑を維持するに與つて力ありしなり。翁歿し、光瑳逝き、星移り物變るに伴うて、鷹峰の状態も漸く其變革の度を増し、光甫老ひ、光傳家を嗣ぎし頃は、漸く其維持に窮し、延寶七年終に領地を幕府に返還せり、合し成れるものは必ず離るゝ時あり、集り成れる

物は必ず散ずる期あるの眞理にもれず、翁と鷹峰、鷹峰と本阿彌家の堅き結合も、こゝに六十有餘年天和二年光甫死し、元祿九年光傳逝きて、光通家をつぐの明年、元祿十年、遂に江戸に移り住むに至る、翁在世の日に於ける「江戸表へ引越の義は、ゆめ」あるべからずとの遺誡が、八十年の久しき維持の力を有したりしは偉なりといふべし、家道日に非なるの時、光通の果斷は已むを得ざるか、元文、寛保兩年間禁裏御用の際、幕府の命により、光通の子光春西上して御用を拜命せり、光榮餘りありといふべし、かくして光悦本阿彌家は、光通より光春、光敬、光隆、龜三郎、光廉、俊造、清儀まで東都に其家を繼續せしが、今や封建の世を離れて斷絶の悲境に立至り、あたら名家を繼ぐに由なきも、翁の盛名は百世の後、益々光輝あるべく、鷹峰古圖は鷹峰に於ける翁の生活狀況を窺ふ唯一の資料なると同時に、又その偉大なる人格の好記念品たるを失はざらん。

一四、翁の終焉と光悦寺

翁すでに太虚庵に閑居して、清冽をくみ、茶を立てなごして餘生を樂しみたりしが、もとより深き佛法の信者なりければ、庵側

翁の示寂

遺骸を茶毘に
附し太虚庵の
側に葬る

常題目堂成る

元政法師來遊
し太虚庵記を
作る
延寶七年鷹峰
の地を返還す

に佛堂を築き、本法寺より日達法師○興を請じて開祖となし、寺基を固めて自己の終焉地と定め、信念いとも篤かりき、然るに翁、寛永丙子秋の頃より心地すぐれず、病の床に臥したりしが、翌丁丑春二月、終に白玉樓中の人となりぬ。柩を蓋うて以て、翁の生涯を觀たる時、燦たる光輝の棺邊を圍繞するものありしなり。茶毘に附して庵側に塋域を卜せし後は、一類眷族は更なり、寂寞を感じたる者は獨り翁と親交ありし人々のみにあらざりしなり。

翁歿して後、其遺跡を太虚山光悦寺と稱し、一族の菩提所を定め、子孫相繼ぎて其地を監せしが、明暦年間光傳○翁の曾孫由信法師のため、境内の地を寄進して、常題目堂の建立を見るに至り、二六時中唱題の聲絶ゆることなく、法華の聖座となりて其名いよいよ彰れ、艸山元政法師も屢々來遊し、遂に太虚庵記を草するに至る。然るに鷹峰の地は延寶年間幕府に返附することとなり、光傳

妙秀寺を合併す

光悦會の成立

の弟光通江戸に移りすむに及び、光悦寺は叡昌山本法寺の末寺となり、常題目堂もいつしか荒廢に歸せり、寺域はもと狭からざりしが、星移り歳代り、明治初年更に上地をなして、現今の如くなり。妙秀寺を廢し、當寺に合併したるも、此時の事とす。

されど翁の墓并に光甫の墓、翁の手植と傳ふる松、及薄墨の手洗鉢は、昔ながらの遺物として翁を偲ぶに足る。寺は鷹鷲雙峰の下蘭秀の邊にあり、近眺遠望皆故人の意匠にかなひたるものならぬ。はなし、翁逝きて幾星霜その遺蹟も漸く世人の記憶に薄らぎ行くに至りしが、大正の世に及びて光悦會起りて、翁の遺業を顯彰せん爲め諸種の事業を計畫し、翁の靈像を作して當寺に安置し、其儼然生けるが如き風貌は、人をして翁の復活を見るの感あらしむ、かくて翁と光悦寺とは復世人の記憶に新ならむとす。

(翁の曾孫光傳參看)

【雍州府志】寺院門

太虛庵

在鷹峰、○中光悅日蓮宗而建太虛菴於斯處、請本法寺中興壽院日達爲開祖、○中光悅死、死葬斯寺、自茲號太虛菴光悅寺、光悅之孫空中院光甫日諦、亦相續監斯地、又葬斯寺、近世由信院日得光悅寺中別建一院、置僧十院、晝夜不_レ退轉、使唱法華題目、是謂常題目、

【賑花草】

持德齋は八十二歳の春までいけるに、前のとしの秋よりわづらひける内にも、座敷をあらためなごしおきたり。

【本化別頭佛祖統記】

太虛庵記

元政

太虛庵乃光悅翁佳城之地也、翁嘗告乎官、闢鷹峯之荒穢、若干鬱成茂林、翁遂築居其間、以太虛扁焉、前京尹板倉氏與翁甚善、來服景致、乃令羅山子爲太虛庵記、依此名愈彰矣、翁卒而葬乎茲、因爲精舍、明曆中有由信春繼二沙門、在常照講寺之中、始修常唱題之行、講學之衆相助者多、寔乙未之歲十月八日也、於是乎又二人

翁病みて後筆
た慮る

胥議欲_レ結社於太虛庵之地、翁之曾孫光傳素篤佛、仍分其地喜捨焉、明年三月已移居、各隨地之高低參差結廬、佛殿齋堂具體而微、入社者十二人、二六時中唱題之聲綿々不斷、又早晚午時社中咸集、共作讀誦之行、正助相藉無有懈倦、嗟乎二子其常唱題之濫觴乎、夫末法要路莫過乎唱題、一門所謂本化薩埵直於靈山、親承此法、乃衆生之大本諸佛之達道也、其曰圓融焉、曰中道焉、曰實相焉、曰相無相焉、皆詮此法之詞耳、如其所詮是妙法蓮華名外無體、體外無名、若以文覓之、以義取之、則非其所謂妙法也、吾祖曰、今至末法、餘經法華俱無用矣、惟此唱題而已、此徹上徹下之語、乃行者之頂門鍼也、或以此語爲末後指南之義者、吾竊不取焉。

【光悅寺記】上

(一) 光悅翁木像

本堂に安置、東京市、神田區、五軒町、本阿彌琳雅氏秘藏の空中齋作、木像を摸刻したるものなり、像體高さ六寸五分、高村光雲氏の彫刻なり、安置厨子は、神阪雪佳氏の考案に成り、詩繪は同氏の圖案によりて、神阪祐吉氏の製作なり、木像は、大正四年十一月、光悅會より寄附、厨子は神阪兩氏の寄附(口繪參看)

(二) 光悅翁畫像

(一) 神阪雪佳氏の揮毫にかゝり、富岡鐵齋氏の贊語を載す、大正四年十一月光悦會より寄附(口繪參看)

(三) 鷹峰光悦町古圖
もと、片岡氏に秘藏せられたるものなりしが、大正二年四月片岡元徳氏より光悦寺に譲り受けたるものなり。

(四) 光悦翁書幅一軸

寛永四年正月朔日、天下一同佛法流布祈願の書き初めなり(翁の人物性行)

(參看)

(五) 光悦翁筆、色紙一軸

秋草を畫き左の和歌を書す
わすれてもうひなけかる、ゆふへかな我のみいひて過る月日を(翁の畫)

(參看)

(六) 光悦翁書簡一卷

角倉與一に宛て認めたる書簡四通を一巻とす、大正三年八月、武藏品川益田

孝氏が、光悦會を通じて、當寺に寄贈せられたるものなり。

(七) 光悦翁十月二十九日付書簡一軸

觀能に關する手紙、大正四年十月、京都小寺實氏より、光悦會を通じて、當寺に寄附せられたるものなり。

(八) 鷹峰記、一軸

文は林羅山、寛永七年の作にして、文學博士内藤虎次郎氏の筆なり、大正四年光悦會より寄附。

(九) 太虚庵記、一軸

文は元政上人の作にして、畠山運成氏の筆なり、大正四年十一月光悦會より寄附。

(十) 小堀遠州守書狀、一幅

光悦翁逝去の後三日、小堀政一より本阿彌光瑳に充てたる悔狀なり、もと片岡氏に傳へられしを、大正二年四月、光悦町古圖と共に、片岡元徳氏より、當寺に譲り受けたるものなり(翁と小堀遠州守政一の條寫眞參看)

(十一) 光傳書狀一卷

(一) 延寶七年鷹峰領地返還の際の顛末を記したるものにして、長文の書簡なり、これ亦古圖と同時に片岡氏より譲り受けたるものなり。

(二) 法華十界本尊、一幅
光悦翁の父光二入道が、文祿三年十一月十七日本法寺日通上人より、授けられたるものなり。

(三) 光悦印、一個
木製篆刻なり、もと片岡氏に傳へられたるを、大正二年四月、當寺に譲り受け

(四) 大たるものなり。
(五) 茶釜
鷹峰山太虚庵の銘あり。

【光悦寺記】下

(一) 翁の位牌
本堂に安置す、牌面に鷹峰山太虚庵光悦日豫居士と題す。

(二) 板倉伊賀守位牌
同上、慈光院殿前伊賀守傑山源英居士と題す。

(三) 光悦寺過去帳

(四) 太虚庵舊趾
境内南部一般墓地の西南方、古井の存する所なりといふ。

(五) 光悦翁の墓
當寺境内東南方にあり、西向して立つ。(口繪參看)

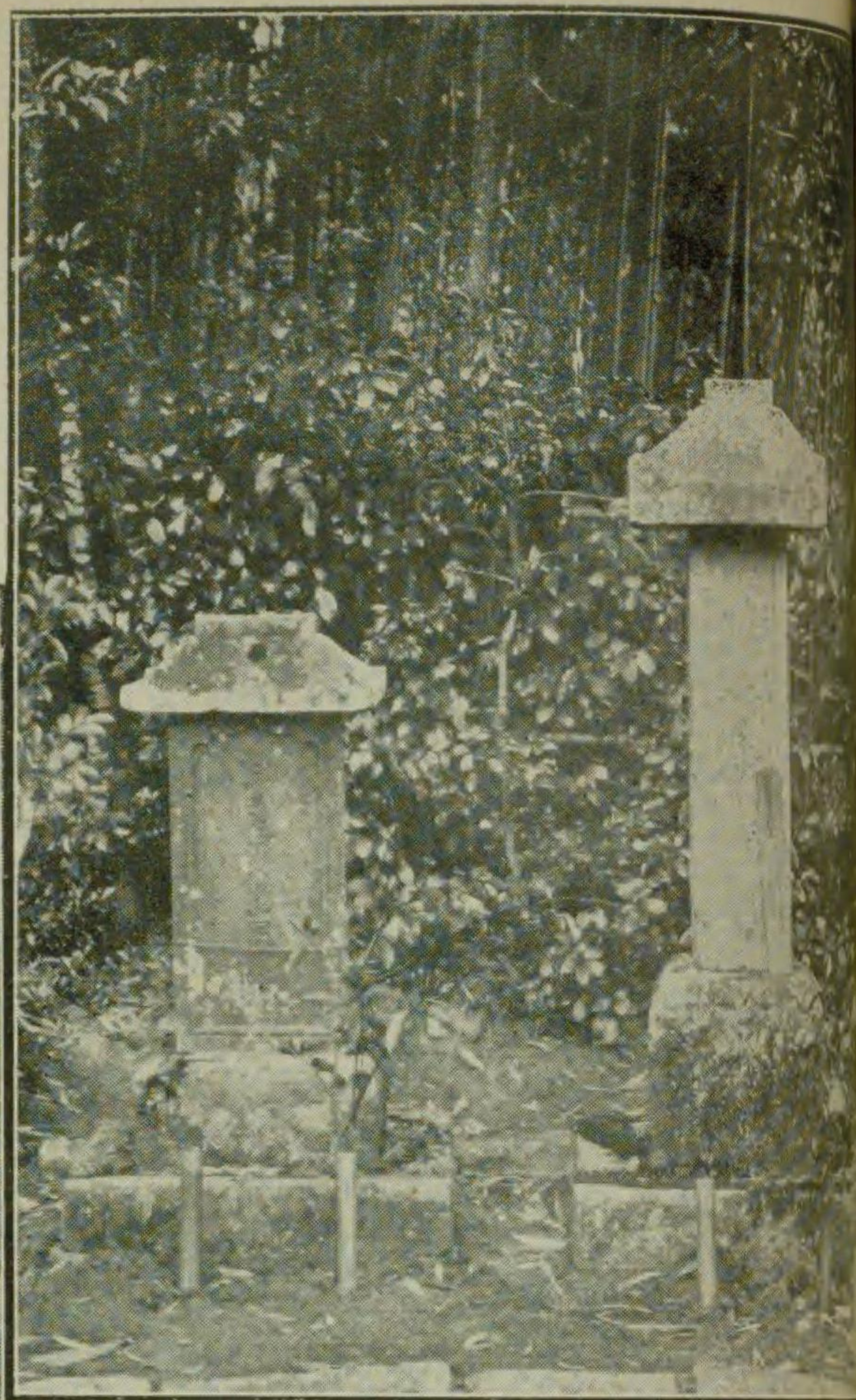
(六) 光瑛、光甫兩翁の墓
當寺境内西南方にあり、南向に三碑ある中央のものにして、兩翁及び兩翁の夫人、共に一個の石碑なり。

(七) 光傳の墓
右同所、向つて右の石碑なり。

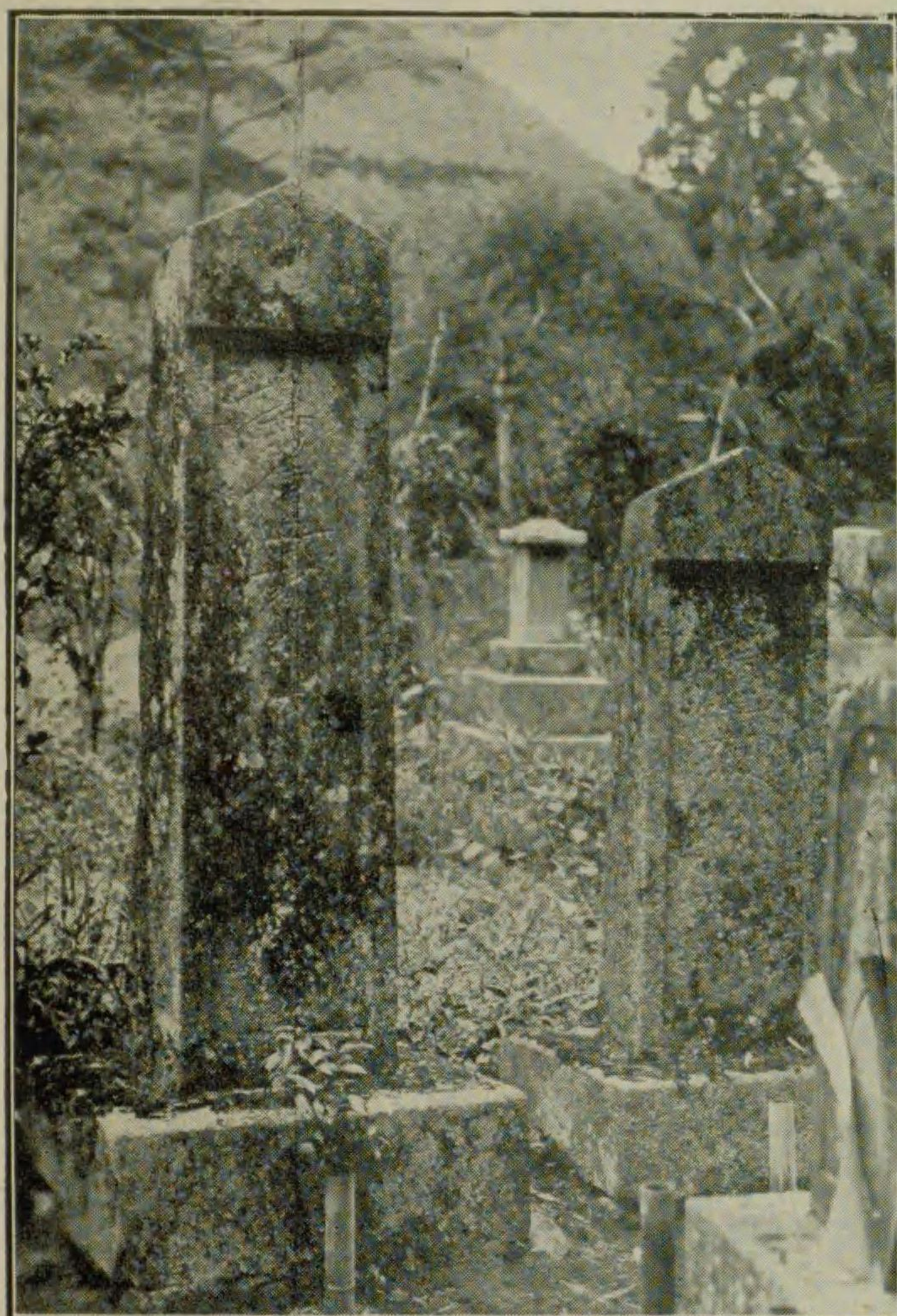
(八) 本阿彌鼻祖、妙本の碑
光悦翁墓の稍北方にある大碑なり、東面す。

(九) 光二入道、妙秀尼の碑
右同所、東向の大碑。

右 板倉伊賀守勝重之塔
左 同 周防守重宗之塔



右 本阿彌光二、同妙秀之塔
左 本阿彌鼻祖妙本之塔



本阿彌光瑳
同 光甫之墓(合葬)

(十) 本阿彌光達、同光常の墓

光瑳、光甫の墓の北方の高地、東面の大碑なり。

(十一) 板倉伊賀守塔

光悦翁墓の北隣にあり、光悦翁が在世中に立て、日夕供養を手向けたるものなり。

(十二) 板倉周防守塔

右同所にあり。

(十三) 薄墨の手洗鉢

光瑳、光甫墓地の側にあり、光悦翁遺愛の逸品なり。

(十四) 光悦翁手植の松(一名鶴宿りの松)

庫裡の側に天空を摩せる三幹の老松なり、古來光悦手植松といひ傳へたり、嘉永七年七月六日御所炎上の際(一説本願寺焼失の際といふ)鶴避難して此松に宿りしよりまた鶴宿りの松ともいふ。

(十五) 太虚庵茶室

大正四年十月復舊工成る、京都土橋嘉兵衛氏一建立にて光悦會に寄附し、光



悦會より當寺に寄附せらる。

(其) 休憩所命名未だ定まらず

大正四年五月、雜木林を購求し、開拓し、而して建築す、同年十月土地諸共、光悦會より寄附。

一五、翁の人物性行

翁の性格が豪壯にして偉大、高雅にして洒脫、該博にして包容的、奇抜にして獨創的なるを、翁の作品がよく之を象徴せることは、藝術家の齊しく讚稱する所なり、今作品以外に翁の特質行狀及び識見の見るべきものを、翁の遺訓及び翁に親炙せる人、後人の記録によりて之を窺はんとす。而してこゝに特筆せんとするは、翁が尊皇の大義を唱へしことなり、父光二時代より禁裏の御劔清めを拜命したることを、翁は甚難有ことに思ひ、皇恩を第一として、武恩を後にし、世を舉つて權勢に依阿する當時に於て、經

作品と翁の性格

皇恩を第一として武恩を後にす

世家にもあらず、道德家にもあらず、一藝術家に過ぎざるに毅然として國民の歸趨すべき一大教訓を示せり、翁が純日本藝術を創始したるも亦、もとより這箇の日本武士的、一大見識の流露に外ならず。其他富貴に媚びず、貨殖を好まず、文華を排して實學を重んじ、政治經濟についても識見時流に超越するが如き、翁の學問人格の非凡にして尋常一様の藝術家の比に非ざりしことを證す。而してこれ實に其精神的修養の發露表現に外ならざるなり。

イ、翁の尊皇心

【本阿彌行狀記】○翁が松平信綱に贈りし書中の節々
一○上略佛法信私式の信心は、只國恩を忘れず、正直に惡魔のさゝぬ様にと信心仕候
一御用木杉檜松楠樺

翁の藝術は日本武士的見識の流露

非凡なる人格

只國恩を忘れ

禁裏御用木準備の事

禁裏様御守護も重く相成候

禁裏様を敬ひかたまふ御冥加

禁裏の文書古器の焼失を痛惜す

右者富士の裾野木曾山と申、御用木の山も有之候へ共、五畿内に無之候、禁裏御普請に臨時の節、夫々御買上に相成候ては、商人共の設のみして、夫程木もよろしからず、且は御用木にては御入用も少く、永代のことにて目出度奉存候、御支配は御代官方御兼帯にて調可申かに候。
一秀吉公御代より、知行四ツ物なかに相成甚小祿の者、拂底仕候事には、何卒被成方も可有事かと奉存候、並に公家方三十石取と申、御身上扱々乍恐氣毒なるものに奉存候○中何卒惣公家衆の内へ、三萬石ばかり被遣候は、御行儀も直り申べきかにて候、且は禁裏様御守護も重く相成候かにて候。
一御上洛の儀は、權現様○家當上様○秀度々被遊目出度御事に奉存候、禁裏様を敬ひたまふ御冥加と有がたく存られ候、御代替り候とも、此御掟の替り申さぬ様ありたく奉存候。

【本阿彌行狀記附録】

一○上略翁女色の愼又足利義政公應仁の亂も、御老後御氣に入の女所若君を産候より大亂に相成、惜むらくは、古代よりの禁裏の御かき物、御重器も此時焼失と承候。
略下

日本は神代より禁裏様の物なり

觀の大江廣元

臣の觀たる忠

暫も忠志を忘るべからず

南光坊の忠志

一 賴朝公わづか三代にて亡びたまふも、偏に御罰の當りしと存せられ候○申つまる所義朝公、賴朝公、時政、義時も、殘忍の人なり、是につぎ信長も大に殘忍、秀吉公も日本は神代より、禁裏様の物と申事を忘れて、皆御代短し、神國の妙といふべし。

一 大江廣元、天下萬民のためには、甚拔群の功ある人にして、禁裏へ對しては不忠の人なり。

一 我朝の忠臣と申人、古代より數限りもあるまじけれども、我等書籍を見ること能はず、只人口に膾炙するを纒にしるす、和氣清麿、宇佐八幡の神勅を有體申上しにより、弓削道鏡王位につかざるごとき、又はるか後の世、彌平兵衛宗清、阿津祐清、名和伯耆守長年わけて、楠正成公三代の忠臣、古今無類たるか、此公の上になつべき心ある人は、君に仕るに暫時も此志を忘るべからず。

一 ○上略僧天海が家康に言上せし事を記す、つ迄も、禁裏様を御崇敬のことこそ、御代御長久の基と、南光坊被_レ申上しとぞ、去方より承り認置。

一 或時上様○將、隅田川へ御成の節、七ツ時過候に付、還御の儀申上候所、未日も高く候へば、不苦と御上意之處、御供の老中、都への御聞も如何と被_レ申上、直様還御遊され候由、何事も

禁裏様御崇敬ありがたし

義、勤王の大義を子孫に訓

ゆめ、御用を鹿末に思ふべからず

禁裏御用奉請は、翁の父の代より

禁裏様御崇敬難有となり。

【同】

當時關東御憐愍我々親家共残らず蒙り奉るといへども、いつまでも王城に住居して御用向の節は出府可仕、決而江戸表へ引越しの義はゆめ、有るべからず、足利御代より、禁裏様の御劍を清め總て御用を勤め來りし事、何程か難有事に候、關東の御憐愍も厚く御恩は海山深しといへども、權現様當代にて漸く二代なり、ゆめ、禁裏の御用を鹿末に思ふべからず、日本國中は神の御末にて皆々、禁裏様の物なり、これをあらはに申せば、禁裏様の御先代の事まで恐れ多くも罷出詮なき事也、只我等子孫のものは、これを心にわするべからず、殊に先祖代々墓地も王城にあれば、これを自然江戸表へ引越し候得ば鹿末になり申べし、是非引越被_レ仰付候は、嫡家は御斷、別家の衆一兩人引越可_レ被_レ申哉、同じくは是も好まぬ事なり。

【本阿彌次郎左衛門家傳】

禁裏御用奉請候義者、光二時代々茂相勤候様承及候へ共、火口之節土藏へ火入、右書付等燒失仕、○下

私代々之内、光二、光悦、光瑳、光甫、光通迄は京都に居在候節、禁裏御用相勤申候。光通元祿十丑年罷下り、夫々江戸住居ニ罷成候。略

口、寡慾にして奇行に富みし事

【日允書簡】

京人は氣ちが
ひさいひ
家康はほむ

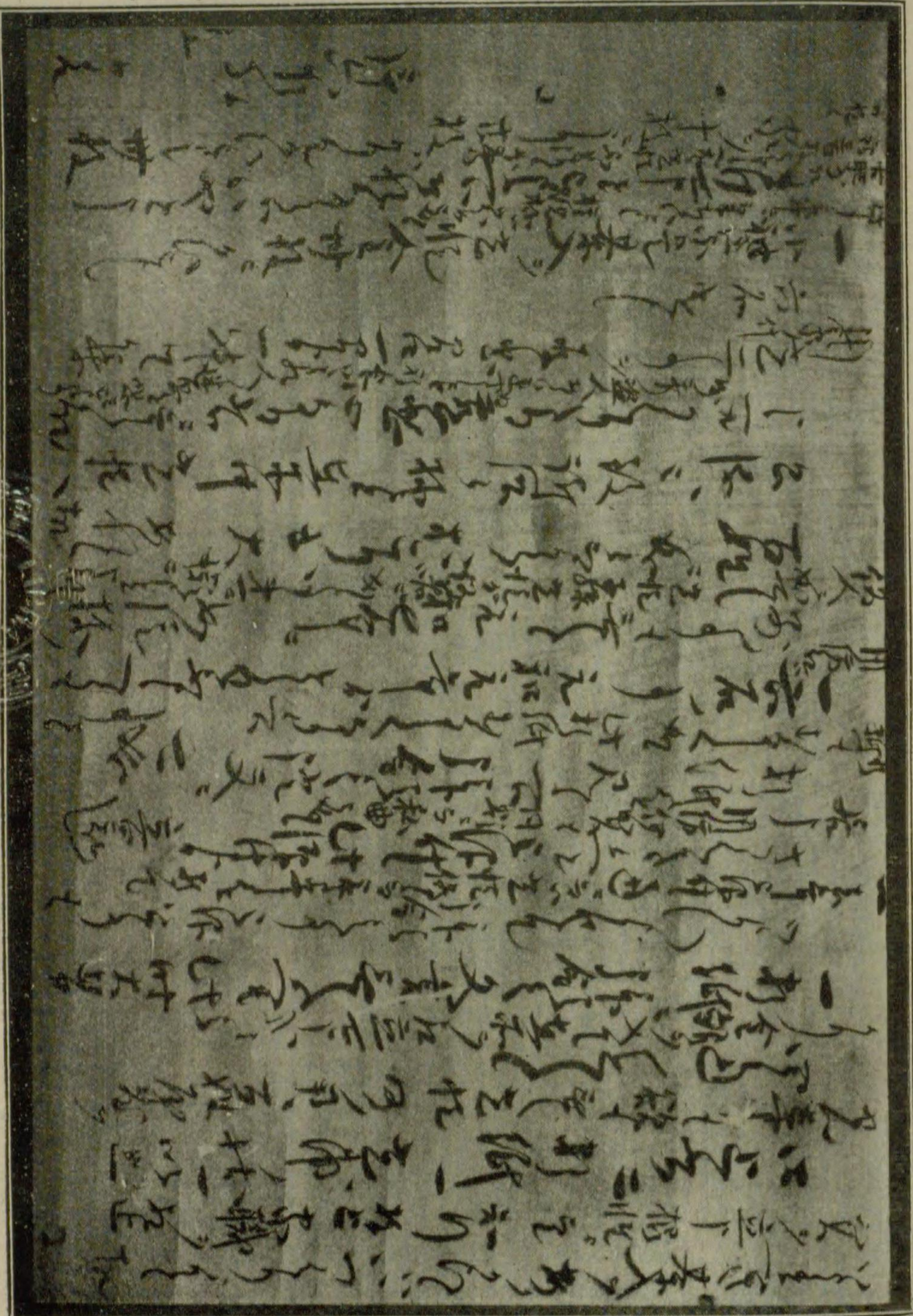
一小袖や宗是茶入を光悦金三十枚にかひ被申候まけ可申と被申候へばそれならはいやと申、家を十枚にうり廿枚はかり候てかひ被申候、卅枚いたすへき茶入を安くかひ候はいつはりにて候故、實を立申根性に而候。此事京中には氣ちかいと申候、權現様は御ほめ被成候、古肥前殿、銀三百枚被下候へ共、光悦不申請、妙秀御悦候。

【本阿彌行狀記】

一小袖屋といふ者の瀬戸かた付を黄金三十枚に光悦が買求ける、加賀大納言利家公未だ御小身の時より、親光二に御扶持を被下、大きに御念比成故に、彼茶入に茶を入伏見へ持参り、御子利長公に御目に懸ける、扱々能茶入を取出したりと仰され、御茶開召一段の御機嫌なり、扱罷歸候、砌横山山城守書付を以て出られ、白銀三

白銀三百枚を
辭す

鷹 峰 瀧川久次郎氏藏



日允書簡

妙秀のよろこ
び
一京町の文
去り
十年
日

百枚下されける、光悦御断を申拜領仕らず、家老口々にしかられけれども、數年來御蔭を以てため置申候故、求申たり」とて拜領仕らず、暮方に罷歸り、御機嫌能事共を親に申聞せ、御銀を被下候事も語出しければ、妙秀聞もあへず、其銀拜領申けるか」と答ける、然る間段々を申ければ、能こそ返上申たり、其御銀拜領致したらば、茶入はすたるべし、一生茶の湯をして樂むことも成べからず、能申請ざりし」と大に悦びける略○下

【賑ひ草】

一京町の中、何氏とやらんのなにかし有、家富貴にして眷屬多く、大人の前に打出ても耻ず、さすかに都のものど見ゆる人あひなりし、いかなる故にや有けん、いとわかかりし時より、太虚庵光悦に孝をなし、六十にあまれる迄、たがひにいと念比しあへる事、子孫にもこへていひかよひけること、年久しかりし、いつの年の暮にや有けんしは、すの晦日かたに、其がりに立寄内に入らんとしければ、門より家の場其あたり、あまた人立込て足を入べくもあらず、年久々念比の方なりければ、悦大きに驚き色をかへて、うらの座敷につと通りて、何とも物いふこともなく居たりければ、其ま、亭主出て、いづかたへけふは物し給はるぞ扱も能こそ御立寄候と

て、もてなし、いひつけいとさむく候得ば先まつろへお寄あれなといひけれども胸をおさへて物もいはで有ける、折節、其家に常に出入來るなに禪門とかや參合て、悦もてなさんとそばに立寄けるを、悦ひそかに問けるは、此家にいかなる事出來るかゝることあるべきとも年頃おもひつけざる事也大事なる事にやと尋ければ、たゞ打わらへるけしきして、禪門云様、人數多立込居候事御驚にや候此家風にて毎年、如此にて候と云悦猶ふしぎに思ひて、それはいかなることにやと問、これは年中物賣たる者共集めをき、夜半にも近きほどになりてすましつかはし候ケ様にいたし候子細、中、それ様などの御存ある事にあらず候、大にとく分ある事にて候と語りけり、悦聞て一言もいはずふと立て歸りけり、亭主出ていと寒く候へばあたゝかなるものまいらせ候はんとて、内に入てせひしばしとてとゞめけれども、一言もいはず歸りにけり、とゞまれば、春に成て、彼亭主來りてもあはず、冬とし御きげんあしくて御歸て、るもとなしといひおうせても返しもなし、又とその許邊に行事もなし、ある時けんぞく共集り茶のみける時悦其事語り出で、なみだかみいひけるは、彼者いと念頃にいひかよひけること、四十年あまりにや有らん、かゝる心ある者と少も見しらざる我ま

一言もいはず
立去り四十年
來の交際を絶つ

なこのおろかなること、いと口おし、抑人は正月の用意にとて萬物をとゞのへたれも、年のはじめのことふきせんと、おもはざるはなきを、晦日の夜半迄またせてあたひをわたしけんいかばかり數人腹立のしりなん、今世にまさしく報を得、地獄の業因と成べしさてもあさましくかなしき事かなと打しはたれて語りて、皆よく心得べしかゝる類の者寄逢ことなかれおそるべしと申たりし、其詞たがはずや都に富貴盛んの様に見えたりし家は、やけて跡に立る體もなく、子孫もたしかにきかずと成にける、此事かへすと、有まじきこと也、いましむべし、おそるべし。

【續近世畸人傳】

略上もとよりて、るばせ正しき人にてありし、その一事は七月十四日にある町家へ行たるに、常に同じく家職をいとなみてありしかば悦あやしみて、けふは貴賤となく金錢の出納に關しき日也、などかくつねにかはらぬぞといふに、ある町家には、利用をはかるをむねとしさふらふ、けふ與ふべきものを五日過て與ふれば、何計の利を得ることさふらふゆゑに、けふは心急ぎも侍らずといひしに、悦こたへもせず、家の内のものどもの面をひとり、にらまへて、よき畜生めら

といひすて、出、それよりはふたゝび來らざりしとなり。○下

【其鯛翁草】

一年極月晦日に年頃の朋友の許へ行しに、門口に人あまた集り居たり、こは何事にやと驚き内に入しに、日頃出入する禪門其群の中に居しかば、何事やあると問に禪門いはく、此家の仕くせにて毎年大三十日の金拂を、わづかなる小拂までも大三十日の夜四ツ時前に拂はるゝなり、其子細はかく聞しき折なれば、金錢とも仕拂不足ありても押印のいとま無き故、其儘にて受取歸る、仍て其得分を考へての事なり、構へて氣づかひしたまふべきにあらず、とうち笑へば、光悦興をさまし、亭主には對面もせで、たち歸りしが、左ばかり深く交りし朋友なりしかども、其後には嚴しく絶交して再び見ることせず、ある人其所以を問ふに、渠は扱も淺間しき心なり、凡貴賤にかざらず翌日は元日とて己がさまゝ取いとむの折なれば、少なりとも渡すべきあらば、早く遣さんこそ本意なれ、ざるを僅の食を得物とし人に迷惑をかけ、夜陰までも遅忘させ、剩さへ相對せし價のうちを猶厘毛を掠るは、不仁とやいはん、不道とやせん、かゝる人ともしらずでこれまで困みたることの悔しさよ、これ全我が愚にして人を知らざる罪なり」と答へられしとかや、こゝ

を以てその正直の人體を知るべし。

【賑ひ草】

○上 光悦世の中のわざとては、一こともしらず、心にもなし、我はさこそすべけれど、こしらへたるに更になくて、生れ得たる心のいさぎよきにてぞ有ける。

【本阿彌行狀記】

光悦病中に板倉殿御父子度々御見舞被成しに、是も木綿の夜着蒲團に臥て居けるを御覽御感心なされし也。

光悦が身に奇特なること多けれ共、學びがたきことは、二十歳計より八十歳にて相果候迄は、小者一人食焚一人にて暮し申事也、此故に一生詔ひ申さず。○下

【本阿彌行狀記附録】

一我等親類共の娘杯上様へ御奉公に差出候事ば、一切無之内々申合家の掟の一々條にいたし置候、其意味は自然御氣に叶ひ立身出世致候ては、本阿彌一家の者共、只今より御憐愍も厚く相成可申候得共、友の縁にて立身出世仕候ては、先祖の存念も如何と家の法度にいたし置候事にて申にくき事仕候得共、大名小名御旗本倍臣下々の私式の者迄、此心を持せ度候。

一 生れ得たるい
さぎよき心

木綿の夜着を
用ふ

一生詔ひ申さ
ず

女の縁にて立
身出世すべか
らざる事

家財調度を人に分與す

【其蝸翁草】

本阿彌光悦は了寂院と號す、略中能書の響のみを賞して、光悦が行狀は人々に傳へず、生質無慾にして風流たぐひなし、鷹峰へ蝨するはじめに家財調度の然るべき類ひは、悉く一家あるひは入魂の友に贈り、中にも麤惡なる器のみを携へて茶を樂しむ、人これを問へば、去れば良器は損ひ破るゝ勞ありて、面白からず、麤物を翫ぶこそ安けれと、語りき。

【賑ひ草】

太虚庵光悦といへる者能書たりし事は普く世にしるしといへども、生れ得たる心の趣かつ覺たらんもうせてなく、傳聞かんも又々なし、又世に有べき人間とは覺侍らず、今の世の有さまを見るに聖人賢人の道を學とするも世をわたるためをもとゝするに似たり。

金銀を手にしこゝ一生只一度

光悦は世をわたるすべ一生さらに知らず、若かりし時より物の數を合するものたぐひ、おもしろしとしるものゝたぐひ、一生我家の内になし、金銀手にのせたること、昔加州の大納言直に判金を給ければ手に取りていたゞきたると覺えたり、其外一度も手に持たることなし。

我身をかるくもてなして、一類眷屬のおごりをしりぞけんことを思ひ、住宅麤相にちいさきを好みて一所に年經て住ることもなく、茶の湯にふかくすきたりければ、二疊三疊敷いづれの宅にもかこひて、みづから茶をたて生涯のなくさみとす。

人ののぞみ好む道具なども、しばらくは持たる事有けれども、おとすなうしなはぬやうになどいふ事、いとむつかしとて、みなそれゝにとらせて後人のほしゝと思ふべき物なかりし。

【雨雪の友】

本阿彌光悦といふものは町人の内には珍敷者也、と古き人の物語被致しを聞にすぐれた人なり。略

ハ、情誼に厚かりし事

【雍州府誌】

陵墓門

慈光院塔

在鷹峰太虚山光悦寺、京兆尹板倉伊賀守勝重法名傑山源英也、寛永年中勝重奉台

板倉勝重卒後其塔を建て正當忌日祭典を行ふ

翁が親類に對する心がけ

翁の觀たる織田信長

德相公之命○中本阿彌光悅關鷹峰之地爲田疇且置一村爲丹波往來之馬驛人
民得便○中光悅爲日蓮宗故斯地建寺請日蓮宗本法寺法性坊爲開祖○中此寺
中東岡設伊賀守塔則爲鷹峰之守護神每年四月廿九日正當忌日光悅聚村民使
祭之○下

【本阿彌行狀記附錄】

一親類中至て貧しき人あるは一家中の耻也何とぞ可成だけは助合て貧しき人な
き様可致事人間第一の事なり前に御大將方につき殘忍と申事を申候此殘忍と
申は親類をたをし父子兄弟をころし其時に至りぬ内は志をたはめて我惡念を
隱し勢ひに乗時は功臣をころし不仁の事あまた有其中にも信長公は佛神をあ
しくあたり日枝山をやき弟をころし功臣をころし給ふことき至て殘忍大過の
君也それ故明智が爲に落命其子孫今はあるかなしに信雄公有樂公其家の武備
にはうとく却て茶事に名あるが如き殘念の事也
凡中華に聖人にちかき君後漢光武帝我朝にては東照宮を除て後代は知らず當
御代迄決て外に聖君ありとも不存難有御代に生れ候事と毎度落涙いたす事也
且殘忍の志下々にも隨分有事也能々慎可申事なり

二、磊落にして自信強かりし事

【續近世畸人傳】

或時近衛三藐院殿光悅になづねたまふ今天下に能書といふは誰とかするぞと
光悅先ツさて次は君次は八幡の坊也松花堂藤公その先ツとは誰ぞと仰たまふ
に恐ながら私なりと申す此時此三筆天下に名あり

【本阿彌行狀記附錄】

一學文を好む人の又しても佛をそしり韓退之が佛骨の表をほめそやし梁の武帝
臺城にて逆臣侯景が爲に餓死せられしを此武帝佛を信して餓死せられしと笑
ふ此二なり然れ共韓退之か一生を聞傳ふるに甚不人柄にして時の執權にこび
へつらひ京兆の司になられしが如し大に笑ふべし只物知りとはほめ申べし君
に忠臣民に慈愛あるの國家の用になつ人にてさらしなし又梁武帝佛法を信
仰あつく夫ゆへに侯景が爲に餓死せられしにてはさらしなし父子の恩愛大
に間違ひし人にて蕭カ照明太子の憂て死れしにて辨ふへし其譯歴史物に委し其外
漢代賈誼といへる人の天下の田地商人の元手迄平等にせんといたされしを陳

顯貴に屈せず思ふまゝを言ふ

翁の觀たる韓退之

翁、買誼なく
され、儒者と罵
倒す

平周勃杯大にさへ後には此買誼江南の諸侯の付家老となり早世せりとぞ、かの買誼などをこそ所謂くされ儒者と申ものなり、たとへ兄弟へ同断にし、百姓ならば田畑、商人ならば元手銀同断に渡しても、其身の仕合不仕合にていろ、なる物也、小き事すらかくの如し、まして天下一統平等にせんといふ事は管の中より天を見るにひとしく、自己の小量の見識にて造物者の御氣にちがひ、埒もなき事を申上終には天の御罰を蒙りしにや、漸三十歳計にて死去、嗚呼おそるべし、かれが申事を用ひ給はゞ漢家四百年の基業いかでかたもち給ふべき、儒佛とも其人の用様にて、治亂ある内にも中華歴代を考るに天下を亂りし博學高才の學者多し、學文を好むとも文華の學文は用ゆへからず、殊に天下の政務に佛法甚宜敷にや、上宮太子など所々に寺々を御建立にて知るべし、今時めける林道春杯太子をそしり、兼好のつれづれ、草源氏物語等をそしらるゝが如き、朱晦菴が餘風を眞似らるゝ事と我々はおかしくこそ候へ。

ホ、翁の識見

【本阿彌行狀記】

翁、聖徳太子
を崇敬す

翁、松平信綱
を訓誡す

其以前松平伊豆守殿御上京被成し時、周防守殿○板倉重宗光悦を御召寄被成初て御目にかゝりける其時周防守殿被仰たるは、内々御尊の光悦にて御座候、古き物語を御聞候へと被仰ける時、伊豆守殿仰られけるは、重て御達成さるゝ事かたかるべし、何にても心得に成べきこと是非一申せと仰られける、周防守殿も達て仰られし故、御兩所御免の上は申上べしとて憚なく申けるは、昔より見及聞及候にいか程威勢強き人にては御代替り候か、又は御病身にならせ候か、御威勢の盛りは久しからず候、御威勢の強き内に後代迄萬民樂み申べき大事計を御急ぎ被成、小事をば御捨被成、御威勢薄くならせられ候時、御殘多思召さる様に可被成候、萬民樂み不申候へば、目出度御仕置にては無御座候、御法度の上にも少し譽れ有者、又老人杯者御用捨可被成候、智惠の足らざることは御免し被成べく候、武家の上には氣隨無禮成人にては少し覺へ有人をば御めしなざるゝと見へ申候、兎角慈悲深くおとなしきが誠の人間にて御座候、御兩所様にかやうの儀を恐れもなく申上候は、誠の氣違ひにて御座候と申上ければ、伊豆守殿光悦一人本性たがへじと被仰、いつ迄も息才にておかせられたく、と御意被成候也○中略

光悦一人本性
たがへず

其砌御繁用に候へば心得に成べきこと猶又認め上可申由にて

一常に御使被成候人々も、格別賤き足輕中間等にもぬけ候ものは無之、たとへ適に有之とても、我朝にては代々其家柄の者の内より役儀等被仰付候事にて、人才に御不自由はなければ必く下賤御取立御無用歟と奉存候、恐多き事ながら、太閤秀吉公古今獨歩の名將にて候へども、唯御自分の智恵ばかりにて御一代御取計遊ばされ、我を忘れ玉ふ故に神代より例無攝家を差置、二代關白にそなはり給ふといへども、秀次様御人にあらず、御父子の滯より官位御辭退もなく、高野山にて御生害、彼是つまらぬ御政道故、御代短く、偏に君と神とのばちを蒙り玉ふと、信長公の御公達へ不忠故、天より御代を短く御取計のことく恐しき事也、是下賤より立身し玉ふ上、御一代知術にて不義を人は知らぬかと、自身御高慢故、諫を聞入給はず、奈良の大佛御建立と當所大佛御建立と雲泥の違と奉存候、唯今に大氣と云れん爲に諸國の難儀をかまはず御建立の大佛殿こそ、涙もこぼるゝ事どもにて候、夫のみならず朝鮮陣なども、たとへ御利運に成候ても、大海を隔て候て御爲にもならぬは、是大佛殿と御趣意同じき歟、其上御自分は信長公へ不忠にして、秀頼公へ無二の御奉公仕るべき由にて誓詞等御

取被遊候事、大に義理の違ひ候事にて御座候、御取立の大名小名も亂世によく治世にあしき人多し、夫故大方は秀頼様をみつぎ不申、是には意味有事にて、つまる所は大閤様の御不徳に奉存候、能き人々のいましめと奉存候、兎角素性が大事のものに被存候、其様子は武家は武家、町人は町人、百姓は百姓と氣々風俗ことなり、いか程筋目よろしき町人百姓の倅にても、武家に相成候ては、其人立身致候程、素性相顯れ申事にて、其内百姓より取出し候人は、唐土我朝にも名將賢臣數多有之候、町人に終に名を上候程の人承り不申候、至て町人は算勘に達候故、天下の政等を取扱候程の、人才無之者と被存候。

一何事も御役中世の爲めに成ことを、御心懸可被遊候、但御一人の功に成されんと思召候へば、悪しく候、只上様よりの被仰出候趣にて御取計可被遊候、軍場の功名と御治世の御仁政とは餘程違ひ有之候か、只造物の森羅萬象を生育し給ふが如く、何事もあらせ度候。
一天下の政も餘りきびしく候と、我朝は勇智すゝどき國故、役々の者安心なく、存寄らず自害等を致候事も出來可仕、毎度權現様被仰候、天下の政事は重箱を摺木にて洗ひ候がよろしきと御上意こそ、末代の龜鑑と奉存候、又者何役にても

仕退の様に心得候人も有之物にて御座候。是は先祖よりの知行に疵の付ぬ様にとの心にて先祖へは奉公の様に聞へ候へとも、君への不忠かと奉存候。此邊は上の情下へ通せず、下の情上へ通不申候事より出来候事と奉存候。其上權現様御他界後纒の年月に候得共、自然と花麗に成候物故、我人は是を心に忘れぬ様に上様の御恩を、子孫の者共へ申聞せ候事に御座候。

一 權現様御鷹野等に御部屋付添の女中もなく、馬上にて御供のこと度々奉拜見候。駿河より江戸御表へ鷹野より直にならせられ候節、毎もかやうの事にて、古雅なる難有御身持と奉存候。ケ様の事も下へ儉約を御示しのこと、奉存候。左候へば貴賤とも儉約を専ら御示し難有候。併し餘り貴人方儉約被遊候と、諸職人別而織屋杯今日のたつきにつき申候歎。貴人は貴人の御儉約是有かにて、餘り衣裳法度等強ら被仰付候と、下々は表向は君の御意に叶候様に見苦物を着用仕、自身方の用夜分又は私の宿にて、存の外結構成物を着用仕候事。抔出来仕候者に御座候。十人が九人は能物を着たり、旨き物を喰たがり申候。五百年も前さへ稀なればこそ、青砥左衛門布帷子に藤卷の大小を用ひられし事、日記に残り今に何心なき人とも、吝きたとへに申候へとも、その眞似は成可申。青砥が器

量を眞似候事は覺束なく候。尤青砥左衛門尉君の心に叶はんと致され候にもあらず、北條三代目の泰時公時頼公の御身持等も右に似寄候故、ケ様の人を御目利に預り評定衆の第一に成候。此青砥左衛門尉藤綱は、藤濟の末子とか承り申候。是に引替大閣様奢飽までに御極、大名小名も見及び聞及び、下々の者迄もうつり候と、御仁政多く、御代太平に候故、我を忘れ候事に存られ候。いつとても儉約は人間の常に候へども、下々のものどもいたまぬ様に御儉約御示有度候。儉約と吝嗇と取違候は、まゝ是あり候。

藤綱先祖は伊豆國の住人大場十郎近郷、承久の兵亂に宇治の手に向て高名す。其勸賞に上總國青砥莊を賜り、是より相傳して代々青砥左衛門尉と呼ぶ也。

一 貴人は勿論私風情迄、自分の惡しき所は見えぬ者にて、貴人の諫言を申人は甚少き者と御心得可被遊候。主將の法務は英雄の心をとると申、七書の名言を用ひ給ふ大將は頼朝公、信長公此外本朝には承り申さず、是は我朝の風俗と被存候。

右幕下鎌倉に在て、義經範頼を大將として、平家を征し給ふ、信長公每度家臣

講義稽古につ
きての心得

神佛信仰につ
きての心得

學問修養につ
きての心得

に敵國を拜領被_レ仰付_レ候事有_レ其餘の名將は毎も自大將にて征し給ふ。一何藝にても、格別好候と、其道より附込む諸人有_レ之可恐ことにておわしまし候いか程の聖人にて、我と申事に少しは迷ひも是有候歟。一佛神御尊敬の事も、唯古來より有來候寺社を随分破壊不_レ仕候様に、御大切に御取扱遊ばさるべし、上様を初、貴人方は天下を太平に治給ひ候へば、佛神の御心にも叶候へば、別に御信仰いらぬかにて、敬て遠くと申所と奉存候、其上佛法次第に繁昌仕候事故、段々陰密に破戒の僧も出來仕るべし、時々御吟味しかるべきかにて候、此事を四百年も以前より親鸞などは見出して、師の命を背き新宗建立の事杯、恐入候智見と奉存候、併只今にては六ヶ敷宗旨に相成、亂世杯には甚恐入候者にて、門徒の者共の心、御政務の害にも成べき宗法と存られ候、又私式の信心は、只國恩を忘れず心の正直に惡魔の入らぬ様にと信心仕候。一學文の事、決而私式の惡しく申上候事にては無之候へ共、邪智の者は學文にていよゝゝ邪智と成、愚成者ども只物知りと成迄にて、學文の本意を我物として今日の事に取直用候人は甚稀成物にて、多くは學才と身の行と二筋の川の様に相成、氣に入事は學文を用ひ氣に入らぬ事は私の存念、通取計う人多く、唐土

詩作畫杯の及第杯も、大に其人物に目利違等も有之候と承り候、又本朝の歌道、源氏物語等も格別好候と武家方杯自然とよわく成候歟、文武兩道に達せし人甚稀なる事に候、左候へば武家方は格別歌道も御好候事は、惡しく候歟にて候、我朝とても學文杯好、詩も上手に作る人杯、明暮唐を譽候て、下戸も無理に酒を吞習ひ杜甫李白杯を真似る人も有之、甚よしなき事にて候か、詩は上手に候へ共、杜甫李白が一生も餘り事足候人共、不被_レ存候、又宋の代程大儒の出來候時は無之候得共、中頃より楊子江とやら申大河を限りに、四百餘州を半分夷にとられ、徽宗欽宗の二帝沙漠の地へとらはれに成て、御幸被_レ成、漸高宗皇帝中興は被_レ成候得共、杭州とやら申南國に即位ましまし、宋の代元朝迄一統の天下に無_レ之、彼の歴々の大儒の顯候書物又は書物の註杯、我朝迄渡り我人尊敬仕候得共、其作候人々の在世にさへ、宋一統の天下に學文の力にて成不_レ申、學問は治世の要と乍_レ申、至て學文過候と、物每あまりに理屈計に罷成、又亂の端とも相成候、本朝六孫王經基公より、代々の名將に學文を好給ふ事も承らず候得共、天下治め給候へば、兎角不學にても心の置處と奉存候、尤宋朝の儒者の書殘されし書杯、高論有_レ之候と承候得共、誠に口先計にて天下一統の功は埒明不_レ申、左候へば學文

も我朝の御政務には、餘り宜敷とも不被_レ存候、唯權現様御定め_レの掟を守らせ候事第一と奉存候、本多佐渡守様始、門徒宗の方人被_レ成候にも不_レ似合、當時佛法をさみ被_レ成候得共、貞永の式目杯にも、佛神尊敬の事認有_レ之候得ば、佐渡守様いかなる御見識かは存せず候得共、ちと御不了簡かと奉存候、其上學文を殊の外御政務の事にも仰られ候得共、天下の大綱は、上様直に御決斷もあらせられ候、故格別學文の害も無_レ之にて候、又佐渡守様堯舜禹湯文武周公孔子の聖人を天より此世へ授給ひて、天下萬民を安く教へ導き給ふ様子御申候得共、是は聖人の世に出給ふも自然と奉存候、其趣は唐土も最早孔子在世の時、杯亂世にて中孔子の御力にも太平に成申さず、父をしゐし主をしゐして國郡をとり候人數多有_レ之候、後代明朝迄の歴史に存の外成惡人あまた有_レ之候、是も天より惡人を此世へ出給ふと申べきか、孔子の後にも漢の高祖、後漢光武帝、元大祖皇帝、明大祖皇帝此四人の天子、天下を順に取給ひ甚聖人に近き者に候得共、英雄賢君と計書にも顯し有_レ之候事にて候、堯より孔子迄聖人不_レ絶、天より此世へ出給ふと申事は、天も片寄被_レ成様に申べきか、何事も只天下の治亂も先は自然の物と存られ候、兎角上たる方々無慾に候は、下は自然と治申へきにて候、楠正成公、

庄五郎正行公への遺書杯甚難_レ有物に候、是も二三ヶ國を治候には、隨分宜敷存られ候得共、天下の御政務には潤色なくては下々つまり申べきなり、其上本朝は下々のむほん仕候事、其家にあらねば、方人仕候者一人も無_レ之候得ば、神代より當御代迄終に承り不_レ申、左候へば外國とは違ひ甚御治被_レ成よき事と奉存候、亦唐土より本朝の聖人吟味仕候へば、數人有_レ之べきにて候、總て餘り物每委し過候と一圓郭に添て人を追て走るが如く、先んする者却而後れたるものを追に似たり、何事も始は少に後大に成が物、每根強く成申物にて、鼻の先の學術智術計にて、大場成事は行届申さぬ者かにて候、是に付ても天滿宮御在世遣唐使の儀は御諫あらせられ御止に相成候事、杯難有御尊徳と奉存候、
一都會の地に、遊女も無_レ之候ては濟難きものと承候へとも、餘りよけい出來候と奉公人息子總而若者身持あしく成候へば、折々遊女杯の御しらべ有_レ之て、奢り申さぬ様に仕度事に候管仲女閭七百をひしくと申ことも承り候、非禮を以て非禮を治るといふことを承り申候、
一半季奉公人のこと、兎角惡風儀に候得共、三ヶ津別に半季奉公人多く、何卒上下共年季者遣候様、自然と御導引有度ことに候、又今日を暮し兼ねぬものどもの

運上の事

娘を、智惠付とやら申て半季奉公に相出、半季毎に出代りなどして、我非を主人ににぢりはて、はて、なし子杯をまうけ、始の智惠付の奉公一生のさびに相成候者杯も有之甚可惜事に候。

一運上事に色々願候者次第に出来仕べく候へ共、古來より無事は御取上無が宜敷候かと奉存候、兎角國々に昔よりの何事も古掟等も有之候得ばこそ、甲州一分金を今以信玄公御代通り其國限り遣ひ、國の掟も信玄公定の通りに權現様御開届、其趣にて御治遊され候由、右にて考候へば、新法は當分便利にても、能事はなきと被_レ存候、兎角都近き處丹波丹後杯を見受候處、山を開き山畑を仕り、水かゝりの能處は、畠年貢にて、米も作り候様子に御座候、夫故山つなみと申事近年所々に承り候事に候、其様子は山に木を無くし候故、大雨等の止る處少く、急に流候故川に支候て水損と申こと出来仕候、勿論常水なき川には新田を願段段ふへ候故、兩方の利慾より却て上田の損候事かとも被_レ存候、定て近國に限らず、皆ケ様の類數ヶ所有之事と奉_レ存候。

人材登用の事

一上様始め御大名様方御傍に御召仕被_レ遊候近習衆別て御目利大切かと奉_レ存候、太閤様御氣に入曾呂利新左衛門、武田勝頼公の出頭、跡部大炊、長阪長閑近くは

茶道勸奨の事

毛利家の安國寺など、甚其阿諛逢迎の趣は、色々違ひ候へども、甚不禮邪智の者にて大炊長閑が不埒より、武田家も亡び、毛利家も安國寺が邪智より御國數減候杯、元春公、隆景公在世に候は、あれ程の不覺も有間敷、元春公嫡子元長公兼而眼付こわさ男と太閤様仰られしも、安國寺が邪智におほはれ、毛利家の衰となりしたぐひ甚恐候事にて、御治世とても油斷はなり不申かにて候、並に近年猿樂表道具の様に罷成候、兎角人柄のよろしき者稀に承り候、其様子は根が遊藝故のこと、奉_レ存候、餘り貴人の御前へ召出され候事不_レ宜事と被_レ存候、猿樂に限らず何藝にても此心得有度候、又茶道の事貴人より下々まで流行仕り候得共、是も殊の外物の入藝にて、得と心得度こと共に奉_レ存候。

借財をいましむ

一御大名方へ銀主と申て御館入仕、金銀御借入の事杯近年承り候事にて、甚々有間敷事に候、萬石取の町人風情の金銀を、御借入なくとも、被_レ成様により、毎年御用意金は、殘可_レ申事に被_レ存候、ケ様の事杯誠に役人の仕退に物事を取扱候事より、ケ様の御借入も出来候事と存られ候、銀主と申て館入の事、秀吉公御代より始候由、其餘毒只今に仕來り候段有間敷事に被_レ存候。

女色をいましむ

一貴人方京都にて、舞子様の者御召抱の事、毎度有之自然御氣に入候得ば、御部屋

知行分けの事

にも相成御子も産候て、玉の輿に乗候事、度々有之甚有間敷事にて候、貴人の御妾は兎角御家中の娘共か、御國元素姓宜敷者の娘然るべき事にて、京都の舞子杯賣女同前の者にて、甚有間敷事に奉存候。

一 貴人方御知行所を御子様餘計有之候節、御分被遊候事、到て過候と、本家甚小知行に相成候と、かく御三家様の御知行にて、御考遊さるべき事に候、下々は勿論の事に奉存候、其上晩年の子に家を譲り、嫡子をのけたがる人有之甚慎むべき事どもに候。

一 貴人方御隠居、大に御不行跡に奢り給ふ事、杯有ては、御父子の間に候得ば、いかに程忠臣の者も差控不申上、自然と國郡の衰に相成候、其上御隠居後の御子様方は、家老方又は小身の所へ被遣、御本所の御爲に宜様御取計可有事也、ケ様の事は、御親族家老とても申上難きことにて、貴人御自分の御心付ならでは、成がたき事どもに奉存候、但御當主の御不行跡は、御親族御家老杯、御相談御家の爲故、隠居をさせ奉候事も調へ候へども、兎角御父子の間の事は、至て六ヶ敷事に承り申候、夫故貴族方御隠居料は、何程と大體御家柄相應、極有之由、然共横紙破に父の權威にて御心儘成も、折々有之ものにて、貴人方下々迄心得可申事に奉存候。

倉兵と義兵

候。

一 唐も本朝も君の征し給ふ官軍の外は皆倉兵と申者にて、軍に負滅亡仕り、大將へ罪を負せる事にて、義兵は至て稀成者と奉存候、是に付明智日向守殿の悪人と申事は、誰も候存へども、此人とても老年といひ善惡の分ちなき人にもあらねども、信長公御心小さく御身なき後、信忠公御代に軍學といひ武術といひ、其代に並なき日向守を生置ては、天下危しと申、信長公の遠き思召より無理計仰られ、是非むほんを致せとの御仕置故、却て光秀先を致されしものと承り候、秀吉公とても忠義の人にあらず、信長公の御孫信秀公を天下へすへ可申所を、我身天下を取被申、不忠不義日向守も同じ事にして、秀吉公の惡は仕合と隠れ居候。

無爲を貴ぶ

一 御治世に付格別もぬけ候、人才は大に御政務等取扱仕損候事も有之物と承り申候、其様子は其人才開國に生れ不申候故、開國の時君を始、人才寄會御相談にて物毎の御掟も極候事故、治世に成いか程の人才にても開國の時に御極候程の能き掟は調申さず、下々の者もたとへ開國の御掟より能事にて、も下々新法は困り候様に成候物と承候、毎度町人百姓杯に先祖より何もぬけ候もの、却

入札普請の弊

て身の上悪敷取つぶし候者杯、毎度有之候、是も唯其先祖の掟を破り、自分の才を働し、却て横様に相成候杯、纒なる町人式さへ毎度有之、兎角無爲と申事甚目出度敷と存られ候。

一 公儀御普請等秀吉公御代、長束大藏、増田右衛門小身者より立身仕、算勘に達せしより入札を致させ、毎とても下直なる札へ落し、御普請たへは百貫目と存候處五十貫目にて濟候と申様成事にて、御物入甚減少仕候得ども、請負の物ども工手間を盜候故、見分計にて甚鹿末に相成候、此餘毒今以て其通に御座候、是には御心得も有度事に奉存候。

鑄錢の事

一 諸國に銀札と申事有之、此儀に付存寄らず、刑罪人出來申候、國々にて銀札の替に、錢を拵へ候事御免じ候は、日本國中のゆるみに萬民難有がり申べきかに候、此一儀に承り候事は、秀吉公御賢慮に隨分色々の臨時の事を申付て兎角拂底致さすか、天下太平の基と仰られ候由、一應其利なきにもあらねど國々のこんきう甚下々へひゞき、總日本國のよわみかと奉存候、民は國の元と承り候、剩千枚分銅とやら申て黄金を數限りなく貯られ候由、秀頼公御代新たに御召抱の大小名へ金子にて知行を下されしと承り候へ共、何程の名城とても、日本國

中の大名小名を敵に取給ふては、千枚分銅も只當座のがれの事にて、終には落城仕り候、何卒諸國にて錢をいる事御免しあつて、其下地の鐵鹿末になき様に仕度事なり、鍋錢にては惡工の者似せ仕候て、銀札のにせ同前に相成申へし並錢の相場下り申べきかにて候、兎角金銀とも相場と申事無く六十目金十五匁錢に仕度事也。

鑄刑を除くべし

一 墨其面點刑足の筋をたちて歩行な宮男は精をたち三族刑、聖人の國とも思はれざるむごき刑と存候、本朝にてケ様成刑承不申聞も物ろく奉存候、但本朝にても

治に居て風を忘れざる事

一 磔と申刑罪一ツ宥免あらば此上の御慈悲と存られ候。

一 惣て大名小名は勿論御家人の衆に鎬矢花火馬乘、水練、軍學毎年三四度計も御上覽有度事に奉存候、只今は開國に間もなく候へば武備はげしき衆々いくらも有之候へども、御治世打續御代も重り候と、段々生れながらに治世に馴れ武備も唯今程には有之の間敷存られ候へば、此御仕法有度候、至て下々の者にては御上覽に付て出精も仕べし、上様の御顔を存不申御家人いくらも有之、又は格式の有之者故、御目見難成衆の武藝御上覽に相感候は、一入出精難有かり申べきかにて候。

灌漑の備

官山と禁裏用木の事

公家に増祿すべき事

一 諸國御領私領とも田地に害なき場所溜池いくらも有度者と奉存候ひでりの年に殊の外助に相成可申候。

一 御用木杉檜松楠樺

右は富士の裾野、木曾山と申御用木の山も有之候へ共、五畿内に無之候、禁裏御普請等臨時の節夫々御買上に相成候ては、商人共の設のみにして、夫程木もよろしからず、且は御用木にては御入用も少く永代の事にて目出度奉存候、御支配は御代官方御兼帯にて調可申かに候。

一 秀吉公御代より知行四ッ物成に相成、甚小祿の者拂底仕候事に候、何卒被成方も可有之事かと奉存候并に公家方二十石取と申御身上、扱々乍怒氣之毒成物に奉存候諸商人ども、十人か九人は公家方と申と、鬼神の様に心得賣掛も仕らす、何卒被成様も有度事共に候、當時關白殿下を初として揚名の官にして政をいろひ給ふ事はなく、明暮歌をよみ香車風流計を翫ひ給ふ故、至て小祿の高家衆は歌もよまず、大方強飲に酒をたしなみ、身かろき故、密々勝負ごとの場所へ入込、或は貧き賣女杯の者に耻とも思はず、馴通ひ、果は賣女を本妻に直し申さるゝ類も、内々相聞へ候、是貧敷より事發り、扱々御笑止成物に御座候、何卒

諫言につきての心得

人和大量なれば人々なつくべし

神主の事

惣公家衆の中へ三萬石計遣候はゞ、御行儀も直り申べきかにて候、且は禁裏様御守護も重く相成候かにて候。

一 御上洛の儀權現様當上様度々被遊、目出度御事に奉存候、禁裏様を敬ひ玉ふ御冥加と奉存候御代替り候とも、此御掟の替り申さぬ様あり度奉存候。

一 唐土にて無類の悪き君に、諫文をあけて迎も用ひ給はぬことは合點にて、後代歴史又は文集等に、忠臣の名を残さんと死を輕んじて諫文を奉る人多く、歴史に見え申候、此一儀本朝にて承り不申、兎角諫言をば人知れず申上ること實に忠臣にて、本朝隱密に諫言を申上るが仕來りと難有事に被存候、其上兎角君たる人は、天然と寛仁大度に人和あるものと承り候、權現様へ木村長門守御目見仕、君の御物語に懷舊を催し、大阪へ歸り候ても甚感じたてまつり諸國の大、小名思ひ付奉るも尤也と、後藤又兵衛へ語候由天下を知しめすは寔に天授の御事に被存候、唯人和大量に候へば、人々なつき御爲と成事は、さまで無之事も申上其内にて御爲に成候事も有之にて候。

一 近年神主を拵へ、唐土の風を眞似候人も有之候得共、何れも何宗ノと相成候上は神主を別に拵候にも及ばぬことかにて御座候、ケ様のこと杯皆金銀有餘

書畫骨董購入に關する注意

信綱も亦翁の書に私淑したるか

重宗の筆蹟

武士が名刀を好むは治世に亂れざる武備第一なり

治亂興廢の迹を説く

る人の物好より出來仕、あながち孝行の志より拵候事とも存られず、氣の毒なることに被_レ存候。

一 惣て唐畫又は墨跡類流行候故、段々直段上り候處、兎角畫の方よけいに墨跡はまれに御座候。此段目利人とも咄合候處、畫は似せよく、書は筆意甚六ヶ敷候故、似調ひ難く候由、義政公御物の畫の當時殘、所々に有之候内、偽物も随分有之候と承り候。左候へば、高直の物は心得なくてはうかとは調難き物と奉_レ存候。

一 私か手跡御賞美、御手本周防守様へ先年差上候段、御聞に達せられ、今般認上候様奉_レ恐入候へども、御意の通認差上候、唯何流と申物にても無之私流にて御座候。

但光悅御手本上られ候事、虚にてこれなく、聚樂廿四町組御掟書の内板倉周防守様御直筆卷物一卷有候所、光悅様にて今につゝがなく、組町十五日宛預り甚々大切に取扱候。

一名作及物の事、是は私先祖よりの業体にて、目利仕折紙も御所望の節は差上候へ共、又新身とても名作におとらぬ者有之、此後とても昔の名作におとらぬ名人いくらも出可申、左なくては千年も後迄當時直高き名作は殘申間敷、既に天

國などは私も見申さず、たまに有之候物も多く、偽物にて御座候惣ていか程の名作を持御大將も、心得悪しく候へば何の詮なき物に候。左申上候へば名作の折紙もいらぬ物なれども、昔より仕來り候事にて、武士の名作を御吟味御賞翫被遊候事は、治世に亂れ玉はぬ武備第一と奉存候。當時新身にても一條國廣杯後代正宗、宗近程にも相成可_レ申、其外新身に名作後代いくらも出來可_レ申、但名作物杯を小知行の武士方、扱候と却て過も出來申べし、小身衆は新身のよき物を嗜申さるべきかにて候。惣て及物によらず昔計にて此後出來ぬと申事は、決して不自由の論にて今□年も後にも及物を始め何に寄らず不自由は有間敷、只今さのみ賞翫仕らぬ諸道具陶器一切の物、後代直の上る物と、當時直高き物之後代直の上る物とも、色々有之べし、兎角天地造物細工程、恐入候者は有間敷奉存候、是を神明と可_レ申と存られ候。

一 公衆武家の御代のこと、兎角頼朝公日本を奪ひ給ひし様に、書物にも顯し有之候へども、能々考候處、決して左様にも無之、自然と武家の御治世に成候様子、一朝一夕のことにあらず、王天下の昔は郡縣にて諸國へ三ヶ年、遠國は五ヶ年、公家衆を禁裏か被遣候て、其下司の小役人、國々に幾人も有之、任に參りても、右の

下司にまかせて、任の内格別政務を取捌申さず、又國侍故土地の案内も能存候故、任に參り候人より、物每巧者にて、其内には色々人柄も有之、自然と大家に相成候事にて、公家衆の内にも、貴族は任國へ赴給ふこともなく、都にいつも被成_レ御座、御領國は國司代國侍支配仕、毎年々貢米を納る事にて、昔の公家方御知行は、甚少祿に相聞へ候て、日本國々米穀禁裏の御藏入に罷成、知行の品は高家方にも色々可有_レ大體有_レ之處にて考べし、夫故何ヶ國の物成を以て、御寺建立と申、毎度御記に有之候、しかし公家衆に知行とは申乍ら、攝家方に於ては、御政務只御心の儘に被成候事故、まして米穀などのことは申に及ばず、其時代の趣にて考べし、土佐日記杯の様子にては、貫之など至て小祿の人にて、當時の百石位の者に相見え申候、然共攝家は日々富榮、立后も攝家の御令女ならではならぬ様に此御腹の御子ならでは、王位をもたせ奉らず、他腹はたとへ嫡子とても、親王又は姓を給ふか御出家かにて、攝家腹の皇子を嫡子に立ることに成、次第に王位衰へ、藤原氏我儘に成、關白師輔公道隆公、別て御堂の關白道長公、御果報目出度國母上東門院を始、皇后は勿論三代計打續き、天子の外祖として、天下の事何によらず、御堂殿の御心の儘に候所、嫡男宇治關白賴通公關白職は持ながら、後三

條院直に政事聞召れ、爰におゐて藤原氏の勢ひ大にかわれり、後三條院位を東宮に譲り給ひ、仙洞に於て天下の政事、大小となく御心の儘に取計ひ給ふ、此例初て成、政事に於ては專一ながら、後には仙洞當今御中不和の事なども、却て出來候事舊記に顯然たり、然るに鳥羽院保元々年崩御、同元年崇徳院御謀反、當今は後白河院、官軍白河の仙洞を襲撃、即御敗北、此時の軍、君は御兄弟、攝家も兄弟法性寺殿 宇治賴長殿武將は父子爲義、爲朝東西に立別れ有べき事にもあらず、少納言信西と申、當今御乳母子博學多才の者、當今の出頭にて、かれが計ひとして新院を遠所にうつし奉り、御子重仁親王を御出家させしこと、甚かなしむべし、今にて考候へば、何卒御和談有て重仁親王を東宮に立給は、_(二字不明)此軍は有間敷事成をおしむべし、其後右衛門督信賴、當今の出頭□□の故を以て也、右衛門督謀反義朝と申合、當今を離宮へ押込其身王位を奪はんとせしも、清盛重盛の軍功にて速に伏誅、これ清盛に權威加るの始也、又後白河御子七十八代二條院崩御の後、七十九代二條院御子六條院十一歳にて御位をおろし、新院に成給ふ、八十代白河院、御末子高倉院即位、加様に御自分の御勝手に御取計故、諸國の國侍も、自然と上を敬はず、平家も再び公家にもどり、何やら濟ぬものながら、都に一門親類やかた

を並べ、日々政務を取計ひ、後白河院を鳥羽の離宮へ押込、或は都をうつし、色々の非儀打續き、源平の軍起り、一天の君西海の浪にしづみ給ふ上、平家の一族滅亡、是も後白河院宣にて、右幕下の旗をあげ給ふ也、私軍にあらず、是より諸國亂れて禁裏の御下知にしたがはず、右幕下の勳功にて天下太平に成て、武家天下を始め、萬民安堵の思淺からず、其後漸く頼朝公三代にて亡び、北條義時天下を取、京都より貴族を招き奉り、將軍と仰、其身は執權にて我儘に天下を取治たり、就中二位尼政子の方時政嫡女 頼朝公の御内室邪智たくましく、時々政務をいらひ、邪のみ多く、仙洞後鳥羽院、新院土御門院、當今順徳院思召立、官軍を以て逆臣北條を亡ぼさんとしたまふといへども、時運來らずや有けん、時政の孫泰時十萬騎の大將として責登り、宇治勢田のかため一日に破れ、君御三所とも泰時の計ひとして、遠所にうつし奉り、聞も涙のかわく間もなく、憎き北條が取扱ひと乍、申是非なし、其時四條院位につき給ふ、此君は後鳥羽院のまたいとこにて、御連枝ながら甚遠し、しかるに故ありて四條院俄に崩御、關東の指圖として、後嵯峨院御即位、彌關東權強くなり、其上泰時日本國の者に元服の儀仰付られ候、夫迄は下々の者迄も總髮にてかねなども付候由、此時に改り、日本國は關東の物と下々迄存候様

にどの御事にて、又後嵯峨院の御遺命と偽り、御兄弟かわり、位を持給ふ様に取計ひ、皇統ふたつに分れ、彌王位衰へ、其後最明寺時頼攝家を五家に分て、攝家の勢を分ち給ふ、尤泰時君三所を遠所へうつし、惡逆無類といへども、至て賢君にして小松内府、楠公に續ぎての賢君故、天下泰平に此代武威盛んなりあり、筆限りあり、是非は見る人の心も有べし。

御代々藤原氏の御外祖たるの君を記す、但鎌足公より代々攝家より立后、其敷書記するにいとまあらねば、遠き御代は略之

大職冠鎌足公より凡代々立后は藤原氏より御入内、長きにより遠き御代略之

六十六代 一條院 母東三條院詮子、兼家公女御堂殿姉なり、

六十七代 三條院 冷泉院太子、贈后超子、兼家公女御堂殿姉なり、

六十八代 後一條院 一條院太子、母上東門院御堂殿女、

六十九代 後朱雀院 母上東門院、御堂殿女、

七十代 後冷泉院 母贈皇后嫡子御堂殿女、

七十一代 後三條院 母陽明院禎子、三條院皇女此御代より攝家少衰、御堂嫡子宇治關白頼道、三十年宇治に籠居、

七十二代 白川院 母贈皇太后茂子、能信公女、宇治殿と御中能普の様にはなくといへども、再出仕政務に預り給ふ、

家父光悦は生涯へつらひ事至てきらひの人にて、殊更日蓮宗にて信心厚候故、右ヶ條にも儒者の見識と違ひ候處も數ヶ所有之、此ヶ條差上られ候事、其子孫の者後難を恐れ候得共、何分御所望の事故何の障も是なし、但文錢等の事は此ヶ條の内より思召付候事歟、甚恐入候事共也、勿論他へ出候者にも無之、只家の規模に寫し置者也、尤上覽にも入候よし。

翁の信仰

翁が世俗に媚びず權勢に屈せざる凜乎たる氣象、文華を斥け貨殖を好まざる淡如たる風格は、法華經の信仰より出でたるもの多きにあらん、翁が熱烈なる法華信者となりしは父母の感化與りて力あり、其信佛的行爲は甚だ多くして、枚擧に違あらず、常に喜びて僧侶と交遊し、寺院を建立し、自らが庵側に佛堂を設け僧を招じて開祖となせり、翁は其鷹峰の地を得たるを我親の善心の賜なりといひ、一門の繁榮を見ては祖先の應報なりと歡び、

翁の信佛的行爲

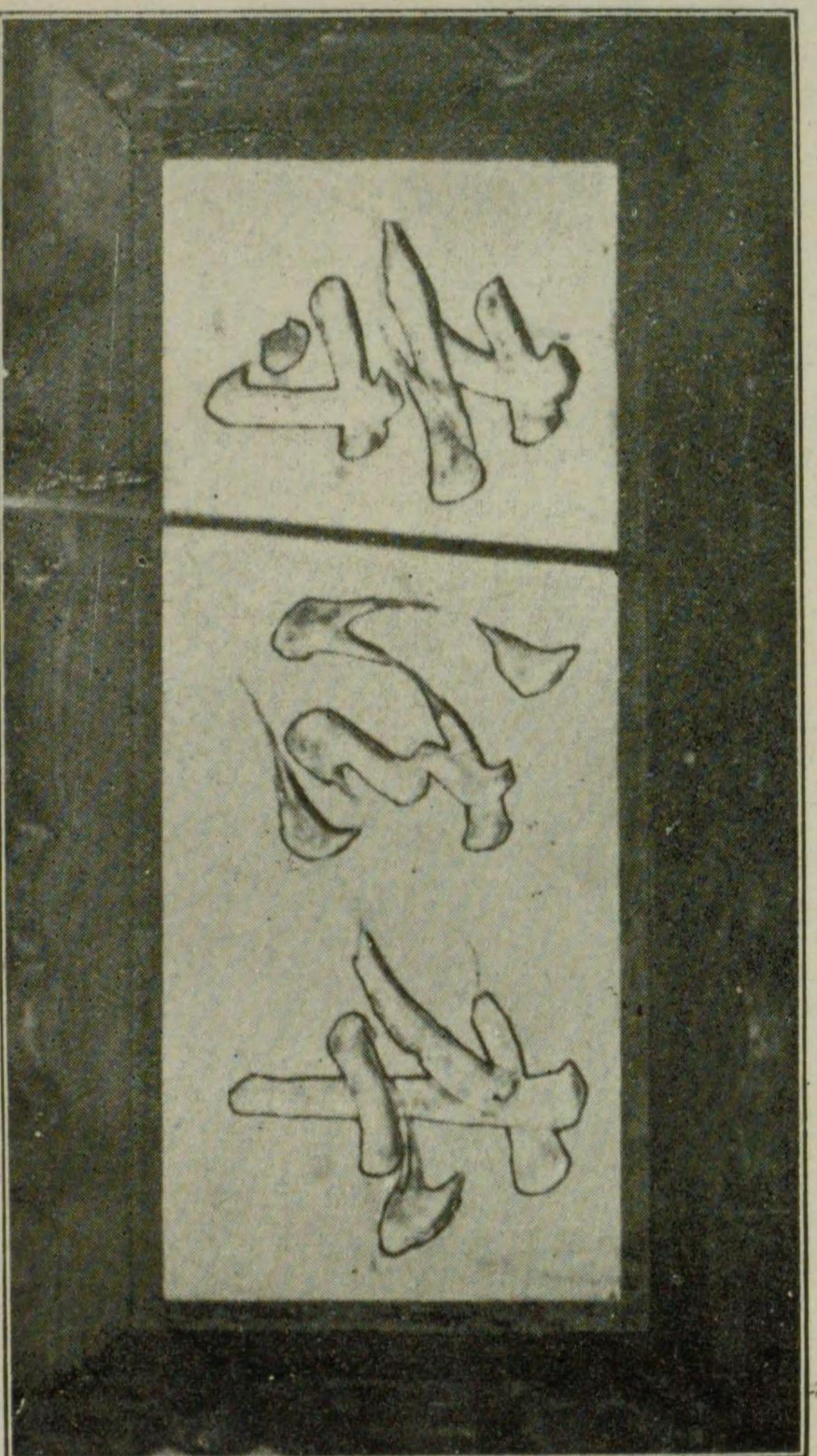
翁の宗教的解釋

日蓮宗寺院に翁の扁額揮毫

翁の信仰と其藝術

新年の書初めに佛法流布の祈願を籠め、板倉勝重の卒去後はその供養塔を築きて日夕の報謝を怠らず、常照寺に檀林學徒の研學を希ひ、妙秀寺に亡母の冥福を祈り、本法寺に道風の書十卷の法華經を寄進し、又同寺内に巴の庭を築き、同志六人と共に妙顯寺に註書讀を寄附しては卷末の記名に其筆頭たりき、翁又特に經文を謹寫して妙宗の寺刹に寄せ、又當時海内第一の技を以て下總中山法華經寺の「正中山」、祖師堂、妙法華經寺「甲斐身延山久遠寺」の「通本」、同本遠寺の「本遠寺」、武藏池上本門寺の「本門寺」、京都本法寺の「本法寺」、同立本寺の「立本寺」、及び鷹峰常照寺檀林の「學室」等大字の扁額を揮毫し、ことに本門寺の額に至りては幾多の傳説をのこしたる等、終始一貫皆信仰心の發作なり、翁が神靈的藝術も亦實に其根底をこゝに有す（翁の鷹峰經營及太虛庵の閑居、翁の終焉

と光悦寺參看）



額扁堂本寺法本 都京

光悦翁揮毫の立正安國論

立正安國論
旅客來歎曰自近年
以近日天變地大創維
痲痺編滿天下廢道
地上一片空卷殘骨
死路招死之輩既超
十牛不心之孩敢無
一人悲願或專利初也

京都

妙蓮寺藏

翁の書寫したる經卷

なり。

本堂の額本法寺は光悦翁の書なるが、法の字二水扁になせり、これは當山の門前に小川の流あれば、態と一點を略されたるものなりといひ傳へたり。

○光悦の書寫したる經卷

- 觀心本尊得意抄 一卷 (京都本法寺藏)
- 法華題目抄 一卷 (同)
- 如說修行抄 一卷 (同)
- 立正安國論 一卷 (京都妙蓮寺藏)
- 始開佛乘義 一卷 (同)
- 同 一卷 (京都本滿寺藏)

【光悦書】○光悦寺什寶

- 南無多寶如來
- 南無妙法蓮華經
- 南無釋迦如來
- 南無本化四菩薩

翁が佛法流布祈願の書初め

南無天台大師

南無天台大師
南無妙樂大師
南無傳教大師
南無日蓮大士

【次僧】

南無六老僧

南無日本國中上人

南無中山開山上人

南無代々上人

南無本法寺開山上人

南無代々上人

天下一同佛法流布

臨命終正念即身成佛

寛永四年正月朔日

本堂

一巻 (京勝本新寺藏)

一巻 (同)

一巻 (京勝本新寺藏)

一巻 (同)

一巻 (同)

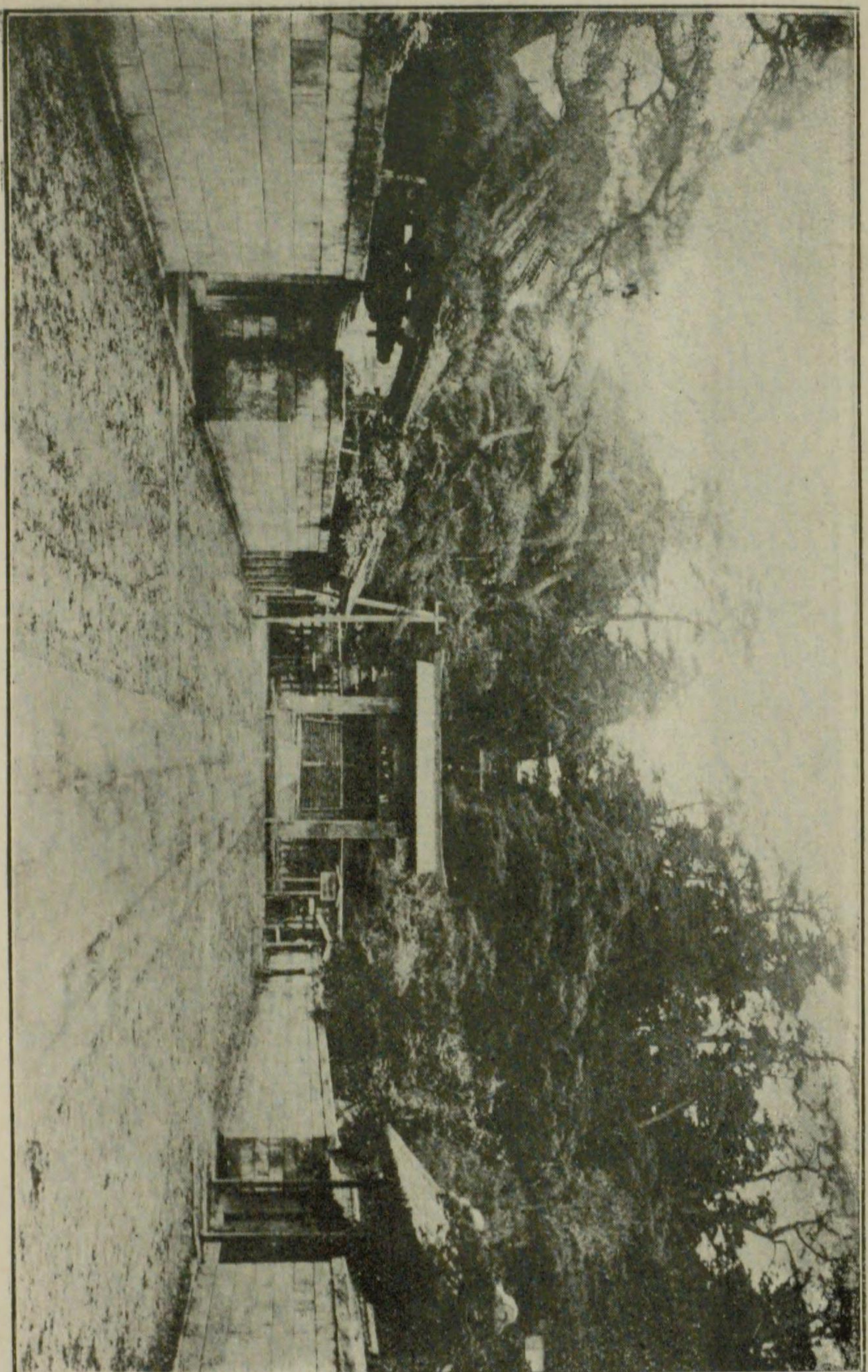
一巻 (京勝本新寺藏)

太虚庵
光
敬白

悦花押

南無妙法蓮華經
南無釋迦牟尼
南無天台大師
南無妙樂大師
南無傳教大師
南無日蓮大士
南無六老僧
南無日本國中上人
南無中山開山上人
南無代々上人
南無本法寺開山上人
南無代々上人
天下一同佛法流布
臨命終正念即身成佛
寛永四年正月朔日
本堂

藏寺悦光 筆試の年四永寛、翁悦光



武藏國池上本寺總門

池上本門寺の額

實相常住如天甘露今釋妙法能通實相

【池上長榮山本門寺誌】第五項建
物總門

額は太虚庵光悦の筆、本門寺の三字を書す、相傳ふ此額を認めんと欲して長持に三棹程書きしも意の如きを得ずして遂に終る。後門弟子其中より撰て今の額となすと聞けり、通俗一字千金の額と呼ぶ、亦た宜なるかな。

○尙本門寺誌によれば同寺樓門長榮山の額も翁の書なるものゝ如し。

【埒忠詔氏談】

品川東海寺額(朝鮮人の揮毫と、池上本門寺總門の額は關東の双額といひて最も有名の額なり、予詔○忠氏之を亡父に聞く、本阿彌光悦は三千圓の額を本門寺に寄附せんと努力して本門寺の三字を習ひたり、其反古長持三ツに満ちたりといふ云々。

【書家小野鷺堂氏談】

池上本門寺の額、本門寺の三字光悦の書なり之を揮毫するため三字を専ら習ひたるが其反古三棹の長持に満ちたりといふ奇談よりして甚だ有名なり云々。

【本門寺僧柳川義行師談】

光悦の書かれし文字は何故なりしか本門寺なりしが額面調製の時他の人一を

入れて本に直したるなりと傳ふ云々。本門寺に於ては、（以下略）

【福井利吉郎氏談】

甲州身延本遠寺は慶長、元和の頃、日重、日乾、兩上人と共に日蓮宗の傑僧と呼ばれし心性院日遠上人の創建せし寺刹なるが、當寺にある「本遠寺」三字の扁額は、光悦翁が、亡父光二、亡母妙秀菩提のために寄附せしものにして、扁額の裏面に、日遠上人自書の文あり、又慶長十九年に調製せられたる當寺過去帳には、光悦翁の法名を最上段に記載せり、是等によりて考ふるに、光悦翁は法華の篤信者なりしと同時、日遠上人と親しき間柄にて、同上人より深き尊敬を受け居りしこと、察せらる。

翁と日遠上人

【日蓮宗本遠寺扁額裏書】

同寺門外、（以下略） 之當寺、以備報謝者也。

寛永第三丙寅孟秋如意珠日

日 遠花押

【法華道人語録】

（以下略）

翁と日乾上人

太虚庵光悦と寂照院日乾上人とは、必定親しかりしならん、鷹峰常照寺の開基が乾師なるにても知らるべし、又乾師の筆蹟の光悦の筆蹟によく似たるものあり、乾師も書を光悦に學びたるやも知れず、光悦と乾師とは共に當時の大立物なるに、兩人とも鷹峰に住みたるは、因縁淺からずといふべきなり、灰屋の主人は光悦に忠をつくし、愛妾吉野が乾師に歸依深かりしさへ、亦面白き奇縁なるめり。

【妙顯寺所藏註書讚奥書】

奉寄進註書讚

妙顯寺大坊常住 唐紙 本阿彌光悦 軸并表紙 本阿彌光珠

日鏡花押

宗知

安田宮内卿喜春

箱 本阿彌庄兵衛

【光悦翁書】

○神阪氏所藏幅

（以下略）

註書讚の共同寄進

終不以小乘濟度於衆生、惡鬼入其身、罵詈毀辱我、如下風於空中、一切無障礙、
あしのはのすかたはふねに、たれともなにはのひとをえこそわたさね
心とはよこさまにふる雨のあらしかせこそ夜るのまをうつらめ
たちわたる身のうき雲もはれぬへしたへぬ御法の鶯の山かせ

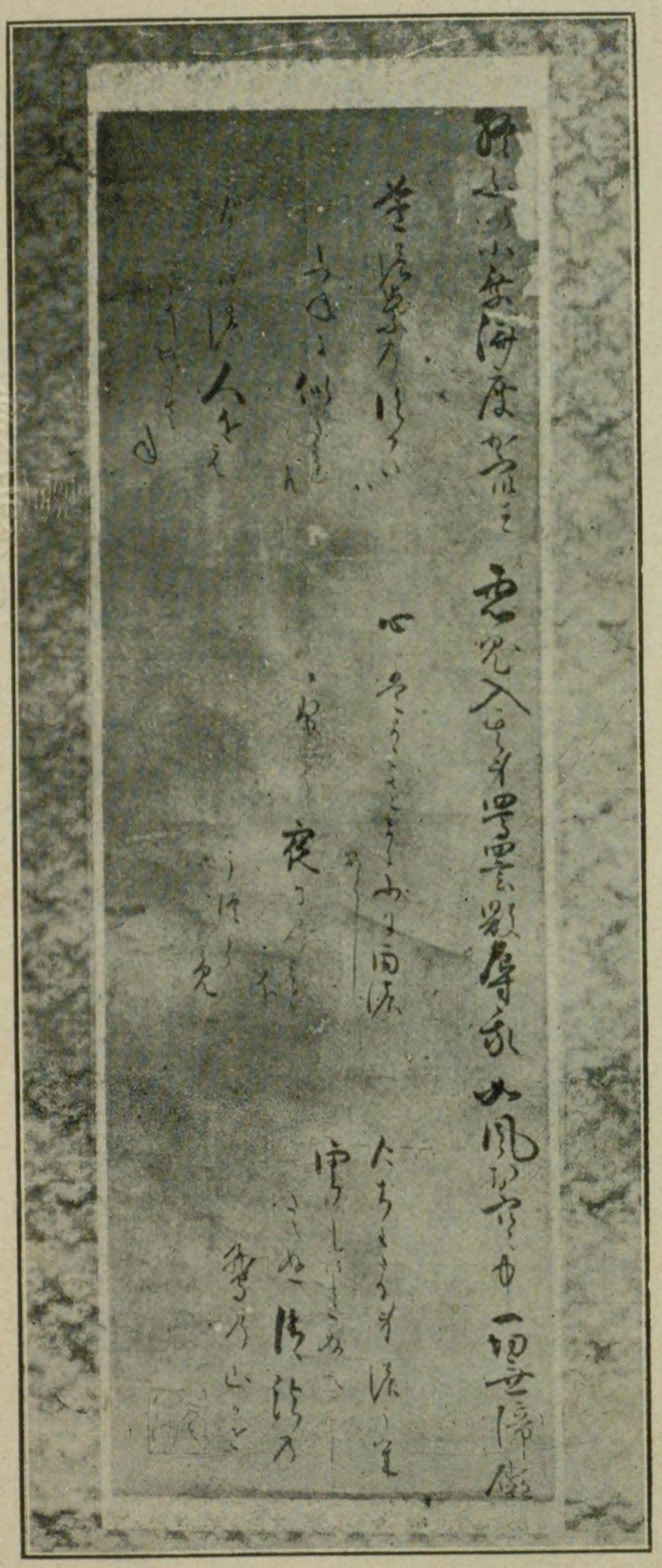
【妙顯寺貫主河合日辰師談】

光悦翁揮毫神阪氏所藏の幅書は、遂に小乗を以て衆生を濟度し玉はず、惡鬼其身
に入りて我を罵詈毀辱するも、風の空中に於けるが如く、一切障礙なしと讀む、遂
不以小乘濟度於衆生は、法華經第一卷方便品に納められたる句、惡鬼入其身罵詈
毀辱我は、法華經第五卷勸持品に納められたる句、如風於空中一切無障礙は、法華
經第七卷如來神力品に納められたる句なり、而して三首の和歌は宗祖日蓮聖人
の詠じ玉ひしものにして、初の「あしのはの云々」は方便品の句に因み、次の「心とは
云々」は勸持品に因み、最後の「たちわたる云々」は、如來神力品に因みてよまれし
のなり、但予が所持の書物には、第二番の和歌上句は、おのづからよこさまにふる
雨はあらし」と記しあり云々。

【本阿彌行狀記】

...

光悦翁書、日蓮上人三首



京都 神阪雪佳氏藏

國恩を忘れず
正直に悪魔の
心さゝぬ様の信

高士時代の四高

勢は黙々たら
す、偏狹なら
ず、宗教臭く
なし

一佛神御尊敬の事も、只古來より有來候寺社を随分破壊不仕候様に御大切に御取扱遊ばさるべし、上様を始貴人方は、天下を泰平に治めたまひ候へば、佛神の御心にもかなひ候へば、別に御信仰いらぬかにて敬て遠ざくと申所と奉存候、其上佛法次第に繁昌仕候事故、段々隱密に破戒の僧も出來仕べし、時々御吟味しかるべきかにて候、此事を四百年も以前より親鸞などは見出して、師の命にそむき新宗建立の事、忤入候知見と奉存候、併只今にては、六ヶ敷宗旨に相成、亂世などには甚恐入候ものにて、門徒の者共の心、御政務の害にも成べき宗法と存られ候、又私式の信心は、只國恩を忘れず、正直に悪魔のさゝぬ様にと信心仕候。

【高安月郊氏談】

光悦と同時代に於て、都の四隅に四高士の高嘯し居たりしは、兎に角奇觀なり、石川丈山は東北の一條寺に、光悦は西北の鷹ヶ峰に、松花堂は西南八幡に、佐川田昌俊は南薪村に、何れも社會の羈束を脱し、世間を睥睨して、思ひのまゝに世を過したり、中にも光悦は、昌俊の如く黙々たらず、丈山の如く偏狹たらず、松花堂の如く宗教臭くなくて、世に附かず離れざるは妙、其修養非凡の功なりといふべし。

一六、翁の兄弟及子孫

イ、翁の姉法秀及妙光

并に光悦家と尾形家との關係

翁の姉妙光は、本阿彌宗家九代光徳に嫁して、女妙山、男光室、光榮、光益を生む、妙山は光悦家に入りて光瑳の妻となり、光室は宗家を相續し、光榮、光益は分家して翁と共に鷹峰に住したり、妙光は富家に生れて富家に嫁し、元和三年其歿したる時は、夫光徳は年耳順を越ゆる幾ばくならず、光室家を嗣ぎ、餘子亦長じ里方には偉人光悦天下に雄名を博したれば、妙光は終生順境の人なりしなり。

長姉法秀は、尾形道柏に嫁し一時貧苦を嘗めしが、後、家道漸く榮え、子宗伯の代に至り吳服商を營みて東福門院御用を仰付け

男 妙光の一女三

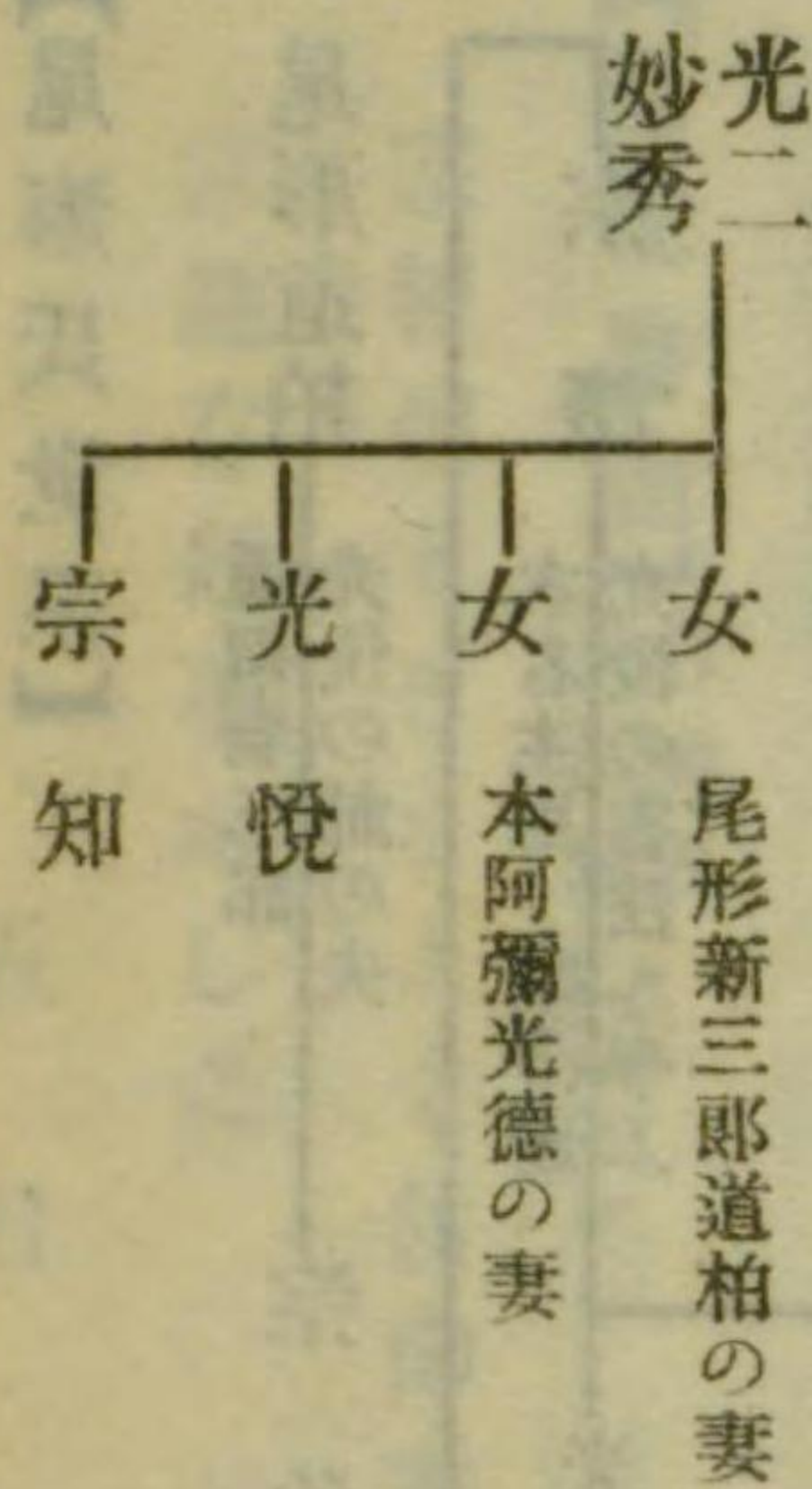
妙光は終生順境の人

法秀子孫の發

尾形家の双壁

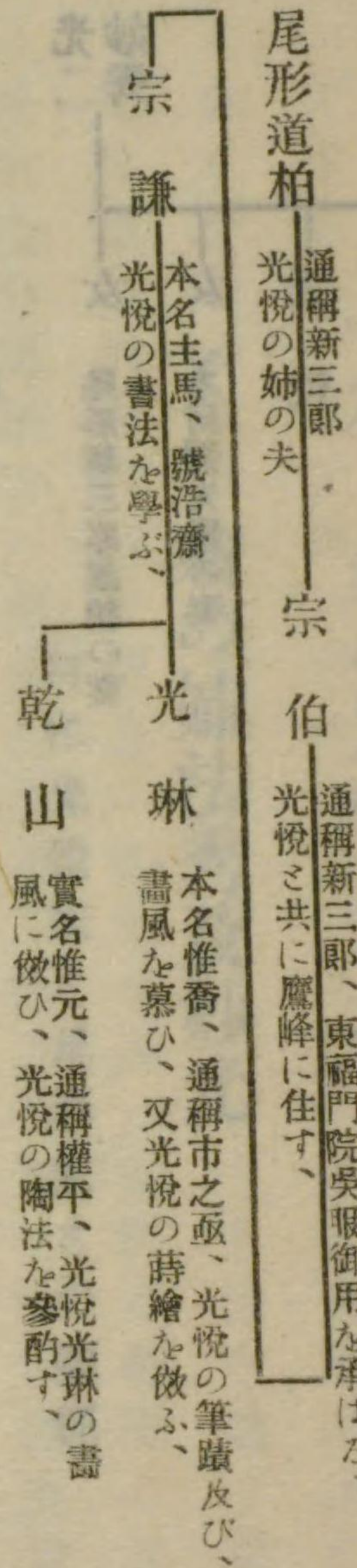
られ、家計いよく、富裕となれり、宗伯は翁と共に鷹峰にすまひ、宗伯の子宗謙は少時翁に就きて書道を學び、宗謙の子光琳、乾山は翁の歿後に生れて共に翁の藝術に私淑し、雷名天下に高く、家名を後世に顯揚せり。嘗て法秀が道柏の家に嫁したる時、光二が法秀の貧しき生活を哀れみしに、妙秀は「先祖の善心なるに勝りたる實のあるべきか、第一夫婦中のことは心安く思はれよ、頼母敷事也」と、法秀が未來を樂觀したる一事は、尾形家子孫の繁昌を豫言したるもの、如く解せられて妙なり。(翁の母妙秀「鷹峰古圖考」參看)

【本阿彌氏世系】



尾形家歴
との關係

【尾形氏世系】



【本阿彌行狀記】

妙秀が子孫には、世の常に替りたる者多くあり、光室が母は光悦が姉なり、柔和にして智惠秀でたる故本阿彌家のこと夫光徳も女に談合しける。

【本阿彌行狀記】

台徳院様 ○徳川 秀忠 御臺様の御輿いらせられし時聚樂より伏見に彼妙秀が孫尾形新三郎 ○宗しほれたる袴かたぎぬにて御供に參り、其後も常に御式臺に詰申けるが、ほどなく天下の御臺様とならせられし故、大坂へもあふせ進せられ吳服をさし上、御臺様の御用は申に及ばず、其筋目を以て、今に到るまで上々様の御影にて、彼者の子孫見かけ能世をわたり申也。

口、翁の弟宗知

翁の弟宗知は、かくれなき正直者なりしが、本妻を離別したる侍と交りしより、母妙秀の意に乖りて勘當せられたり、後、翁が鷹峰を拜領して京都より移住したる後は、宗知も間口二十間の地を得て居住したること鷹峰古圖によりて知ることを得。翁が狩野宗安、本阿彌光珠、安田喜春、本阿彌庄兵衛等と共に妙顯寺に註書讀を寄進したる際は、宗知も亦其中の一人に加入したり。宗知正保二年閏五月十八日歿す、法名を「惠光院宗知日定」といふ。(翁の母妙秀參看)

【光悦書簡】 ○神坂氏所藏

宗智煩すきとよく候御書之通可申届候、手習之儀依念劇無時分從是可申候委細宗運存候事かしこ

五日

光 悦花押

二百七十一

かくれなき正直者
妙秀の勘當を
受く

正保二年歿す

妙光の内助